

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

浦和大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. 実学教育の支援と社会・地域連携	82
V. 特記事項（なし）	
VI. 法令等の遵守状況一覧	87
VII. エビデンス集一覧	99
エビデンス集（データ編）一覧	99
エビデンス集（資料編）一覧	100



## 1. 本学の建学の精神・基本理念

学校法人九里学園は「実学に勤め徳を養う」を校訓として掲げている。この校訓は、本学園の創立者である九里總一郎（くのり・そういちろう、大正 13(1924)年～平成 17(2005)年）が掲げたもので、浦和大学を含め、九里学園の設置するすべての学校の建学の精神ないし基本理念となっている。

本学園は終戦直後の昭和 21(1946)年、珠算・簿記・英語を指導する私塾から始まる。当時の事情について九里總一郎は、「見渡す限りの焼土にたたずみ、この混乱期の最中に日本の将来を考えた私は、祖国の復興はまず教育にありとの信念に燃え、憂国の情熱は学校作りに向けられた」と「学園 40 年史」に記している。そして校訓「実学に勤め徳を養う」については、「福沢諭吉の『学問のすすめ』の中に『もっぱら勤むべきは、人間普通日用に近き実学なり。例えば、いろは四十七文字を習い、手紙の文言、帳合のしかた、算盤の稽古、天秤の取り扱いなどを心得、なおまた進んで学ぶべき箇条は、甚だ多し』という言葉があるが、私はこの言葉にいたく感動し、校訓として『勤実学養徳』としたのである」と述べている。さらに、実学教育については、「実業に役立つ学問から、この世に実際に役立つ学問、または役立つ人間になる事、更には世の進展に対応できる人間になる事が実学教育の基本であり目的である」と説明している。

この校訓ないし基本理念は、有能な経理担当者の育成と経済人の養成を目標に掲げた専修学校及び高等学校の経営において、多くの実績を積み重ねた。そして学園創立 40 周年を機に設立された「浦和短期大学」は、こうした一貫した教育の理念に導かれ、「来るべき新世紀をリードし得る国際産業人の育成並びに OA 時代を生きる有能な人材の養成」を教育目的として、「経営科」「英語科」の 2 学科をもって開学した。その後、学園創立 50 周年を機に第 3 の学科として「福祉科（社会福祉専攻、介護福祉専攻）」が設置された。

この福祉科の設置に当たり、九里總一郎は、あらためて建学の精神を見直している。この見直しは、わが国が戦後の経済復興を経て、終戦直後の産業復興優先の時代背景が大きく変化してきたことに起因するものであった。九里總一郎はこの経緯について「九里学園 50 年史」に次のように記している。

「1990 年に入り、我が国の成熟に大きな反動と反省をうながす空気が濃厚となってきました。教育の面においても、学校のあり方においても、多くの問題が提起されるようになり、私自身も、失望やら不安やらに悩まされる日々が続くようになりました。それは一言でいうならば、『衣食足りて礼節を知る』という聖賢の教えが逆方向に進んできたことです。『礼節を知る』どころか『忘れる』『捨てる』という現象が蔓延し、人間の心の存在さえ疑わざるを得ない事態に直面するようになってきたからです。少子化現象は益々進み、超高齢化社会が眼前に迫ってまいりました。産業の空洞化は、心の空洞化を生み、個人主義は利己主義となり、家庭そのものが破壊に向けて歩みはじめたようであります。

私はそこで改めて建学の理念に思いをいたし、『徳を養う』という面を一層高揚しなければならぬことを痛感し、福祉教育を取り入れる決意をしました。浦和短期大学の福祉科設置は、人間性の新たなる復活を目指したものであります。社会福祉コースと介護福祉コースは、本学園 50 周年を記念して開設されることとなりますが、これは単なる技術や学問だけでなく、心の持ち方が最も重要で、人間愛、奉仕のやさしい心、思いやりの心が、何よりも重要な課題となります。道徳とか倫理という学問は、机上の学ではなく、実践の

学でありますから、実学教育の重要な要素であります。『徳を養う』という本学園の建学の精神は、創立 50 年目に、福祉文化の創造という形で再び燃え上がったのであります。奢りや自惚れは、心の病を生み、社会も家庭も学校も、心の復活、精神の修練を今求めつつあるのではないのでしょうか。1996 年以降は、そのような時代にしなければなりません。」

時代の変化に対応したこうした建学の精神の見直しを踏まえて、本学園は福祉教育に大きく比重を移すことになった。そして平成 15(2003)年に、浦和短期大学福祉科の一部（社会福祉専攻）を改組し、医療・介護・保健・心理・情報など現代の社会福祉を取り巻く諸分野を包括し、総合的な福祉実践力を身につけた人材の育成を目指して、「浦和大学総合福祉学部総合福祉学科」が設置された。さらに、学園創立 60 周年を機に、「浦和大学短期大学部経営情報科」「同英語コミュニケーション科」（平成 15(2003)年の浦和短期大学の改組時に「経営科」「英語科」をそれぞれ改組したもの）を再改組し、平成 19(2007)年に、次世代を担うこどもの保育・教育・福祉に関わる実践力を身につけた人材の育成を目指して、「浦和大学こども学部こども学科」が設置された。

そして学園創立 70 周年を機に、平成 29(2017)年度からは、こどもの健全な育成に関する分野で実践力を備えた人材の養成を目指して、こども学部の中に、小学校教員養成課程を持つ「学校教育学科」が設置された。さらに、令和 2(2020)年度には、「福祉」を人間の幸福と広義にとらえ、総合福祉学部を社会学部に改組した。そしてそこに、総合福祉学科に加え、社会的存在としての人間の幸福を考究し、実践する能力を具えた人材の育成を目指して「現代社会学科」が設置された。

本学は現在 2 学部 4 学科からなるが、いずれも「実学に勤め徳を養う」という建学の精神・基本理念に導かれており、「実学教育をもって人間形成をはかる」という営みは、今日も変わることなく続けられているのである。

## 2. 本学の使命・目的

建学の精神に基づいた本学の使命・目的は、一言でいうならば、「実学教育をもって人間形成をはかる」ことである。これをパラフレーズして、学則には次のように記している。

「浦和大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、『実学に勤め徳を養う』の建学の精神に基づき、社会の要請に応じて、広くかつ深く高度な専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い知識に基づいた実学教育により、国家社会の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする」（学則第 1 条）。

法の下、建学の精神に基づき、円満な人格、豊かな教養を備え、勤労と責任を重んじる国家社会に有為な人材を育成すること、これが本学の目的であり使命である。

そして、建学の精神に基づいた本学の使命・目的を、今の時代を生きる若者にとってよりわかりやすい表現を用いて掲げられた「浦和大学のミッション」では、基本コンセプトを「社会に役立つ“真の優しさ”を育む」とし、ブランド・ステートメントとして「浦和大学は専門的かつ実践的な教育によって学生が本来持つ『やさしさ』を、知識と技術で変化させ、真に社会に貢献する人間を育てます。ひとりひとりを尊重し、互いに支え合う明日を目指して。私たちは学生たちと共に、挑戦と成長を続けます。」と、大学の目指す教育・研究の方向性を宣言している。

### 3. 本学の個性・特色等

本学の個性・特色は、建学の精神「実学に勤め徳を養う」に端的に示されているように、「実学教育の重視とそれによる人間形成」である。保育・幼児教育、学校教育を専門分野とするこども学部と、総合福祉、現代社会学を専門分野とする社会学部それぞれの、建学の精神や大学の使命・目的に導かれた教育上の個性・特色は以下の通りである。

#### 〈こども学部〉

こども学部の教育上の個性・特色は、以下の如くである。

- ①建学の精神である「実学に勤め徳を養う」に基づいて、こどもの健やかな成長・発達にかかわる人間教育・専門教育を行う。
- ②保育、教育など、こどもに関する学問領域の基礎・基本を幅広くかつ実践的に学び取り、資格や免許状の取得につなげる人材を育てる。
- ③こどもに関する総合的な理解を深め、現代のこどもをめぐる諸課題に対応し、より質の高い保育や教育を提供できる実践力を持った人材を養成する。
- ④学内に「こどもコミュニティセンター(保育実習室)」を設置し、親子のひろば「ぽっけ」を定期的に関くことによって、学部教育の充実と地域社会への貢献、地域と連携した教育実践の拠点とする。

#### 〈社会学部〉

社会学部の教育上の個性・特色は、以下の如くである。

- ①「実学に勤め徳を養う」という建学の精神に沿い、高度で充実した人間教育や少人数教育及び専門教育を推進する。
- ②専門的な知識・技術を実践的に修得し、資格や免許状の取得につなげる人材を育てる。
- ③専門分野のほかに、心理、スポーツあるいはメディア、観光、経営などの分野から、知識・技術を修得し、多面性をもった活動ができる人材を育成する。
- ④学内の「福祉教育センター」や「こどもコミュニティセンター」と連携し、さまざまな実習教育を行う。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

すでに述べたように、学校法人九里学園は、終戦まもない昭和 21(1946)年に、国の復興は産業の復興であり、産業の復興は教育の復興であるという考えに基づき、本学園の創立者九里総一郎が浦和の地で珠算・簿記・英語の指導を行う私塾を創設したことに始まる。その後、昭和 24(1949)年に「浦和実業専門学院」を設立し、昭和 38(1963)年に「浦和実業学園商業高等学校」を設置した。そして昭和 62(1987)年に九里学園として初めての大学「浦和短期大学」を設置した。

そして、平成 15(2003)年に浦和短期大学福祉科の一部（社会福祉専攻）を改組し、「浦和大学総合福祉学部総合福祉学科」を設置し、併せて浦和短期大学は「浦和大学短期大学部」に名称変更した。

さらに、平成 19(2007)年には浦和大学短期大学部の一部（「経営情報科」「英語コミュニ

浦和大学

ケーション科」)を改組し、浦和大学に「こども学部こども学科」を設置した。そして平成29(2017)年には、総合福祉学部の定員の一部を振り替えて、こども学部に「学校教育学科」を設置した。令和2(2020)年には、総合福祉学部を「社会学部」と名称変更し、こども学科と総合福祉学科の定員の一部を振り替えて、社会学部に「現代社会学科」を設置し、2学部4学科の体制で現在に至っている。

本学園と大学の沿革を年表として示すと、次の表1の通りである。

表1 九里学園及び浦和大学の沿革

年	月	沿 革
昭和 21	5	浦和市岸町4-111番地に九里總一郎が私塾を創設し、珠算・簿記・英語を指導する
昭和 24	5	浦和実業専門学院を設立
昭和 34	12	学校法人浦和実業学園を組織し、校名を浦和実業専門学校に変更
昭和 38	4	浦和実業学園商業高等学校を設置
昭和 50	4	浦和実業学園商業高等学校を浦和実業学園高等学校に名称変更
昭和 52	6	学校法人九里学園に法人名変更
昭和 62	4	浦和短期大学を開学(経営科、英語科)
平成 9	4	浦和短期大学福祉科を開設(社会福祉専攻、介護福祉専攻)
平成 9	4	図書・情報センターを設置
平成 9	4	福祉教育センターを設置
平成 15	4	浦和大学を開学(総合福祉学部総合福祉学科)
平成 15	4	浦和短期大学を浦和大学短期大学部に名称変更
平成 15	4	浦和大学短期大学部 経営科を経営情報科に名称変更
平成 15	4	浦和大学短期大学部 英語科を英語コミュニケーション科に名称変更
平成 16	3	浦和大学短期大学部 福祉科社会福祉専攻を廃止
平成 16	4	浦和大学短期大学部 福祉科介護福祉専攻を介護福祉科に名称変更
平成 17	4	浦和実業学園中学校を開学
平成 19	4	こども学部こども学科を開設
平成 19	4	こどもコミュニティセンターを設置
平成 20	3	浦和大学短期大学部 経営情報科、英語コミュニケーション科を廃止
平成 27	4	地域連携センターを設置
平成 29	4	こども学部学校教育学科を開設
令和 2	4	総合福祉学部を社会学部に名称変更
令和 2	4	社会学部現代社会学科を開設
令和 4	3	浦和大学短期大学部を閉学(介護福祉科を廃止)

2. 本学の現況 (令和6(2024)年5月1日現在)

・大学名

浦和大学

浦和大学

・所在地

〒336-0974 埼玉県さいたま市緑区大崎 3551 番地

・学部構成

学部	学科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
こども学部	こども学科	80	320
	学校教育学科	30	120
社会学部	総合福祉学科	40	160
	現代社会学科	50	200
合計		200	800

・学生数、教員数、職員数

・学生数 (人)

学部	学科	1年	2年	3年	4年	合計
こども学部	こども学科	56	44	68	65	233
	学校教育学科	18	16	18	20	72
社会学部	総合福祉学科	31	31	36	50	148
	現代社会学科	50	45	49	48	192
合計		155	136	171	183	645

・教員数 (人)

学部	学科	専任教員					兼任教員
		教授	准教授	講師	助教	計	
こども学部	こども学科	5	4	2	1	12	53
	学校教育学科	6	2	1	0	9	
社会学部	総合福祉学科	4	5	1	0	10	55
	現代社会学科	8	3	0	0	11	
合計		23	14	4	1	42	100

\*こども学部と社会学部の兼任教員にはそれぞれ兼務者の8人を含む。

(合計は実数)

・職員数

専任職員	30人
臨時・派遣職員	21人
合計	51人

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

（事実の説明）

学校法人九里学園は「実学に勤め徳を養う」を校訓としている。この校訓は本学園の創立者である九里總一郎が掲げたもので、九里学園の設置するすべての学校（大学・高等学校・中学校）の「建学の精神」にもなっている。

この建学の精神「実学に勤め徳を養う」について、九里總一郎は『学園 40 年史』の中で、「実業に役立つ学問から、この世で実際に役立つ学問、または役立つ人間になる事、更には世の進展に対応できる人間になる事が実学教育の基本であり目的である。」と説明している。いわば実学教育をもって人間形成をはかること、これが本学の使命であり目的である。【資料 1-1-1】

この建学の精神や使命・目的を踏まえた本学の教育目的について、本学学則第 1 条で、次のように具体的に明確に記している。

「浦和大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、『実学に勤め徳を養う』の建学の精神に基づき、社会の要請に応じて、広くかつ深く高度な専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い知識に基づいた実学教育により、国家社会の発展に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。」【資料 1-1-2】

また、学部・学科ごとの教育目的は、学則第 3 条の 2 で、下表の通り定めている。

【表 1-1-1】学部・学科ごとの教育目的

<p>〈こども学部〉</p> <p>本学部においては、「こども」すなわち乳幼児から学齢児童に対応する保育・教育・福祉に関する総合的かつ専門的な学術理論と技能・技術、並びに、こどもに関わる文化・環境・自然・歴史にわたる幅広い知識、及び市民として必要な教養的知識の修得を通じ、こどもの総合的理解、人間理解を身につけ、こどもに関わる幅広い社会的要請に応えることのできる人材を養成することを目的とし、こどものより良き生活環境の基盤構築を使命とする。</p>
こども学科

<p>上記の目的・使命を達成するため、保育・幼児教育・福祉に関わる専門的知識及び技能・技術を基盤とする実践力を身につけ、資格・免許の取得を通じて、複雑化する現代のこどもをめぐる諸課題に対応できる人材の養成を目的とする。</p>
<p>学校教育学科</p> <p>上記の目的・使命を達成するため、小学校教諭免許状の取得を軸として、学齢児童の教育に従事するための高度な専門性と実践的指導力を身につけ、複雑化する現代のこどもと学校教育をめぐる諸課題に対応できる人材の養成を目的とする。</p>
<p>〈社会学部〉</p> <p>本学部においては、「福祉」を社会の構成員に対し等しくもたらされる幸福として広義にとらえ、社会に表れる多様な課題を的確に把握、認識する能力を高め、さらに、その対応策の提案や解決のための計画、実践過程を支える学術理論と方法の修得を通じて自らの有意義な人生を切り拓くとともに、個々人と社会の福祉の実現に資する実践的、創造的能力を具えた人材の養成を行うことを目的として、より良き社会の実現に貢献することを使命とする。</p>
<p>総合福祉学科</p> <p>上記の目的・使命を達成するため、福祉の支援を必要とする人間理解と支援の実際に関する専門知識・技術を修得することにより、福祉課題のその解決に資する福祉・心理の専門的支援、健康・スポーツならびに福祉のビジネスを通じた支援の展開過程を通じた総合的支援を行う人材を養成することを目的とする。</p>
<p>現代社会学科</p> <p>上記の目的・使命を達成するため、社会学の基礎理論と方法を修得することにより、急速に変化する現代社会の諸課題とその背景及び構造を把握する社会学的想像力を養い、社会的存在としての人間の幸福を考究し、他者との協働において解決方策を提案、実践する能力を具えた人材を養成することを目的とする。</p>

(自己評価)

建学の精神を踏まえた本学の使命・目的は具体的で明確である。また、本学及び各学部・学科の教育目的も具体的で明確である。よって、本学の使命・目的及び教育目的は具体的に明文化されている。

### 1-1-② 簡潔な文章化

(事実の説明)

本学の建学の精神は「実学に勤め徳を養う」であり、簡潔なものである。また、その意味する本学の使命・目的は「実学教育による人間形成」であり、これも簡潔な文で示すことができる。さらに、本学及び学部・学科ごとの教育目的も、使命・目的を敷衍しつつ簡潔に文章化されている。

(自己評価)

本学の建学の精神と使命・目的は簡潔な文で表わされる。また、本学及び学部・学科ごとの教育目的も簡潔に文章化されている。よって、本学の使命・目的及び教育目的は簡潔

に文章化されている。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

(事実の説明)

本学の個性・特色は、建学の精神である「実学に勤め徳を養う」に端的に示されているように、実学教育の重視とそれによる人間形成である。学則にある本学の教育目的の言葉で言い換えると、「幅広い知識に基づいた実学教育により、国家社会の発展に貢献しうる有為な人材を育成すること」である。また、大学案内では、その内容について、よりわかりやすい言葉・表現で記載している。

本学の教育目的に導かれた学部・学科ごとの個性・特色は、学部・学科ごとの教育目的において示されている。その教育目的を具現化するための個性・特色を持った教育方法としては、少人数教育、4年間を通してのゼミ教育、地域社会や産業界と連携した実学教育などが挙げられ、大学案内、ホームページを通して大学内外に紹介している。【資料 1-1-3】

#### 【資料 1-1-4】

(自己評価)

本学の使命・目的や学部・学科ごとの教育目的には、建学の精神を踏まえた個性・特色が表されている。よって、本学の使命・目的及び教育目的には、本学の個性・特色が反映され、明示されている。

### 1-1-④ 変化への対応

(事実の説明)

本学園は創立者の私塾の創設以来、一貫して「実学に勤め徳を養う」を校訓に持ち、中学・高等学校、短期大学、大学においては建学の精神としてきた。

平成 8(1996)年、学園の創立 50 周年を迎え、本学は改めて建学の精神の見直しを行い、時代の変化に対応して福祉教育に比重を移すことになった。その事情を学園創立者・九里總一郎は以下のように述べている。「私はそこで改めて建学の理念に思いをいたし、『徳を養う』という面を一層高揚しなければならないことを痛感し、福祉教育を取り入れる決意をしました。(中略)『徳を養う』という本学園の建学の精神は、創立 50 年目に、福祉文化の創造という形で再び燃え上がったのであります。」【資料 1-1-5】

このように福祉教育へ比重を移す延長上に、本学園は平成 15(2003)年に、「浦和短期大学福祉科(社会福祉専攻)」を発展的に改組し「浦和大学総合福祉学部総合福祉学科」を設置した。

また、学園創立 60 周年を迎えた平成 19(2007)年には、「浦和大学短期大学部経営情報科」及び「同英語コミュニケーション科」を全面改組し、福祉教育を保育・幼児教育にまで延長した。そして「こどもに関わる幅広い社会的要請に応えることのできる人材を養成することを目的とし、こどものより良き生活環境の基盤構築を使命とする」「浦和大学こども学部こども学科」を設置した。

さらに、学園創立 70 周年を迎えた平成 29(2017)年には、保育・幼児教育をさらに児童教育にまで延長し、「こども学部」に「複雑化する現代のこどもと学校教育をめぐる諸課題に対応できる人材の養成を目的」として「学校教育学科」を設置した。こども学部はこど

も学科と学校教育学科の1学部2学科となった。

平成30(2018)年には、時代に即した表現を用いて、「浦和大学のミッション」及び「浦和大学のビジョン」を制定した。創立者が掲げた建学の精神の、いわば現代語訳とも言えるこの「ミッション」と「ビジョン」は、「社会に役立つ“真の優しさ”を育む」をブランド・コンセプトに据え、本学の個性・特色である「実学教育」と「徳育」を若い世代にも分かりやすく伝える内容となっている。【資料1-1-6】【資料1-1-7】

そして、令和2(2020)年には、『福祉』を社会の構成員に対し等しくもたらされる幸福」と広義にとらえ、総合福祉学部を改組し社会学部を設置した。そして、そこに現代社会学科を新設し総合福祉学部総合福祉学科は、社会学部の総合福祉学科と現代社会学科との1学部2学科となった。

(自己評価)

社会情勢の変化などに対応して、本学の使命・目的及び教育目的を見直し、学部・学科の改組につなげている。よって、本学の使命・目的及び教育目的は必要に応じて見直されている。

### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神は、創立者の意思を受けたものであり、今後も継承していく。本学の使命・目的及び教育目的については、社会情勢の変化に対応して、今後も必要に応じて見直しを行っていく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

#### (2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

(事実の説明)

使命・目的及び教育目的を実現する組織の頂点に理事会が設置されている。理事会は、学則をはじめとする主要規程の改正や大学運営上の変化について審議し、決議している。従って、役員は当然にも本学の使命・目的や教育目的の策定に関与・参画し、理解と支持をしている。

教授会で審議される重要事項については、事前に「大学経営会議」や「内部質保証推進委員会」や「部局長協議会」において意見調整がなされている。大学経営会議は理事長、常務理事、学長、副学長、学園本部長、事務局長、事務局次長等で構成され、大学運営に関する諸課題について、法人と大学が幅広く、率直に意見交換する組織として、月1回開

催されている。内部質保証推進委員会は、学長、副学長、学部長、学科長、学園本部長、事務局長等で構成され、教育研究活動等の点検・評価と改善への取り組みを目的として、随時開催されている。部局長協議会は、全ての教員管理職、事務局長、事務局次長で構成され、事務局管理職が陪席している。大学運営の基本方針や諸規程の変更について審議するため、月1回開催されている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

教授会は、学長を議長とし、専任の教授、准教授、講師、助教で構成され、事務局長、事務局次長、事務局管理職が陪席している。これも月1回開催されている。教授会では、本学の教育課程並びに授業に関する事項、研究及び運営に関する事項などが審議されているので、教授会（及びその前段にある大学経営会議、内部質保証推進委員会、部局長協議会）は、本学の使命・目的や教育目的、それらに踏まえた教育研究活動の全般に関与・参画して、改めてそれらを理解し支持する場として機能している。

教授会等で審議され了承された主要事項は、事務局管理職が各部署に持ち帰り説明して、一般職員の理解と支持を得るようにしている。【資料 1-2-4】

（自己評価）

本学の使命・目的や教育目的及びそれらを踏まえた教育研究活動全般については、日頃から理事会や中間組織（大学経営会議、内部質保証推進委員会、部局長協議会）や教授会などで審議されたのち了承されている。そして了承された主要な事項は、管理職によって各部署の一般職員に説明され了承を得るようにしている。よって、使命・目的や教育目的に基づく教育研究活動全般について、役員、教職員から理解と支持を得ている。

## 1-2-② 学内外への周知

（事実の説明）

建学の精神である「実学に勤め徳を養う」は、昭和 62(1987)年の浦和短期大学の開学以来、正面玄関の石碑に「勤実学養徳」という文言で示されている。平成 26(2014)年からは、本学 5 号館 1 階ホール内に、本学園の校訓「実学に勤め徳を養う」の由来を記した額を設置して、来学者にも分かるようにしている。

建学の精神は、また、全学生に配付する学生便覧である「STUDENT HANDBOOK」や高校生などに配布する大学案内にも記載している。本学の教育目的は「STUDENT HANDBOOK」に記載されているほか、ホームページ上でも公表している。【資料 1-2-5】

【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

新入生へは、入学式とそれに続くオリエンテーションや新入生合宿などを通して、建学の精神に基づく本学の使命・目的及び各学部・学科の教育目的について説明している。在校生には、新年度のオリエンテーションを通して各学部・学科の教育目的の核心（実学教育による人間形成）を再確認して、履修指導を行っている。

（自己評価）

本学の建学の精神とそこから導かれる使命・目的や教育目的などは、オリエンテーション等で学生に直接説明されている。石碑、校訓額、「STUDENT HANDBOOK」、大学案内、ホームページなどを使っても、表示や説明がなされている。よって、本学の使命・目的及び教育目的は、学内外への周知が行われている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

(事実の説明)

本学は、第1期中期計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)に続き、令和2(2020)年度に、理事会と教授会の審議と了承を経て、第2期中期計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定した。【資料1-2-8】

そこでは、建学の精神「実学に勤め徳を養う」の新たな体現として、教育面では「人々の幸福に寄与する、高い汎用的能力を持った人材の養成」を目指した取り組みを行うとされている。そして、重点的課題として、①社会的要請に対応した3ポリシーの検証、②地域貢献に資する人材の育成と資格取得の支援、③教育の方法・質を向上させる仕組みの充実、があげられている。

具体的には、少子高齢化の加速やIT技術の急速な発展といった社会情勢の変化に対応して、令和3(2021)年度に、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシー(以下、3ポリシー)の見直しを行うとされている。そして、地域社会の課題(介護、障がい者支援、待機児童、孤立化する子育てによる不安、学校教育活動の支援など)を視野に入れ、地域の教育的・福祉的ニーズに見合った人材育成を行うとされている。つまり、各分野で要求される専門的資格や免許状を取得できるよう教育的支援を積極的に行い、乳幼児から高齢者までにわたる教育・福祉の地域的担い手を増やすこととされているのである。

そして、このためにICT技術を活用する教育環境の充実、そのリテラシーの向上、情報ネットワークを使った多様な授業、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、といった教育方法の改善や教育の質的向上が必要とされている。

このほか、第2期中期計画では、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、①学生の支援、②安定した学生確保、③研究の推進、④地域社会との連携、⑤業務運営の改善、などが目標として挙げられている。

(自己評価)

本学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、実学教育による人間形成を新たな方法と内容をもって行うものとして、中期計画は策定されている。よって、使命・目的及び教育目的は中期計画に反映されている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

(事実の説明)

本学は大学及び学科ごとに「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の3ポリシーを定め、ホームページ上で公表している。

#### 浦和大学の3ポリシー

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

次の諸点を満たした学生に対し、学則に従い卒業を認め学位(学士)を授与する。

- ①文化、社会、自然に対する幅広い知識や理解をもっていること。
- ②汎用的技能を用いた問題解決能力を身につけていること。
- ③実践的な学修を通し、専門的知識・技術や思考力を身につけていること。

<p>④高い倫理観をもち、組織と社会の発展に貢献できること。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）</p> <p>次の方針に基づいて、教育課程を編成・実施する。</p> <p>①物事に対する幅広い知識や理解をもてるよう様々な教養科目を開設する。</p> <p>②問題解決につながる言語能力、情報処理能力、キャリア形成力などを高める科目を設ける。</p> <p>③専門的知識・技術を身につけられるよう、基礎から応用まで様々な専門科目を体系的に配置する。</p> <p>④加えて、実践的で創造的な思考力を身につけられるよう、実習形式の専門科目を数多く開設する。</p> <p>⑤知識・技術や思考力だけでなく、高い倫理観やチームワーク力などを段階的に身につけられるよう4年間ゼミ制度を設ける。</p>
<p>アドミッション・ポリシー（入学者の受入れ方針）</p> <p>本学の建学の精神や教育目的に理解と共感をもっている人で、次のような人を受け入れる。</p> <p>①幅広い知識・理解や汎用的技能などを修得することに積極的な人。</p> <p>②実践的な学修などを通して、専門的な知識・技術や創造的な思考力を身につけることに意欲的な人。</p> <p>③基礎的な学習能力や生活態度を身につけていて、更に高めようとする人。</p>

本学の使命・目的である「実学教育による人間形成」や、その具体的な表現として、学則第1条で述べられている教育目的を色濃く反映したものである。

学科ごとの3ポリシーは資料に示す通りである。受け入れる学生に求める資質・能力、卒業時に獲得すべき資質・能力、在学中に実施すべき教育内容・方法について、本学の教育目的である「実学による人間形成」を軸に、各学科の教育・研究内容の特性を踏まえ、具体的かつ明確に文章化している。【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

（自己評価）

本学の使命・目的や教育目的及び各学部・学科の教育目的は、それぞれ本学及び各学科の3ポリシーに具体的に反映されている。よって、使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映されている。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（事実の説明）

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、「こども学部」と「社会学部」を設置し、それぞれ「こども学科」「学校教育学科」、「総合福祉学科」「現代社会学科」を設置し、2学部4学科で構成されている。

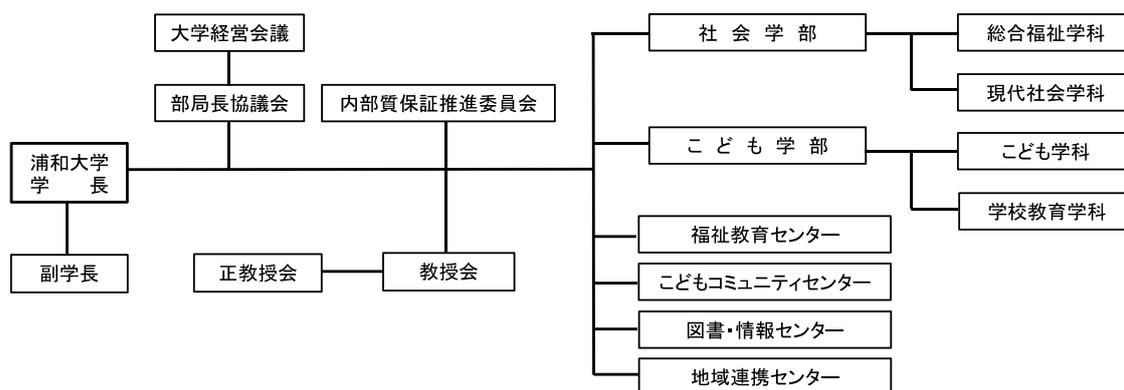
基準4で詳しく述べるように、それぞれの学科では、効果的な教育が行われるように教員を確保している。また、教育研究を支援するため4課構成（総務課、教務課、学生・就職課、入試広報課）の事務局が整備されている。

教育研究に係る附属機関としては、図書館機能と情報管理機能をもった「図書・情報セ

ンター」、総合福祉学科の教育研究を支援する「福祉教育センター」、こども学部及び現代社会学科の教育研究を支援する「こどもコミュニティセンター」が設置されているほか、地域連携を進める「地域連携センター」（以下、4センター）が設けられている。

教育研究に係る具体的事項を1次的に審議する機関として、図1-2-1のように各種委員会が設けられている。全学的視野による判断を行うため、主要な委員会には、必ず両学部から専任教員が参加するほか関連部署の事務職員も正規委員として参加している。附属機関（4センター）に関連する委員会も教職協働の委員構成になっている。【資料1-2-11】

図1-2-1 浦和大学教育研究組織図



各種委員会			
入学試験委員会	情報教育委員会	福祉教育センター運営委員会	ハラスメント防止委員会
教務委員会	国際教育委員会	地域連携センター運営委員会	公開講座運営委員会
学生委員会	障がい学生支援委員会	自己点検・評価委員会	社会福祉実習運営協議会
カウンセリング専門委員会	教養教育委員会	FD委員会	こども学部実習運営協議会
就職・進学委員会	教員養成協議会	IR委員会	現代社会学科教育実習運営協議会
図書・紀要委員会	こどもコミュニティセンター運営委員会	不正防止委員会	社会福祉国家試験対策委員会

各種委員会で審議された結果は、議案ないし報告事項として教授会に提出される。教授会で審議された事項の多くは、学長、学部長・学科長その他の管理職教員（各種委員会委員長を兼務している）や事務局長、各課長らが中心となり、関係する一般教職員が協力して実行に移している。

このほか、最重要の案件を議論する「大学経営会議」、重要事項に関して審議し認識を共有する「内部質保証推進委員会」及び「部局長協議会」がある。いずれも学長を議長として、学長と教授会・事務局の間の意見調整をはかり、学長のもと教職協働を実施する中間的な組織として機能している。

（自己評価）

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、学長のもと2学部・4学科が置かれ、その教育研究活動を支援する4センターと4課の事務局が併置されている。教育研究組織が円滑に機能するように、審議・調整機関として、教授会、各種委員会のほか、大学経営会議や部局長協議会なども置かれている。よって、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は整備されている。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的や教育目的の策定などについては、今後も、役員、教職員の関与・参画を図り、理解と支持を得ながら、その内容を学内外に周知していく。また、それらを中期計画や三つのポリシーなどに適切に反映させていく。教育研究組織の構成についても、使命・目的や教育目的と整合性をもって必要な整備をしていく。

#### 【基準1の自己評価】

本学は、開学以来、学園の校訓「実学に勤め徳を養う」を建学の精神として、それに基づき使命・目的及び教育目的を具体的に明確化し、簡潔な文章にしてきた。この使命・目的及び教育目的は、「実学教育による人間形成」を中核に持つものであり、それだけに本学の教育の個性・特色を明示するものでもある。同時に、この使命・目的及び教育目的は、社会情勢の変化に対応して必要に応じた見直しも行われてきた。

本学の使命・目的及び教育目的の策定には、役員や教職員の関与・参画及び理解・支持を得るとともに、その内容は学内外に周知されている。また、本学の使命・目的及び教育目的は、中期計画や三つのポリシーにも反映されている。さらに、この使命・目的及び教育目的を達成するために、本学の教育研究組織は整合性をもって整備されている。

よって、基準1を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### （事実の説明）

本学では建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的に基づき、大学及び学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定している。いずれも本学の教育目的である「幅広い知識に基づいた実学教育による、国家社会の発展に貢献しうる有為な人材の育成」を達成するために、入学時に必要な能力・資質を教育内容の特性と関連づけ、入学者受入れの方針に加え、求める人材像を定めている。それらは学生募集要項に掲載し、配布するとともに、ホームページで公開している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

令和 5(2023)年度入学者向けの大学案内では、学園創立者や学長の言葉とともに本学の建学の精神である「実学に勤め徳を養う」の具体的な内容や実学教育の特徴が説明されている。これを受けて、学科ごとのページでは、教育内容の説明とともに「求める学生像」が示されている。【資料 2-1-3】

また、学生募集要項では、本学及び学科ごとのアドミッション・ポリシーのほか、「総合型選抜試験」「学校推薦型選抜試験」「一般選抜試験」「編入学試験」などの入試区分ごとに、学部・学科ごとの「入学者受入れの基本方針」と「重視するポイント」が示されている。

##### 【資料 2-1-4】

##### （自己評価）

大学、学部、学科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、種々の媒体を通して適切に公表されている。よって、入学者受入れの方針の明確化と周知は行われている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### （事実の説明）

本学の入学試験は、平成 15(2003)年度の開学以来、「総合型選抜試験」「学校推薦型選抜試験」「一般選抜試験」に分けて行ってきたが、平成 24(2012)年度から「大学入学共通テスト利用選抜試験」と「編入学試験」が加わった。アドミッション・ポリシーや「求める学生像」、それらを踏まえた入学試験課題などを含む実施要項は、毎年度、入学試験委員会が入試広報課の協力を得て作成し、教授会の審議を経たのち、教職員の協力を得て入学試験の実施に移している。この実施要項に関する一連の審議の中で、入試方法及び体制の適切性を検討し、次年度以降の実施に反映させている。【資料 2-1-5】

本学の入学試験では、高等学校等における学習成果や学びに対する意欲や能力を重視する点は同じでも、各入試区分の出願資格や選抜方法、評価のポイントが各学科で少しずつ異なっている。それゆえ学生募集要項では、出願資格等の説明とともに、入試区分ごとに各学科の入学者受入れの基本方針と重視するポイントを示すようにしている。【資料 2-1-6】

「総合型選抜試験」は、アドミッション・ポリシーをより反映させるために、令和 5(2023)年度から「体験授業型」と「面接型」の 2 種類の課題の選択制に変更した。「体験授業型」では、学科ごとの教育内容の特性を反映した体験授業を受講し、振り返りシートの作成、面接を行った。また学校教育学科と現代社会学科の「面接型」では、学科ごとの教育内容に沿ったテーマの小論文を提出することを課題とした。

そして、各学科の入学者受入れの基本方針と重視するポイントに沿って、学部長ないし学科長と入学試験に関わった教員が選考会議を開き、合格候補者を決定している。

「学校推薦型選抜試験」では、「指定校推薦」「公募推薦」「専門高校・総合学科推薦」(学校教育学科を除く)「園長推薦」(こども学科のみ)の計 4 種類の入学試験を実施している。各入試においては、定められた条件(評定平均値、高等学校の校長の推薦、その他の条件)に合う人物を選考の対象としている。いずれの型の推薦入学試験においても書類審査とともに面接を行い、各学科の入学者受入れの基本方針と重視するポイントに沿って、受験生の入学前の学習成果や学ぶ意欲・能力の確認を行っている。

「一般選抜試験」は、本学教職員によって組織された作問委員会によって、「国語総合(古文・漢文を除く)」と「コミュニケーション英語 I・II」の試験問題が作られ、これら 2 科目の問題で基礎学力が判定されている。

「大学入学共通テスト利用選抜試験」は、こども学科・総合福祉学科・現代社会学科では、「国語(古文・漢文を除く)」の点数と、「その他受験した科目の中でもっとも高得点である科目」の点数(200 点満点に換算)を、学校教育学科では「国語(古文・漢文を除く)」の点数と、「その他受験した科目の中でもっとも高得点である上位 2 科目」の点数(300 点満点に換算)を採用して、学力を判定している。

「編入学試験」は総合福祉学科のみで実施し、既修得単位数を確認したうえで出願を受け付けている。【資料 2-1-7】

「総合型選抜試験」「学校推薦型選抜試験」「一般選抜試験」「大学入学共通テスト利用選抜試験」「編入学試験」の合否の判定は、いずれも試験結果をもとに審査委員会(学長、学部長・学科長、入学試験委員長らが構成員)の作成した資料に基づいて教授会が審議をして、学長が決定している。【資料 2-1-8】

(自己評価)

大学及び学科ごとの入学者受入れの方針にそって、多様な入学試験を実施している。それぞれの入試区分に応じて、各学科とも入学者受入れの基本方針と重視するポイントを定め、選考を行っている。入学試験は学内の教職員が協力して公正に実施しており、合格者は教員の意見を聴いて、学長が決定している。よって、入学者受入れの方針に沿った入学者選抜を適切な体制のもとに運用している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(事実の説明)

こども学部こども学科は、令和 2(2020)年度から入学定員 100 人を 80 人に変更している。次の表 2-1-1 に示す通り、入学者数は令和 2(2020)年度を除き入学定員を下回って推移している。令和 5(2023)年度は入学定員を大幅に割り込んだが、令和 6(2024)年度は前年度と比較すると充足率は 11%増加した。収容定員充足率については令和 2(2020)年度が 79%であったのに対し、令和 6(2024)年度は 73%となり令和 4(2022)年度をピークに減少傾向を示している。

表 2-1-1 入学定員と収容定員の充足率の推移 (こども学部こども学科)  
(毎年度 5 月 1 日現在)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	80 人				
入学者数	84 人	74 人	75 人	47 人	56 人
入学定員充足率	105%	93%	94%	59%	70%
収容定員	380 人	360 人	340 人	320 人	320 人
在籍者数	301 人	296 人	303 人	261 人	233 人
収容定員充足率	79%	82%	89%	82%	73%

令和 2(2020)年度に完成年度を迎えたこども学部学校教育学科は、入学定員 30 人であるが、次の表 2-1-2 に示す通り、令和 2(2020)年度を除き入学者数は入学定員を下回って推移している。令和 6(2024)年度は入学定員を満たすことができなかったが、前年度と比べ充足率は 7%増加した。収容定員充足率については、令和 2(2020)年度は 76%であったのに対し、令和 6(2024)年度は 60%となり、令和 4(2022)年度以降、減少傾向で推移している。

表 2-1-2 入学定員と収容定員の充足率の推移 (こども学部学校教育学科)  
(毎年度 5 月 1 日現在)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	30 人				
入学者数	32 人	20 人	21 人	16 人	18 人
入学定員充足率	107%	67%	70%	53%	60%
収容定員	120 人				
在籍者数	91 人	93 人	94 人	86 人	72 人
収容定員充足率	76%	78%	78%	72%	60%

社会学部総合福祉学科は、令和 2(2020)年度から入学定員 70 人を 40 人に変更している。次の表 2-1-3 に示す通り、令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は定員を満たしていたが、令和 4(2022)年度以降は入学定員を下回っている。収容定員充足率については、令和 2(2020)年度が 76%であったのに対し、令和 6(2024)年度は 93%となり、改善はしている

ものの令和 5(2023)年度と比較すると低下している。

表 2-1-3 入学定員と収容定員の充足率の推移 (社会学部総合福祉学科)

(毎年度 5 月 1 日現在)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	40 人				
入学者数	58 人	51 人	38 人	34 人	31 人
入学定員充足率	145%	128%	95%	85%	78%
収容定員	250 人	220 人	190 人	160 人	160 人
在籍者数	189 人	208 人	205 人	181 人	148 人
収容定員充足率	76%	95%	108%	113%	93%

令和 2(2020)年度に開設された、社会学部現代社会学科は、令和 5(2023)年度に完成年度を迎えた。入学定員は 50 人であり、表 2-1-4 に示す通り、開設以来堅調に推移し、令和 6(2024)年度も定員を満たすことができた。収容定員充足率については令和 2(2020)年度が 154%であったのに対し、令和 6(2024)年度は 96%となり、減少傾向にはあるものの、収容定員をほぼ満たす形で推移している。

表 2-1-4 入学定員と収容定員の充足率の推移 (社会学部現代社会学科)

(毎年度 5 月 1 日現在)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	50 人				
入学者数	77 人	49 人	54 人	50 人	50 人
入学定員充足率	154%	98%	108%	100%	100%
収容定員	50 人	100 人	150 人	200 人	200 人
在籍者数	77 人	121 人	171 人	215 人	192 人
収容定員充足率	154%	121%	114%	108%	96%

大学全体の入学定員と入学者数の推移、収容定員と在籍者数の推移は、次の表 2-1-5 に示す通りである。入学定員充足率については、令和 2(2020)年度は堅調であったが、それ以降入学定員を下回る状況が続いている。令和 6(2024)年度の入学定員充足率は令和 5(2023)年度と比べて 4%増加した。収容定員充足率については、令和 2(2020)年度は 82%という結果だったが、令和 3(2021)年度は 90%、令和 4(2022)年度は 97%、令和 5(2023)年度は 93%、令和 6(2024)年度は 81%と 8 割から 9 割前後で推移している。

表 2-1-5 入学定員と収容定員の充足率の推移 (大学全体)

(毎年度 5 月 1 日現在)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	200 人				

入学者数	251 人	194 人	188 人	147 人	155 人
入学定員充足率	126%	97%	94%	74%	78%
収容定員	800 人				
在籍者数	658 人	718 人	773 人	743 人	645 人
収容定員充足率	82%	90%	97%	93%	81%

前回の認証評価で指摘を受けた総合福祉学科の収容定員充足率は、定員数の見直しを含む取り組みによって大幅に改善した。一方で、こども学部こども学科の収容定員充足率は73%、学校教育学科は60%と、厳しい状況が続いている。主な要因は、外的なものとして、国立大学を含め全国的に入試の早期化が進んでいること、保育、幼児・児童教育を取り巻く状況の変化による業界全体の志願者の減少などが、内的なものとして、コロナ禍の影響を受け、同じ学問系統の他大学との差別化が不十分になってしまったことなどが考えられる。総合型選抜試験課題の見直しや、「親子のひろば ぼっけ」の利用をはじめとするコロナ禍後の教育方法の充実とその積極的な広報などの対策により、令和 6(2024)年度入学定員充足率に、少しではあるが改善の兆しが現れている。

(自己評価)

入学定員と収容定員を満たすために、令和 2(2020)年に新学科の設置を行い徐々に定員充足率が改善し、令和 6(2024)年度は前年度より入学定員充足率が増加傾向となった。しかし入学定員充足率と収容定員充足率は100%に達していないため、各学科の定員を満たす努力をするとともに、現在の状況を改善できるよう努める必要がある。

### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

入学者受入れの方針は教育目的を踏まえ、明確であり周知もされている。入学者受入れの方針に従って、様々な入試が適切な体制で実施され、学生を受け入れている。しかし、入学定員及び収容定員を充足できていない。今後は、広報活動の更なる充実に加え、併設校との連携強化による併設校からの入学者増、学生確保・大学改革推進委員会による「副専攻制」の導入による募集ターゲットの広域化などにより学生募集状況の改善を進める。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

(事実の説明)

本学では、教員と職員（主に教務課の職員と3つのセンターの職員）が連携を取りながら、学生の学修上の諸問題の軽減や解決に向けて支援を行っている。主な支援は次の通り

である。

#### ①各学期のオリエンテーション

各学期の初めには、1～4年次生を対象に学年別にオリエンテーションを実施し、時間割作成上の諸注意を行い、ミスのない履修登録になるようにしている。特に履修に条件の付いている科目や資格取得に必要な科目、授業科目の区分ごとに必要になる卒業要件単位数については、詳しく説明している。学外実習を伴う科目や海外に出かける科目等についても説明を行っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

#### ②シラバスの改善

シラバスにはナンバリングを記載して、全授業科目における各授業科目の体系的・有機的な位置を明示するようにしている。また、各授業科目の到達目標を示し、それがディプロマ・ポリシーとどう関連するかについても説明している。

さらに、担当教員の実務経験の有無、準備学修（予習・復習等）の具体的内容やそれに必要な時間、課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法や成績評価の基準なども、シラバスに明記するようにしている。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

#### ③欠席調査の実施と支援

授業科目ごとに欠席調査を実施している。各授業の初回から4回までの間に3回以上欠席した学生をピックアップし、その学生には、ゼミ担当教員が個別面談による注意や指導をしている。

これは、学期末の定期試験の受験条件（授業時間数の3分の2以上の出席）を失う前に、学生に履修計画の実行や学修意欲を喚起するために行っているものである。【資料 2-2-5】

#### ④4年間ゼミ制度と個別面談

本学では4年間ゼミ制度を採用しており、学生には履修登録の終了前に自分のゼミ担当教員と履修相談をするよう指導している。担当教員も各学期の初めにゼミ学生（各ゼミには10名前後の学生が所属）と学修上の問題を中心に個別相談を行なっている（なお、この担当教員を、総合福祉学科はゼミ担当教員、それ以外の学科はアドバイザー教員と呼んでいるが、本書では単純化して、すべてゼミ担当教員と呼ぶ）。

本学では、専任教員はほとんどゼミ担当教員になっており、1～4年次生及び過年度生のすべてにゼミ担当教員が割り振られている。ゼミ担当教員は学生に対して、入学時の面談と個人指導記録の作成に始まり、学期初めの履修登録、出欠状況の把握、学期ごとの履修状況及び成績の把握などを行い、様々な学修上の問題について相談と指導を行っている。

また、日常生活に関すること、就職などの進路のこと、対人関係や経済的な問題、その他円滑な学生生活を遂行する上で必要な事項、等々の相談と指導も行っている。

ゼミ担当教員は、ゼミ学生に多岐にわたる指導等を行い、職員と連携しながら課題の解決を図っているのである。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

#### ⑤保護者会の開催

大学（教職員）と家庭（保護者）が連携しながら、学生の学修支援を図ることを目的に、年1回、教務課の協力を得ながら学科ごとに保護者会を開催している。そこでは、学科のカリキュラム、履修に関する事項、成績評価、卒業要件、資格取得や就職に関する情報等が詳しく説明されている。ゼミ担当教員が保護者と個別相談を行う機会も設けている。【資料 2-2-8】

## ⑥各センター職員の学修支援

本学の各センターの職員も、教員と連携して学修支援・授業支援を行っている。「図書・情報センター」では、職員が、毎年新生を対象に基本的な図書館利用の方法について図書館オリエンテーションを実施している。学生から数名のライブラリーサポーターを募集し、彼らと協力して学生の日常的な図書館利用の支援もしている。卒業研究等に必要な資料調査能力を身につけられるよう、情報検索の支援にも取り組んでいる。

定期試験の準備や卒業論文の作成のために、利用日時を弾力的に対応させることも行っている。また、図書館内に多目的学習室が設置されているので、学生がそこでグループ学修をする時に支援をしている。学生の自学自習を推進する学びの場として、学内に学生自習室が2カ所設置されているが、図書・情報センターの職員は自習室の情報環境の整備や利用時のアドバイスも行っている。【資料 2-2-9】

「福祉教育センター」では、教員と連携して、介護職員初任者研修、学外実習・学内実習、社会福祉士国家試験受験などについて支援を行っている。また、同センター職員（介護福祉士の資格をもつ）は「障がい学生支援委員会」の正規メンバーとなって、障がい学生の支援にも取り組んでいる。【資料 2-2-10】

「こどもコミュニティセンター」は1号館1階の「A：保育実習室・こどもコミュニティセンター」と1号館3階の「B：事務室」から構成されている。同センターはこども学部両学科の学内外の実習・演習ならびに社会学部現代社会学科を含む教職課程の学内外の実習・演習や教員採用試験合格を目指すための学修支援を担当している。

「A」は、保育現場をイメージできる環境を整え、実際に親子との関わりや実習前の実技演習等に利用する「親子のひろば ぽっけ」の開室も行う。

「B」は、事務室と書籍や雑誌、教具等を整備したオープンスペースを設け、学生は自由に利用し、教員との面談等にも利用している。こどもコミュニティセンター長（副学長が兼務）のもと、事務職員3人（有資格者・派遣職員含む）が常駐するほか、教員免許状取得への幅広い支援を行う「特別招聘講師」（非常勤職員）、「親子のひろば ぽっけ」の「専門スタッフ」（保育士・非常勤職員）が勤務し、学生との人間的な触れ合いを通じて専門的学修支援を行っている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

3つのセンターのほか、「学生相談室」の職員（臨床心理士及び公認心理師の資格をもつ）も、専門的なカウンセリングを通して、学修上の悩みについて助言・指導などを行っている。【資料 2-2-14】（なお、健康面では「保健室」の職員（看護師の資格をもつ）が支援している）。

（自己評価）

本学では様々な学修支援の体制が整備されており、教員と職員は連携しながら適切に運営している。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（事実の説明）

### ①障がい学生への支援

本学には10名程度の障がい学生が在籍しているので、「障がい学生支援室」が設置され、そこで専門の職員が障がいのある学生の相談に応じている。また、教員と職員をメンバー

とする「障がい学生支援委員会」も置かれている。同委員会は、教務委員会などと連携し障がい学生が履修している科目の担当教員に対し、各学生の障がいに応じた授業配慮（定期試験時の配慮を含む）を求める文書を配付している。【資料 2-2-15】

#### ② オフィスアワー制度

授業等に関する学生の質問・相談等に対しては、各教員が週 1 回のオフィスアワーを設定している。オフィスアワーの曜日・時間は、各学期のはじめに掲示により学生に周知している。オフィスアワーの趣旨や各教員の研究室の情報は「STUDENT HANDBOOK」に記載している。【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】

#### ③ アシスト学生

本学では、SA 制度として、「浦和大学授業アシスト職員就業規則」に基づき、学生を授業アシスト職員として採用している。「スキー実習」や「キャンプ実習」といった学外授業や、障がいのある学生への学修支援活動に対して、必要に応じてアシスト学生を配置し、研修を実施した上で、担当教員の教育活動を支援している。【資料 2-2-18】

#### ④ 中途退学者への対応

本学では 4 年間ゼミ制度を取っており、ゼミ担当教員がきめ細かく学生に対応している。各学期初めに履修指導を含む個別面談を実施すること、職員からの情報に耳を傾けること、学生相談室のカウンセラーと連携すること、欠席調査による指導、等々である。

また、やむを得ず中途退学に至った学生については、ゼミ担当教員から「中途退学等の報告書」を提出してもらい、その原因を探り対応策を考えている。そして対応策の一つとして、「経済的理由」の退学に対して、本学独自の学費支援制度を設けている。【資料 2-2-19】

#### ⑤ 休学者及び過年度生（留年生）への対応

休学の理由としては、従来から「病気、精神的な病」が多く、「経済的な理由」などもある。ゼミ担当教員は、休学期間中でも学生に連絡を取り、状況把握に努めて、復学に向け種々の助言をしている。

また、過年度生についても、全員にゼミ担当教員が付けられているので、ゼミ担当教員が個別面談等を通して履修指導を行い、時間をかけても卒業できるように指導している。

（自己評価）

障がいのある学生への配慮は適切に行われており、オフィスアワー制度も全学的に実施している。規程を整備してアシスト学生を活用している。中途退学者等への対応も種々行っている。

### （3） 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

多様な学習履歴や学習能力をもつ学生に対応するために、今後も教職協働により、きめ細かな学修支援を行っていく。障がいのある学生への配慮やアシスト学生の活用は今後も継続する。オフィスアワーは、利用の促進を図る。中途退学、休学及び留年については、履修指導を含む個別面談や欠席調査等を通して、日頃から学生の発するサインを見逃すことなく、早期の対応を取るようにする。

## 2-3. キャリア支援

## 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（事実の説明）

### ○教育課程内

教育課程内のキャリア教育（社会的・職業的自立に関する指導）には、こども学部は「人間総合科目」科目群「キャリア形成」、社会学部は区分「キャリア形成」がある。【資料 2-3-1】

「キャリア形成」の科目群（区分）には、「キャリアデザイン」「ビジネス実務総論」「ビジネス文書」「ビジネスマナー」「簿記入門」「キャリアインターンシップ」（以上 6 科目は全学科）、「サービス接遇演習」「チャイルドオブザーバー演習」「基礎介護技術」（以上 3 科目はこども学科、学校教育学科、現代社会学科）、「介護職員初任者研修」（総合福祉学科のみ）を設置している。

「キャリアインターンシップ」については、学生自身が自分の学びの社会性や特色を客観化して進路を見定めることができるよう、株式会社を中心とした幅広い職業体験、社会体験の機会を学生に提供するようにしている。また学外実習に出る前の事前授業を実施し、就労意識醸成、ビジネスマナー定着、業界・企業研究などについて入念な準備学修を行っている。さらに学外実習終了後の振り返り授業を設定し、学んできた内容をまとめるとともに、自身の課題を認識する機会として、履修者、教員、事務局を交えた考察も導入している。【資料 2-3-2】

こども学科では、就職先が保育園・幼稚園といった領域が中心になるので、学外実習を含む多くの専門科目が保育・幼児教育の分野のキャリア教育の側面をもって行われている。学校教育学科では、「教育インターンシップ A・B・C・D」、「教育実習」、「教職実践演習（小学校）」の科目が教員のキャリア教育の側面をもっている。総合福祉学科では「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「同（専門）」、「ソーシャルワークの理論と方法 I・II・（専門）I・（専門）II」といった講義科目だけでなく、「ソーシャルワーク演習、（専門）I～IV」といった演習科目や「ソーシャルワーク実習 I・II」といった実習科目が多く、それらは福祉分野、特に相談援助職のキャリア教育の側面をもっている。現代社会学科では、「展開科目」内の「メディアフィールド」「観光・文化フィールド」「社会・経営フィールド」科目群の授業科目がキャリア教育の側面を併せ持っている。

各学期にゼミ教育の一環として行われている個別面談の際、ゼミ担当教員は学生の卒業後の進路や将来設計に関わる相談・助言にあたっているが、これもキャリア教育としての面を持っている。

### ○教育課程外のキャリア支援体制及び令和 5 (2023)年度卒業生の進路内訳

キャリア（社会的・職業的自立）については、就職・進学委員会が学内の就職・進学等の支援に関する種々の問題を審議している。教員だけでなく職員も正規委員になっており、担当部署は学生・就職課である。【資料 2-3-3】

学生は、学生・就職課の「就職支援センター」で、いつでも企業などの資料や種々の求人関係の情報を、書面やパソコンを通して閲覧できる。平成 22(2010)年 4 月からは、外部企業と連携した「浦和大学就職ナビ」を開設し、スマートフォンなどの端末からも就職情報が入手できるようになった。

就職支援センターには複数の相談用個室が設置されており、支援担当の職員から個別相談や助言を受けることができる。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

なお、令和 5(2023)年度の卒業生の進路は、次の表 2-3-1 の通りであった。

表 2-3-1 令和 5 (2023)年度卒業生の進路内訳

学部・学科	卒業生	就職希望者	内定者	活動中	進学希望	家事伝承・家業継承	その他	就職率	卒業生に対する就職希望率
こども・こども学科	71	68	67	1	0	0	3	98.5%	95.8%
こども・学校教育学科	29	26	26	0	0	0	3	100.0%	89.7%
社会・総合福祉学科	56	51	50	1	0	0	5	98.0%	91.1%
社会・現代社会学科	59	47	46	1	1	2	9	97.9%	79.7%
こども・社会学部：計	215	192	189	3	1	2	10	98.4%	87.9%

\*就職率は就職希望者数に対する内定者数の割合。

#### ○教育課程外の主なキャリア支援セミナー内容

就職関係のセミナーとして、「キャリアプランニングセミナー」、「プロの仕事を知る講座」、「キャリアガイダンス」(4・9月のオリエンテーション時に就職活動の基軸となるガイダンス)を実施している。このうち前2つのセミナーについては、①視野を広げる機会として複数の業界からの講演、②自己理解・分析を進める講座、③コミュニケーションが欠かせないツールである職種(対人サービス職)に対応した講座を中心に就職支援プログラムを組んでいる。

「キャリアプランニングセミナー」は、年間スケジュールを組み、本学の就職支援活動の柱になるセミナーである。これは「就職活動の準備と実践の講座」として計画され、毎年、多様な業界から、企業・法人の協力のもと実施している。令和 5(2023)年度は、学内説明会(企業参加)や業界説明会、就活の準備講座として自己分析、面接対策、第一印象向上セミナー等が開催された。

これらのセミナーは原則火曜日の5時限目に開催され、学年を問わず参加できる。合同説明会への参加企業への就職につながる学生が毎年みられる。令和 5(2023)年度は、延べ参加者 2,528名であった。

「プロの仕事を知る講座」は、平成 28(2016)年度より開催されている講座で、学生の視野を広げ、改めて自己と向き合い、企業がその分野のプロフェッショナルとして仕事に取り組む姿を知る機会になるような内容で実施されている。平成 28(2016)年度以降、オリエンタルランドが実施する「ディズニーに学ぶコミュニケーションスキル」、「全日本空輸株

株式会社取締役専務執行役員河本宏子氏による講演会」、「株式会社学研教育みらい幼児教育編集部編集長による講演会」、「オスカープロモーションによる第一印象で勝つ!!自分磨き講座～魅力的な話し方～」、株式会社ヤナセ「自動運転の現状と未来～メルセデス・ベンツの次世代『コネクテッド』～」、ホテルミラコスタ「アット・ザ・テーブル・ミセスディッシュのテーブルマナー講座」などを実施した。いずれも学年を問わず参加ができ、就職活動までの準備講座の一つとして実施している。なお、令和 5(2023)年度はホテルオークラ東京ベイにて「ブライダル・テーブルマナー講座」を実施し、参加者は 27 名であった。【資料 2-3-7】

○教育課程外（キャリア支援活動の流れ）

年間のキャリア支援プログラムとスケジュールの大まかな流れは、「STUDENT HANDBOOK」第 6 章「将来のみちしるべ」に掲載している。

また、キャリア支援に関する具体的な計画や活動は、学内掲示で周知している。キャリアガイダンス（4 月・9 月）では、半期ごとのキャリア支援活動の予定を改めて通知する。3 年次生に対しては 4 月に「CareerGuideBook 2024」を配布し、就職支援活動の基礎情報が得られるようにしている。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

以下、令和 5(2023)年度に就職・進学委員会と学生・就職課が中心になり実施したキャリア支援活動について述べる。

#### (1)進路支援活動の目標設定

令和 5(2023)年度に就職・進学委員会が、両学部の進路支援の活動として目指した方針・方向は次のようであった。①4 年次生を対象に個別面談を実施し、個々人の進路に合わせたきめ細かい指導をすること。②1～3 年次生には適性診断テスト、自己整理シートを使った自己分析、「インターンシップ」（本学には、各学部の教育課程に含むもの、就職・進学委員会にて計画実施しているもの、自らエントリーし参加するものの 3 種のインターンシップがある）を実施し、内容面での充実・強化を図ること。③「就職支援講座」（キャリアガイダンス内のセミナー）を通して社会に出るための基礎知識を養うこと。

#### (2)具体的に実施された進路支援活動

上記の進路支援の諸活動は、「CareerGuideBook 2024」のキャリア支援スケジュール表やキャリアガイダンス（4 月・9 月実施）で半期ごとに示す予定表に沿って展開された。

##### 〈4 年次生対象〉

オリエンテーション、キャリアガイダンス、個別進路面談、模擬面接指導などを実施した。福祉関連職の場合、施設関係の都合により秋以降に施設訪問が活発化する学生が多く、それに合わせたスケジュール設定をした。

9 月実施のキャリアガイダンスにおいて、埼玉労働局の講師による「労働法セミナー」を実施した。内定学生については内定の報告及び就職活動報告書の提出を指導した。また、労働者としてのルールやハラスメント等の対応をまとめた資料を作成し、卒業時に配布、キャリアが開始、継続することを意識付けした。

##### 〈1 年次～3 年次生対象〉

令和 5(2023)年度は、様々な業種・業界を知る機会として、対面での合同説明会、また、学生の就職にむけての活動量を増やすよう就職・インターンシップに関するオンライン配信を実施した。

3年次生については、4月の進路希望登録票をもとにした個別面談、社会人基礎力・職業適性診断のキャリアステップ（ゼミ授業または以降のキャリアガイダンスで結果を返却）、キャリアプランニングセミナー、文章作成講座などを、後期から事実上の就職活動が始まる点に配慮しながら実施した。また、配当年次が最後となるため「キャリアインターンシップ」の履修を促した。【資料 2-3-10】

1～2年次生については、キャリアに関する問題意識をもたせるために、PROG(Progress Report on Generic Skills)テストの実施(1年次4月)、PROG 解説会の実施(1年次9月)、就職希望アンケートの実施(1年次9月)、自分発見検査「キャリアスタート」(2年次4月)や自己分析のための「自己整理シート」(2年次9月)を実施した。

なお、進路支援活動で実施したすべての講座・活動においてアンケートを実施し、学生の満足度や要望を把握し、次の企画・運営に反映している。

(自己評価)

全ての学科の教育課程にキャリア教育に関する授業科目が配置され、そこにはインターンシップを実施する科目が含まれている。また、4年間を通してゼミ担当教員によるキャリア支援を伴う個別面談が行われている。教育課程外では就職・進学委員会と学生・就職課が連携して、計画を立案し、各種セミナーや支援講座の開催など、年度を通して計画的な就職支援活動が行われている。よって、教育課程内外を通じてのキャリア教育(社会的・職業的自立に関する指導)の体制は整備されている。

### (3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

就職状況はますます複雑化し、就職に関する学生の意識や必要な情報が多様化すると予想される。学生が早くから将来に対して明確な問題意識を持ってキャリア形成に取り組めるよう、全学科でキャリア教育に関する授業科目を充実させる。また、各種セミナー等の工夫を通して、多様な職業の紹介、働く意識を持つことへの動機付けとなるような講座を企画していく。併せて、学生に最新の情報を迅速かつ正確に提供できるよう、メールや、情報端末を使った「浦和大学就職ナビ」活用の促進をはかり、就職活動を学生たちにとってより身近なものにしていく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

(事実の説明)

本学では、学生生活の安定のため次のような支援を行っている。

#### ○組織と機能

学生生活の安定のため、学生部長(教員)のもと、学生委員会が毎月の定例会議で、学生サービスや厚生補導に関する諸問題を審議し、教授会に提案あるいは報告している。そ

の結果をもとに「学生・就職課」の職員が中心となり、学生部長や学生委員をはじめとする教員と連携し、学生と直接関わりながら様々な支援を行っている。経済的支援と課外活動の支援に分けて具体的に説明する。

○経済的支援

(1)奨学金制度

本学で扱っている奨学金には、学内奨学金と学外奨学金の2種類がある。学内奨学金には、学園創立者の遺族の寄付によってできた「九里總一郎記念奨学金」と、令和元(2019)年度より設けられた「本学独自の家計基準による学費減免制度」、「遠隔地出身学生の学費減免制度(家賃補助)」がある。また、卒業生で組織する九里学園緑友会(同窓会の名称)が設けた「九里学園緑友会奨励賞」も奨学金に相当する。このほか、本学園の後援組織として、産業界・保護者・学園が三位一体となって設置した九里育英振興会が、学資の支弁が困難な学生に対して資金を貸与する「九里育英振興会学資貸与制度」がある。学外奨学金には「日本学生支援機構奨学金」があり、本学の奨学金制度の中心を占める。各都道府県・市町村等がその地方出身者を対象に支給する地方公共団体の奨学金制度もある。

「本学独自の家計基準による学費減免制度」及び「遠隔地出身学生の学費減免制度(家賃補助)」について、GPAを基準とした順位も活用し、審査を行っている。

令和5(2023)年度の奨学金の支給状況は、次の表2-4-1の通りである。

表 2-4-1 令和5(2023)年度奨学金の支給状況

事業名称	形態	学年	人数			
			こども	学校	総合	現社
九里總一郎記念奨学金	給付	2	0	0	0	1
		3	1	0	0	0
		4	0	1	1	0
本学独自の家計基準による学費減免制度(前期)	給付	1	10	1	2	9
		2	8	1	2	7
		3	2	0	8	4
		4	12	4	7	6
本学独自の家計基準による学費減免制度(後期)	給付	1	8	1	1	8
		2	8	1	1	6
		3	2	0	7	3
		4	11	4	7	3
遠隔地出身学生の学費減免制度(家賃補助)(前期)	給付	1	0	1	1	0
		2	0	0	1	1
		3	1	0	0	0
		4	3	0	1	1
遠隔地出身学生の学費減免制度(家賃補助)(後期)	給付	1	0	1	1	0
		2	0	0	1	2
		3	1	0	0	0
		4	2	0	1	1
九里学園緑友会奨励賞	給付	2~4	0	0	0	0
		団体	0	0	0	0
九里育英振興会	貸与	1~4	0	0	0	0
日本学生支援機構 奨学金	給付対象	1	3	2	6	5
		2	16	3	11	10

		3	13	5	12	7
		4	16	11	10	16
日本学生支援機構 奨学金	給付 前期	1	3	2	6	5
		2	14	1	11	8
		3	10	5	7	6
		4	12	9	6	11
日本学生支援機構 奨学金	給付 後期	1	3	2	6	4
		2	15	1	9	8
		3	10	5	7	7
		4	12	7	5	15
日本学生支援機構 奨学金	貸与	1	18	10	7	18
		2	24	4	14	22
		3	22	11	20	15
		4	26	15	13	16
特別奨学金 学習奨励費	給付	4	0	9	0	0
私費外国人留学生 授業料減免制度	給付	1~4	1	0	0	0

## (2)特待生制度

優秀な学生を経済的に支援する制度として特待生制度がある。平成 22(2010)年度入学生から、一般入学試験などで優秀な成績をおさめた学生に対し、授業料の全額、2分の1、4分の1を4年間免除する制度である。また、資格特待生制度が令和元(2019)年度より実施され、特待生制度の対象学生は増加した。継続にあたり GPA を基準とした順位も活用し、審査を行っている。

令和 5(2023)年度の特待生は 89 名（成績 39 名、資格特待生 50 名）であった。

成績特待生 39 名（こども 12 名、学校教育 11 名、総合福祉 7 名、現代社会 9 名）

資格特待生 50 名（こども 21 名、学校教育 8 名、総合福祉 15 名、現代社会 6 名）

## (3)特別奨学金給付制度

学校教育学科の学生に対し、卒業年に公立小学校教諭に採用された者に対し、300,000 円を給付する制度である。

## (4)外国人に対する特別支援

外国人学生に対しては、私費外国人留学生授業料減免制度がある。本学の正規課程に入学した外国人学生で、学業、人物に優れ、かつ留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者を対象としている。これらは留学生の経済的支援のために大きな役割を果たすものである。なお、令和 5(2023)年度に在籍の外国人学生は 1 名（中国国籍）であった。留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）については、ここ数年、本学には募集の枠がない。

## (5)通学定期代の一部補助制度

平成 28(2016)年度より、浦和駅より国際興業バスを利用し大学に通う学生の 1・2 年生に対し、通学定期代の一部補助を実施している。令和 5(2023)年度の制度利用者は、3 名である。

## (6)保育士修学資金制度等

各都道府県・市町村自治体が発行している保育士修学資金貸付制度がある。この制度は資格を取得し卒業後に指定施設に就職し、5 年間引き続き保育士業務に従事した場合、貸

付金の返還が免除になる制度である。令和 5(2023)年度は、こども学科の 9 名が貸付を受けている。

#### (7)教育ローン等

オリエンテーション等において、日本政策金融公庫の教育ローンのほか、本学が提携している金融機関の教育ローン（株式会社みずほ銀行、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス）を紹介し、学費サポートの選択肢の一つとなるよう情報提供している。

#### (8)アルバイト求人情報の掲示

近隣の業者や福祉施設等のアルバイト求人情報（令和 5(2023)年度は求人受領件数 109 件）を、アルバイト掲示板で提供している。就労する場合は、本学学生としての自覚を持ち、勤務先に迷惑を及ぼさないこと、学業に支障をきたさないこと等を注意している。また、平成 23(2011)年度より、(財)学生サポートセンターが指導し、ナジック・アイ・サポートが運営する「学生アルバイト情報ネットワーク」を開設し、学生向けのアルバイト情報の提供システムを導入している。

【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

#### ○課外活動の支援

##### (1)学友会活動

本学の学生全員をもって組織する「学友会」が設置されている。学友会は会員相互の親睦と授業以外の課外活動の支援を行っている。大きな行事としては、スポーツ大会、新入生歓迎会、しらさぎ祭（学園祭）等がある。

学友会は、教員と学生や学生相互の活動を充実させるため、スポーツ大会やしらさぎ祭（学園祭）へのゼミ・クラス単位での参加費用の支援も行っている。また、学友会では、教員と学生、学生同士の交流を目的に、年 1 回教員が参加を条件に学生一人 1,000 円を上限に懇親会等における費用の一部補助をしている。令和 5(2023)年度の利用率 40.45%であった。

課外活動組織としてのクラブ・サークル数は、令和 5(2023)年度は、16 団体（文化系クラブ・サークル 7 団体＋体育系クラブ・サークル 9 団体）であった。教員が顧問になっており、多くの団体は学友会から活動費等の経済的支援を受けながら、学内外において活動している。クラブ・サークルの一部は、他大学のクラブ・サークルとも交流している。

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在の文化系クラブ・サークル所属学生は 111 名、体育系クラブ・サークル所属学生は 240 名である。【資料 2-4-11】

##### (2)課外活動に利用できる施設

- ・運動施設 グラウンド（夜間照明付）
  - テニスコート（1 面）（夜間照明付）
  - 第 1 体育館（クノリメモリアルホール、温水シャワー更衣室付）
  - 第 2 体育館（5 号館 4 階、温水シャワー更衣室付）
- ・クラブ・サークル部室 5 号館 3 階（冷暖房完備）15 室
- ・クラブ・サークル共同利用室 5 号館 3 階（冷暖房完備）3 室
- ・学友会本部室 5 号館 3 階（冷暖房完備）1 室

- ・隣接する浦和実業学園高等学校の野球グラウンド（事前申し込み・許可制）

### (3) 学生に対する健康相談・心的支援等

健康相談などのために学生・就職課に「保健室」が設けられている。保健室には看護師の資格をもつ常勤の職員を配置し、学生の健康管理の業務を受け持っている。

「学生相談室」は「カウンセリングルーム」という別称や「オレンジとんとん!!」という愛称で呼ばれ、臨床心理士及び公認心理師の資格を持つ職員 1 人が、学生の心理的、精神的な相談に応じている。併せて、教員や職員からの相談にも対応している。学年暦の授業期間にあわせ、毎週木曜日 9 時～18 時に開室され、電話やメールのほか、保健室にて相談の予約を受け付けている。

学内の各種委員会の一つとして、心理学関係の専任教員と保健室の職員からなる「カウンセリング専門委員会」があり、学生相談室の職員と連携して、学生の心理的、精神的な問題に対応している。【資料 2-4-12】

### (4) 障がい学生に対する支援

「障がい学生支援委員会」では障がいのある学生の学習活動や学生生活等について、全学的視野に立って支援を行っている。平成 27(2015)年度からは「ほっとコミュ」という愛称をもつ「障がい学生支援室」を設置し、カウンセラー1人が配置されている。

障がい学生支援委員会は、保健室や福祉教育センターの他、障がい学生支援室の職員とも連携しながら、障がいのある学生に様々な支援を行う体制をとっている。いずれも、個々の特性または精神や身体の障がいによって、学生生活（学習、実習、就職活動、人間関係など）がうまくいかず、困っている学生を支援の対象としている。授業及び定期試験時の配慮に関しては、障がい学生支援委員会と教務委員会の連名による依頼文書を担当教員に配付している。併せて、教職員や学生の保護者からの相談にも応じている。障がい学生支援室は、学年暦の授業期間にあわせ、毎週木曜日 9～18 時に開室され、電話相談のほか、保健室にて相談の予約を受け付けている。【資料 2-4-13】

### (5) その他

現在、本学には社会人学生や転入学生はいない。編入学生は、令和 5(2023)年度で、併設の浦和大学短期大学部（令和 4(2022)年 3 月 31 日閉校）から総合福祉学部 3 年次に編入した学生が 4 名（4 年生 3 名、過年度生 1 名）在籍している。入学金の免除、既修得単位の認定、奨学金の継続手続きなどの面で支援をしている。

（自己評価）

学生委員会と学生・就職課が連携して、生活相談を含め経済的な支援を多面的に行っている。課外活動に対する支援は、学友会の活動を通して行われている。学生の心身の健康相談などには、専門の職員と連携して対応がなされている。学生生活を安定させる学生サービスや厚生補導の組織は整備され、機能している。よって、学生生活を安定させるための支援は行われている。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

経済的困難から大学生活を継続するのに支障をきたす学生が増加することが予想されることを受け、本学では令和元(2019)年度より手厚い授業料減免などの経済的支援制度を充実させてきた。多様な支援と毎年の申請が必要であること、成績基準を設けていることか

ら、学生自身がどのような支援を受けているのか、対象なのか、理解が浅い者がいる。支援制度をわかりやすく広報することと共に、学生が奨学生として意識できるよう学生広報、説明に努める。新型コロナウイルス感染症の影響か、クラブ・サークル活動に制限がかかった数年の間、先輩からの引継ぎがうまくできず、部員の減少が多くみられる。大学での学生生活、課外活動の活発化を目指し、学友会委員の意見や、学生の動向を踏まえ、学内イベントの充実を行う。学生生活に潤いが出るよう、令和 5(2023)年度までに、チェアリングの設置、トレーニングルームやメモリアルホールの開放など、施設・設備の工夫を行ったが、今後も継続して、学生の課外活動の充実のための支援を行う。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### (事実の説明)

大学のキャンパスは、教育研究活動の目的を達成するために必要な校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等を同一敷地内に配置している。

学内は、緑多い自然と白い建物が適度な空間を保って配置されており、各号館の間をつなぐ通路には屋根があり、雨天時においても学生の移動の利便性に配慮している。また、道路を挟む号館には連絡橋を設け、移動の際の便宜性と安全性に配慮している。

4号館のゼミ室(4207教室)のアクティブ・ラーニング対応のICT教育機器をさらに向上させたICT教育機器を、4号館6階のスーパーメディア室と4号館4階の学生自習室に室内を改装し導入した。平成30(2018)年に学校教育学科を設置した際に、1号館3階に小学校模擬教室、理科準備室、理科実験室を設けた。さらに、3号館の大講義室を音楽ホールとしての機能を兼ねる構造に改装した。学内各所及び全教室に無線ルーターを設置し学内の情報ネットワーク環境は大幅に向上している。

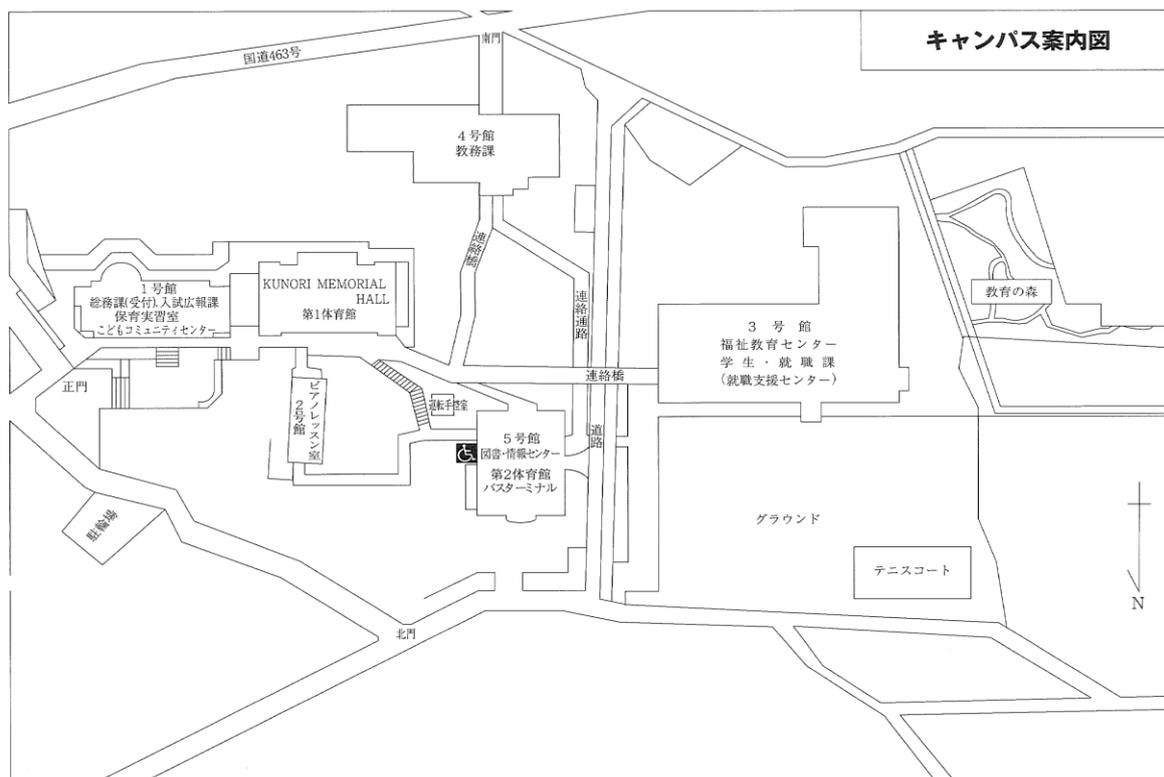
各建物は、建築基準法に定める耐震基準を満たしている。各建物の廊下には、緊急時の避難経路を示した図が見やすい形で掲示してある。また、各建物は、すべて昭和62(1987)年以降に順次完成し、竣工後20年程度経過している校舎から計画的に校舎を修繕、施設設備を更新している。令和3(2021)年度は、1号館メモリアルホールの体育館を改修し、3号館1階にトレーニングセンターを設置した。3号館1階の女子トイレを改修し障がい者用トイレを設置した。令和4(2022)年度は、5号館の第2体育館の防球マットとテニスコートを改修し人工芝の張替えを実施した。令和5(2023)年度には、5号館の第2体育館の床を全面改修した。さらに、計画的に学内の教室、廊下の照明をLEDに交換している(現在約7割が実施済)。

## 浦和大学

その概要は図 2-5-1 に示す通りである。また、校地・校舎等の施設は表 2-5-1、表 2-5-2 に示すように、大学設置基準を上回って整備されている。

### 〈キャンパス概要〉

図 2-5-1 キャンパス案内図 (2024 『スチューデントハンドブック』 341 頁より)



### 〈校地・校舎〉

表 2-5-1 校地・校舎の現有面積、設置基準面積及び主要施設一覧 (令和 5(2023)年度)

区分	現有面積	基準面積	主要施設
校地	36,786 m <sup>2</sup>	8,000 m <sup>2</sup>	1号館～5号館 第1体育館、第2体育館、グラウンド、テニスコート、駐車場、駐輪場、バスターミナル
校舎	21,049.14 m <sup>2</sup>	5,618.3 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号館 (理事長室、理事長秘書室・大学改革推進室、学長室、副学長室、事務局長室、IR推進室、設置準備室、秘書室、事務室、会議室、学生談話室、教室、理科実験室、演習室、アートスペース、こどもスタジオ、こどもコミュニティセンター、小学校模擬教室、音楽室、保育実習室 (ぼっけ)、学生自習室、第1体育館)</li> <li>・2号館 (大会議室、研究室、ピアノレッスン室、日本間室)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・3号館（教室、福祉教育センター、就職支援センター、研究室、社会福祉士国家試験受験支援室、会議室、演習室、調理実習室、家政実習室・小児保健実習室、大講義室（音楽ホール）、食堂、保健室、ニューメディア演習室、介護実習室、トレーニングセンター）</li> <li>・4号館（教室、ゼミ室、学生談話室、学生自習室、学生相談室、研究室、心理学実習室、スーパーメディア室、会議室、事務室）</li> <li>・5号館（図書・情報センター、多目的学習室、部室、第2体育館、待合ホール、バスターミナル）</li> </ul>
--	--	--	--

表 2-5-2 教室、演習室、学生自習室等の概要（令和 5(2023)年度）

教室・演習室等	室数
教室（講義用）	26
情報教室	2
演習・ゼミ室	20
実験実習室	13
学生自習室	2
学生相談室	1

（注）各号館の教室等の配置については、2024「スチューデントハンドブック」p.336-341 参照。【資料 2-5-1】

施設設備等の運営・管理については、学園本部の企画運営と大学の総務課及び図書・情報センターが連携して行っている。情報関係の部屋の管理については、図書・情報センターが行っている。その他の主要な施設設備等については、総務課が専門業者と連携して運営・管理に努めている。現在、専門業者に委託している業務は、①学内施設設備の維持点検業務、②昇降機保守点検業務、③空調機設備保守業務、④屋内外定期清掃業務、⑤学内植栽管理業務等であり、⑥学内の清掃の一部は、近隣の知的障がい者支援施設「大崎むつみの里」と委託契約を結び、障がい者の方に行ってもらっているが、このことは福祉を学ぶ学生に教育的に大きな意味合いをもっている。

（自己評価）

本学は、大学設置基準に示す基準を上回る校地や校舎を有し、教育研究活動の推進に必要な施設・設備は整備され、かつ有効に活用されている。また、学内の担当部署が委託業者と連携して日常の点検・維持管理の作業にあたっており、適切な教育研究活動が保持されている。アメニティに配慮した教育研究環境も概ね整備されている。

また、キャンパス内の建物やあらゆる付帯設備（エレベーター、消防設備、空調機等）樹木の伐採剪定等は、学内外の人員による日常点検並びに定期点検により、学生・教職員

の教育研究活動や安全確保のために適切な状態で運営・管理されている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(事実の説明)

### ①こどもコミュニティセンター（親子のひろば ぽっけ）

こどもコミュニティセンターでは大学近隣に住む 0～3 歳の親子が自由に集うことのできる、「親子のひろば ぽっけ」を定期的に開室している。こどもの発達に合わせた様々なおもちゃや絵本を設置し、保育士や家族支援を専門とする専門スタッフが、こどもや保護者の関わり合いを促すことを通じて子育てを支援する場となっている。親子とのふれあいを通じて幼稚園教諭や保育士を目指す学生の共感的理解を促すとともに、授業で学んだ内容を実践的に理解し、実習に向けた準備や様々な経験を積むための場としても活用している。【資料 2-5-2】

### ②小学校模擬教室及び理科実験室

小学校の教室を再現した模擬教室内には机、椅子、黒板だけでなくランドセル置き場や清掃用ロッカー、掲示物を貼る掲示板まで設置してあり小学生の目線で板書を確認することや、効果的な掲示物の貼り方、教室内の整理整頓のポイントを学ぶなどリアルな環境で小学校の教室運営を実践的に学ぶことができる。

また、小学校理科教育に必要な実験設備、機器、教具を備えた理科実験室では、学生一人ひとりが実験機器や教具を用いながら、理科指導法と安全管理の方法を学ぶことができる。

### ③心理学実習室

総合福祉学科ソーシャルワークコース、心理支援コースの授業で使用する実習施設である。実習室内には、箱庭があり心理学の演習授業に用いられている。また隣室にはマジックミラー越しに行動を観察できる部屋が設けられており、心理テストやカウンセリングなど相談シーンでの行動観察ができるようになっている。

### ④図書館

図書館は図書・情報センターとして設置されている。図書・情報センターの総延べ面積は、2 階 3 階合わせて 1,074 m<sup>2</sup>である。2 階は、閲覧スペース 720 m<sup>2</sup>、多目的学習室 46 m<sup>2</sup>、事務スペース他 106 m<sup>2</sup>からなる。3 階は、書庫 202 m<sup>2</sup>である。収容可能冊数は約 12 万 6,000 冊である。座席数は、閲覧座席数 120 席、多目的学習室 10 席×2 室、AV 資料視聴ブース 6 席、検索ブース 7 席である。

現在の蔵書数は表 2-5-3 に示すように、約 7 万冊弱を所蔵している。書架と閲覧室のほかに多目的学習室 2 室（座席は各 10 席）が整備されている。また、車椅子でも書庫内を移動できるように配慮するとともに、障がいのある学生のための優先席を設置している。

表 2-5-3 図書、資料の所蔵数（令和 6(2024)年 5 月 1 日）

種別		
図書の冊数	(冊)	65,482
内 開架図書の冊数	(冊)	42,793

定期刊行物の種類 (種)	内国書	701
	外国書	39
視聴覚資料	(点)	2,033
製本雑誌		108
電子ジャーナルの種類	(種)	6
データベースの契約数	(件)	3

開館時間は平日 9時から午後 5時までで、令和 5(2023)年度の開館日数は 223 日であり、全学の学生及び教職員を含めた 1 日当たりの図書館利用者数は 67 人であった。【資料 2-5-3】 【資料 2-5-4】 【資料 2-5-5】

(自己評価)

図書館をはじめ、本学の学修施設の利便性は高く、福祉・幼児教育・児童教育の学科で学ぶ学生にとって、キャンパス内に知的障がい児や乳幼児とその保護者と触れ合うことのできる保育実習室「親子のひろば ぽっけ」や、小学校教諭を目指す学生にとっての、実際の教育現場を模した小学校模擬教室や理科実験室、ソーシャルワークや心理支援を学ぶ学生にとっての心理学実習室など特色ある学修施設は有効に利用されている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

(事実の説明)

すべての建物がバリアフリー化を実現し、障がい者用トイレ、点字文字表示、点字ブロック等を整備し安心して移動し利用できるよう配慮している。特に学内に設置しているエレベーターの中には、車椅子利用者や身体障がい者に配慮して手摺が設置されている。すべての階段には手摺を設置し、2号館、3号館、4号館、5号館は自動ドア化しバリアフリー化を推進した。学内はエレベーターを利用すれば階段を使用せずに移動が可能である。

また、スクールバス 5 台の内 4 台はノンステップバスを配置しており車椅子利用の学生や教職員の動向に配慮した時刻表で運行している。

#### ①情報サービス施設及び設備

本学には、情報技術教育のための施設として、ニューメディア(NM)演習室とスーパーメディア室の 2 つの情報教室が整備されており、パソコンが 43 台と 31 台、それぞれ設置されている。

利用状況であるが、アクティブ・ラーニング対応の機器に更新したスーパーメディア室などの情報教室は、各学期に設定された情報系の科目だけでなく、統計の演習など PC を使う場合にも利用され、情報教室の稼働率は高い。また、PC を所有していない学生には、貸出用の PC を供給できるようになっている。

授業用の機器・備品の点検・整備については、総務課及び教務課が学期初めに備品等の点検・整備を実施し、授業に支障をきたさないようにしている。情報機器を備えた教室の点検・整備は、図書・情報センター(情報教育委員会)が中心になって行っている。主な機器・備品はすべて備品台帳に記録し管理している。現在の情報機器の設置状況は表 2-5-4 に示したとおりである。

表 2-5-4 情報機器設置状況

建物	教室名	機種	O S	台数
1号館	学生自習室	デスクトップ PC	Windows 10 Pro	30
3号館	ニューメディア演習室	デスクトップ PC	Windows 10 Pro	43
4号館	学生自習室	ノート PC	Windows 10 Pro	25
4号館	スーパーメディア室	ノート PC	Windows 10 Pro	31
5号館	図書・情報センター (※)	ノート PC	Windows 10 Pro	23

※ 図書・情報センター備え付け PC は貸出用 PC である。

また、特に要望が高かった、学生が利用する全ての教室・施設に於ける Wi-Fi 環境の整備については、令和 5(2023)年度中に対応を完了した。

#### ②運動場

多目的に利用されているグラウンドがある。昼間は体育関係の授業や学生のレクリエーションに頻繁に利用され、夕方や夜間は照明設備があるのでクラブ・サークル活動の場として利用されている。令和 4(2022)年度にグラウンドのテニスコートのサーフェスの全面張替えを実施し学生の利用者が増加している。

#### ③体育施設

体育施設については、屋内施設として第 1 体育館と第 2 体育館があり、競技によるすみ分けに対応している。トレーニングセンターは、エアロバイクやステップマシーンなどの一般的なスポーツ機器のほか高齢者の体力測定をする機器等を備えたトレーニング施設として整備された。このトレーニング施設は、授業として利用することはもちろんであるが、教職員の利用や地域の特定高齢者を対象とした介護予防教室にも利用されている。また、クラブ・サークル活動のための部室を 18 部屋、男女別更衣室を各 1 室併置している。令和 4(2022)年度に第 1 体育館、令和 5(2023)年度に第 2 体育館の床を全面改修した。

#### ④福利厚生施設

講義用の教室、演習室、ゼミ室に加えて、学生談話室や学生自習室などが整備されており、昼食時及び休憩時には、学生はそれらを積極的に活用して交流を図り、また、勉学に取り組んでいる。機器の破損等、一定の確率で起こるものに対しては、一定期間ごとにチェックを行い、必要な補修を行っている。

食堂（多目的ホール）は、外部業者への委託によって運営しているが、学生・教職員だけでなく、「親子のひろば ぽっけ」に来ている親子も利用している。他大学には見られない和やかな雰囲気があり、親子と学生が交流する場にもなっている。学生相談室「オレンジとんとん」「ほっとコミュ」は、身体や精神に障がいのある学生の学生生活を安心・充実して過ごすために必要なものとなっている。

（自己評価）

各施設の利便性は高く、各施設とも有効に利用されている。令和 3(2021)年度に改修された第 1 体育館の男女更衣室内の機器を令和 4(2022)年度に最新の設備に更新し第 2 体育館の防球マットも改修した。令和 5(2023)年度に学生から床が滑るとの意見が多かった第

2 体育館の改修も終了したので、学生の部活動の活性化やトレーニングセンターの教職員や地住民に対しての有効利用が容易になっている。また、サーフェスの全面張替えを実施したテニスコートや、床の全面改修した第1体育館と第2体育館は利用者に大変好評である。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(事実の説明)

〈こども学部〉

- (1) こども学科は1年次に、A、B、C、D・・・Lクラスの6～7人程度12クラスに、学校教育学科は単独または2クラスに分けて学生を割り振り、授業運営を行っている。
- (2) 講義科目は、こども学科は基本的に6クラス合同、40人単位で、学校教育学科は学科単位あるいは2クラスで授業運営を行っている。科目によっては、こども学科12クラス合同の授業や学部合同の授業も開設している。
- (3) こども学科の演習、実技科目は、科目によって2～3クラス単位で運営している。
- (4) 「ピアノ応用」「ピアノ実践」(こども学科)は、担当教員が個別指導できる時間が必要なため10人以下で運営している。
- (5) 外国語科目は、仮登録を行い、「英語コミュニケーションA・B」は50人以下、「中国語コミュニケーションI・II」「韓国語コミュニケーションI・II」は40人以下となるよう運営している。

〈社会学部〉

- (1) クラス制をとっており、総合福祉学科「エッセンシャルスタディI・II」(1年次)は、コース別に1クラス15人程度の2クラス、「エッセンシャルスタディIII・IV」(2年次)は、原則1年次のクラスを持ち上がりで引き継いでいる。現代社会学科「スタディナビゲーションA・B」(1年次)及び「スタディナビゲーションC・D」(2年次)の授業は、1クラス15人程度の3クラス、前期、後期で別の教員が担当し、2年間で4名の教員のゼミナールを経験する。3・4年次の「卒業研究I・II」は、ゼミ教員別にそれぞれ担当教員が受け持ち、1クラス10人程度で授業運営を行っている。
- (2) コンピュータ関係の授業、及び語学関係の授業も、1年次のクラス編成単位に基づき1クラス15人程度で運営している。
- (3) 講義科目については、全学生の履修希望に基づき実施しているが、科目によっては、仮登録を行い、履修人数の制限をしている。
- (4) 社会福祉士指定科目の演習・実習科目は、1クラス10人程度で教育効果を高めるべく、少数で運営している。【資料2-5-6】

(自己評価)

授業を行う学生数については、2学部ともに教育内容に十分配慮した人数になっている。学生や教員からの苦情や問題提起もなく、教育効果を十分に上げられるものと判断している。特に新型コロナウイルス感染症対策には、総務課、教務課、学生・就職課が連携し全学で防止に取り組みながら、特に大きな支障もなく対面授業を実施できた。

- (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

ハード面では施設設備の整備拡充、キャンパスのエコ化、老朽設備の更新、情報教室の ICT 機器の整備、アクティブ・ラーニング対応設備の更新、トレーニングセンターの機器の更新および充実、学内 LAN の更なる見直しを図る。また、ソフト面では教務、総務、学生・就職、入試・広報等の全学を統合する学務システムを導入する。安全対策として、令和 5(2023)年には所轄消防署指導の協力のもと、本学職員を対象とした防災訓練を実施した。9 月に大規模な地震を想定し、学生を対象にした避難経路の確認を実施したが、今後も継続して防災対策を充実させていく。

施設については、今後とも安全かつ良好な教育研究活動の維持・改善について努力していく。特に、学生の利用する福利厚生施設や体育施設については最優先して改善に努める。また、今後も引き続き学生の安全対策として防災避難訓練などを実施していく。

最寄り駅 (JR 武蔵野線の東川口駅) からスクールバス (約 20 分) を運行して、学生の通学の便を図っている。また、JR 京浜東北線、宇都宮線、高崎線の停車駅である浦和駅の東口からの民間路線バス (約 25 分) の定期代の補助 (9 割) を実施し利用促進を継続する。遠隔地からの入学生に対する家賃補助制度を継続する。

授業を行う学生数については、年度毎に適切に配慮し管理していく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (事実の説明)

学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとして、まず、教務課や 3 センター (図書・情報センター、福祉教育センター、こどもコミュニティセンター) の窓口がある。学生は学修や授業に関する苦情や相談を教務課やセンターに持ち込むことが多い。職員はそれらに直接対応するほか、必要に応じ教務部長や教務委員会など関係する管理職教員や委員会に報告し、解決を図っている。

次に、ゼミ担当教員による個別面談がある。教員は学生の学修上の悩みを聞きつつ、学修及び授業支援に対する学生の意見も聞いており、必要に応じ学部長・学科長や関係委員などに伝えて、解決を促している。

このほか FD 活動として、学生に対して「授業評価アンケート」を実施している。アンケートの回答は Google フォームを利用し、各質問項目の 5 段階の評価と、自由記述欄への記入により行う。学生の回答結果に対し、教員はフィードバックコメントを Google フォームで提出し、その結果を公開している。授業改善に反映させる方策として、担当教員が学生の評価結果を自らの授業改善に役立てるのは当然のこととして、評価点が著しく高

い教員は学長が表彰し、一方で、教員の授業運営に何らかの問題がある可能性が認められる場合、FD 部長あるいは学部長・学科長が良く調査した上で、必要な改善を教員に求める。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

(自己評価)

本学の教員と職員は連携して、様々な学修及び授業の支援に取り組んでいる。すべての学生が卒業までどこかのゼミに所属する 4 年間ゼミ制度は、学生一人ひとりにきめ細かい学修支援を行ううえで有効である。学生の意見を汲み上げる仕組みも存在し機能している。

よって、学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用は行われている。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(事実の説明)

学生生活に関する学生の意見等を把握する仕組みとしては、学生個人がゼミ担当教員、クラブ・サークル顧問、学生・就職課の職員などに直接伝えるルートがある。障がい学生は、障がい学生支援委員会の教員のほか、福祉教育センターや障がい学生支援室の職員に意見・要望等を伝えている。教員や職員が個別に対応できないものに関しては、教務委員会、学生委員会、所属長などに伝えて、組織的な対応を促すことにしている。

学友会に所属するクラブ・サークルの「リーダー研修会」が、毎年春季休業期間中に開催されている。その際、学生の意見や大学への要望などを集約して、学生・就職課を通して学生委員会で取り上げて対応している。【資料 2-6-3】

また、令和 5(2023)年 7 月に学長、学生部長、事務局長、学生・就職課長、学友会執行部と部長など学生 6 名と、「学長と学生との意見交換会」を実施。率直な学生の意見を収集した。学生より、大学近隣路上喫煙、スクールバス時刻表の工夫、乗車マナー、自動販売機などについて意見があった。学長より施設設備の学生利用の改善や、学友会として学生に呼びかけを行うなど学長と学生が直接意見を交えることで速やかな改善が行われた。

学生の悩みを知ることを主な目的にして、カウンセリング専門委員会が、毎年全学生を対象に「学生生活に関するアンケート調査」を実施していた。このアンケートは、令和 3(2021)年まで行い、その結果は教授会に報告されている。その後、令和 5(2023)年より IR 委員会と学生委員会にて「在学生アンケート」(2・3 年生対象)を実施し、質問項目は学生生活に関する(アルバイト、学習時間など)内容を含むため、学生生活に関する意見・要望を知ることができる。教育内容やサービスの改善、教育目標の見直し等、参考資料として活用する。【資料 2-6-4】

(自己評価)

学生サービスに関する学生の意見・要望などは、ゼミ担当教員や学友会のリーダーのほか、学生委員会や障がい学生支援委員会の教員、学生・就職課や福祉教育センターの職員、学生相談室や障がい学生支援室のカウンセラーなど、様々なチャンネルを通してくみ上げられ、対応されている。よって、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用は行われている。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

既述の学生サービスに対する学生の意見・要望を吸い上げるチャンネルを通して来た学生の声を考慮して、学内 Wi-Fi 環境の充実、九里メモリアルホール、体育館の整備、食堂メニューの工夫、物価高支援となるよう 100 円食堂の実施など、環境の整備や支援内容の工夫などを実施した。

(自己評価)

学修環境に関する学生の意見・要望などは、ゼミ担当教員や学友会のリーダーのほか、学生委員会や障がい学生支援委員会の教員、学生・就職課や福祉教育センターの職員、学生相談室や障がい学生支援室のカウンセラーなど、様々なチャンネルを通してくみ上げられ、対応されている。よって、学修環境に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用は行われている。

#### (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学生の意見・要望を受けて、施設・設備の改善 (Wi-Fi の設置、メモリアルホール・体育館の整備、トレーニングルームの開放) を行ってきたが、これからも継続する。

#### 【基準 2 の自己評価】

大学および学部・学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定、周知し、それに基づく入学者選抜を厳正に行っている。また、入学定員及び収容定員に沿って定員管理を行い、中期計画に基づいた学生募集を行っている。

多様な学生に対応するため学修環境を適切に整備し、教職協働によるきめ細やかな学修支援体制が整っている。また、教育課程内外におけるキャリア教育を実施すると共に、就職支援センターをはじめとするキャリア支援体制が整備されている。

組織的かつ包括的な学生生活を安定させるための学生サービスが適切に行われており、教育目的を達成するための教育研究活動と学生サービスを充実させるための学修環境が整備されている。また学修支援や学生生活に対する学生の意見・要望を把握し、組織的な分析・検討を行い、改善に反映している。

よって基準 2 を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

###### (事実の説明)

本学は、学則第 1 条において大学全体の教育目的を定め、これを踏まえて大学全体のディプロマ・ポリシーを策定している。また、学則第 3 条では学科ごとに教育目的を定め、それを踏まえたディプロマ・ポリシーを学科ごとに策定している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

これらのディプロマ・ポリシーは「STUDENT HANDBOOK」のほか、ホームページ上でも掲載し、学内外に広く公表している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

また、単位認定基準や卒業認定基準は、大学及び各学科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則及び学部・学科の履修細則において定めている。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7～12】それらは「STUDENT HANDBOOK」に掲載しており、学則はホームページ上で公表している。【資料 3-1-13】なお、本学では、進級基準や修了認定基準は設けていない。

#### ○単位認定基準

学則第 21 条「単位」に従い、各授業科目の単位数は 45 時間の学修をもって 1 単位を標準とし、講義及び演習科目については 15～30 時間までを 1 単位としている。本学は実学重視なので実習・実技の科目が多いが、それらについては、30～45 時間までを 1 単位としている。また、科目の授業は 90 分間の授業を 15 回行い、16 回目に定期試験を行うことを基本としている。各授業科目の単位数は、学則のほかシラバスなどにも記している。

各曜日の授業回数、定期試験の期間そして実習期間などは、「STUDENT HANDBOOK」に掲載した学年暦で示している。

成績評価は、学則第 23 条「学修の評価」に従い、S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、F(59 点以下)の 5 段階で表している。S から C までを合格として単位を認定し、F を不合格としている。

実習関連科目では、出席回数が授業回数の 5 分の 4 に満たない場合は、その科目の単位を認定していない。

#### ○GPA の活用

本学では、成績評価に基づいて、総履修単位当たりの達成度を数値化した GPA (Grade

Point Average)を採用している(GPAの説明は「STUDENT HANDBOOK」に記載している)。学生個人のGPAは学生だけでなくゼミ担当教員にも通知している。ゼミ担当教員は、GPAを用いた学修指導を行い、一人ひとりの学生がより良い成績となるよう指導している。また、特待生待遇や学費減免等の認定基準としてGPAを活用している。【資料3-1-14】【資料3-1-15】【資料3-1-16】

#### ○卒業認定基準

学則第37条「卒業」に従い、本学に4年以上在学し、こども学部は126単位以上、社会学部は124単位以上の単位を修得した者について、卒業を認定している。

卒業に必要な単位数の内訳は、ディプロマ・ポリシーに対応するように教育課程の各区分、各科目群・分野で細かく配分している。そうした単位数をすべて修得したうえで、かつ総計でも最低必要単位数を上回った場合、卒業となる。また、すべての学科において教育課程の学びの集大成となる「卒業研究」を必修科目とし、学科ごとに卒業論文抄集の作成や卒業研究の発表会などの方法でその成果を公開している。【資料3-1-17～20】

学期初めには、ゼミ担当教員が個別に履修指導を行い、卒業要件を満たさない限り卒業できないことを改めて注意し、学生が卒業要件を考慮しながら計画性をもって学修計画を立てるよう指導している。

なお、他の大学又は短期大学において修得した単位、大学以外の教育施設等における学修による単位、入学前の既修得単位等については、学則第24条～第26条において、総計が「60単位を超えないものとする」と規定している。【資料3-1-21】

(自己評価)

本学では、教育目的が大学及び学科ごとに設定されており、それらを踏まえたディプロマ・ポリシーが大学及び学科ごとに策定され、大学ホームページ上などで周知されている。

単位認定や成績評価の方法・基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則、履修細則、シラバスなどで細かく規定している。卒業の要件についても、学則で細かく規定している。そしてこれらは「STUDENT HANDBOOK」などで周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(事実の説明)

本学には、上述のように進級基準や修了認定基準はないが、単位認定基準と卒業認定基準については定めがあり、厳正に適用されている。

#### ○単位認定基準の厳正な適用

単位の認定について、学部の履修細則によって、授業科目ごとの出席が授業時間数の3分の2以上(実習関係については5分の4以上)のものについてのみ、成績評価を行うことになっている。このため、教務システムのUNIPA等を使い、出席管理を厳密にしている。【資料3-1-22】

また、成績評価には、試験、レポートを基本とした評価とともに、科目の特性等を考慮して受講態度の評価など多面的な評価も取り入れている。成績評価の方法は、シラバスで授業科目ごとに記載してあり、それに従い厳格な成績評価を行っている。さらに、公平な成績評価のために、履修細則において、履修者数に対する成績評価の割合を、Sは20%、Aは30%、Bは30%、C以下は20%、という目安を設けている。【資料3-1-23】【資料3-

1-24】

○卒業認定基準の厳正な適用

本学以外の教育施設で修得した単位については、教務委員会で審査し、教授会の審議を経て単位認定を行っている。その際、すべて合わせて「60単位を超えないものとする」という規定を順守している。

学則に定められた卒業要件単位数以上を修得した学生について、学長が教授会規程に従い、教授会の意見を聴いたのち卒業を認定している。【資料 3-1-25】【資料 3-1-26】

なお、卒業認定した学生に対して、こども学部こども学科は「学士（こども学）」、同学校教育学科は「学士（教育学）」、また、社会学部総合福祉学科は「学士（社会福祉学）」、同現代社会学科は「学士（社会学）」の学位を、それぞれ授与している。

（自己評価）

単位認定の基準は、学則、履修細則、シラバスなどで細かく規定されており、それらは厳正に適用されている。また、卒業認定の基準についても、学則や教授会規程で規定されており、それらに従って厳正に卒業認定を行っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーをより簡潔で分かりやすいものにブラッシュ・アップしていく。そうしたディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準や卒業認定基準について、周知を図り厳正な適用に努める。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

（事実の説明）

本学では、ディプロマ・ポリシーと同様、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが大学及び学科ごとに定められ、「STUDENT HANDBOOK」のほかホームページ上で掲載し、学内外に広く公表している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合性を持って作成されており、具体的には以下の通りである。

○浦和大学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

本学のディプロマ・ポリシーでは、①幅広い教養を身に付けること、②汎用的技能や問

題解決能力を身に付けること、③専門的知識・技術や思考力を身に付けること、④高い倫理観と協働性を身に付けること、などが目指されている。

これを踏まえて、カリキュラム・ポリシーとして、①様々な教養科目を開設すること、②言語能力、情報処理能力、キャリア形成力を高める科目を設けること、③様々な専門科目を体系的に配置すること、④実習形式の専門科目を数多く開設すること、⑤4年間ゼミ制度を設けること、などが示されている。

○各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

各学科のカリキュラム・ポリシーも、ディプロマ・ポリシーを踏まえたものになっている。順次説明する。

〈こども学部こども学科〉

こども学科のディプロマ・ポリシーでは、①幅広い基礎的知識、情報リテラシー、専門的知識、協調性ある社会人の自覚などを身に付けること、②こどもの信頼をはぐくむ態度を身に付けること、③こどもについて基礎的な知識や多様な技能・技術を実践的に身に付けること、④こどもの視点から地域社会を創造する重要性と実践性を理解すること、などが目指されている。

これを踏まえて、カリキュラム・ポリシーでは、①基礎的教養、包括的なこども理解、総合的な専門分野などに関わる科目を、ディプロマ・ポリシーと整合性を保って編成すること、②キャリア教育の科目を体系的に配置すること、③こどもについての総合的理解を促す科目を幅広く配置すること、④「親子のひろば ぽっけ」を活用した科目を設けること、⑤学内の自然環境を活用した科目を配置すること、⑥幅広い演習科目を配置すること、⑦情報機器を活用して論文等をまとめる科目を置くこと、などが示されている。

〈こども学部学校教育学科〉

学校教育学科のディプロマ・ポリシーは、小学校教員の養成という目的に沿って、①幅広い基礎的知識、情報リテラシー、専門的知識、協調性ある社会人の自覚などを身に付けること、②こどもの信頼をはぐくむ態度を身に付けること、③こどもについて基礎的な知識や多様な技能・技術を実践的に身に付けること、④こどもの視点から地域社会を創造する重要性と実践性を理解すること、などが目指されている。

これを踏まえて、カリキュラム・ポリシーでは、①基礎的教養、包括的なこども理解、総合的な専門分野などに関わる科目を、ディプロマ・ポリシーと整合性を保って編成すること、②初年次教育の科目を置くこと、③キャリア教育の科目を体系的に配置すること、④こどもについての総合的理解を促す科目を幅広く配置すること、⑤現場実習を伴う科目を設置すること、⑥学内外の自然環境やキャンパス施設を活用した科目を配置すること、⑦幅広い専門科目を配置すること、⑧情報機器を活用して論文等をまとめる科目を置くこと、などが示されている。

〈社会学部総合福祉学科〉

総合福祉学科のディプロマ・ポリシーでは、①幅広い知識、コミュニケーション能力・問題解決能力・情報処理能力等々の汎用的能力を修得すること、②幅広い知識、技術を修得し総合的な福祉支援の実力を身につけること、③福祉社会の実現に持続的に貢献できる力をもっていること、などが目指されている。

これを踏まえて、カリキュラム・ポリシーでは、①教養科目と専門科目を幅広くディプ

ロマ・ポリシーと整合性を保って編成すること、②専門科目は順次性・体系性をもって設置すること、③演習科目や実習科目を数多く開設すること、などが示されている。

〈社会学部現代社会学科〉

現代社会学科のディプロマ・ポリシーでは、①現代社会を理解するための幅広い知識や客観的に分析するための調査方法やデータ分析等の汎用的能力をもつこと、②コミュニケーション能力やマナー等の社会人基礎力をもつこと、③より良き社会の創造に関与できる価値意識をもつこと、などが目指されている。

これを踏まえて、カリキュラム・ポリシーでは、①教養科目と専門科目を幅広くディプロマ・ポリシーと整合性を保って編成すること、②各科目は順次性・体系性をもって設置すること、③現代社会に於ける課題解決能力を養うための科目を多く配置すること、④演習科目や実習科目を数多く開設すること、⑤社会人として必要な実践的スキルに関する科目を配置すること、などが示されている。

（自己評価）

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが、大学及び学科ごとに定められており、ホームページ上での公表によって周知されている。それらのカリキュラム・ポリシーは、大学・各学科それぞれのディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

（事実の説明）

各学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、「区分」及び「科目群・分野」を設けて授業科目を配置し、それぞれに卒業に必要な単位数を設定して、体系的に教育課程を編成している。なお、この体系的編成に関しては、履修系統図や履修モデルを作成するほか、授業科目ごとにナンバリングを行っている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】

○各学科の教育課程

各学科の教育課程の編成について、具体的に説明する。

〈こども学部こども学科〉

こども学科の教育課程の編成は、次の表 3-2-1 の通りである。

表 3-2-1 教育課程の編成（こども学科）

区分	科目群・分野	必要単位数	
人間総合科目	学びの技法	4 単位	21 単位 以上
	文化・社会	4 単位以上	
	生命・自然	3 単位以上	
	コミュニケーション	4 単位以上	
	キャリア形成	0 単位以上	
こども総合科目	こどもの総合的理解	5 単位以上	9 単位 以上
	こどもの表現と文化	2 単位	
こども専門科目	保育と福祉	8 単位以上	
	心とからだ	2 単位	

	教育の基礎と保育指導法	6 単位以上	66 単位 以上
	保育内容の理解と方法	0 単位以上	
	実践に学ぶ	0 単位以上	
	卒業研究	4 単位	
自由履修科目		12 単位以下	
卒業必要単位数・合計		126 単位以上	

各区分と各科目群・分野について、簡単に説明する。

・「人間総合科目」

ここは、いわゆる教養科目に相当し、幅広い知識、教養、汎用的能力などを養う領域である。旧来の人文・社会・自然の3科学と体育は「文化・社会」「生命・自然」の科目群に入り、汎用的能力を育てる語学・情報は「コミュニケーション」に入る。このほか、初年次教育や基礎的なキャリア教育に相当する「学びの技法」「キャリア形成」の科目群が置かれている。

・「こども総合科目」

ここは、こどもに関わる総合的な理解を促す領域である。「こどもの総合的理解」と「こどもの表現と文化」に分かれる。前者には「こども理解と観察」「フィールド体験」「海外セミナー（カナダ）」といった現場体験型の科目が含まれる。後者には、音楽や絵画に関する科目のほか「自然観察」といった科目もある。

・「こども専門科目」

ここは、いわゆる専門科目に相当し、専門的な学術理論や技能・技術を学び、実践力を養う領域である。「保育と福祉」「心とからだ」は、こどもの保育と福祉やこどもの心と保健について、専門的な理論と技術を身につける科目群である。「教育の基礎と保育指導法」「保育内容の理解と方法」は、保育士や幼稚園教諭に必要な知識や技術を学ぶところである。「実践に学ぶ」は実習科目群であり、「卒業研究」は指導教員のもとで、4年間の学修の成果として卒業論文ないし卒業制作を作成し、卒業研究発表を行う科目群である。

〈こども学部学校教育学科〉

学校教育学科の教育課程の編成は、次の表 3-2-2 の通りである。

表 3-2-2 教育課程の編成（学校教育学科）

区分	科目群・分野	必要単位数	
人間総合科目	学びの技法	4 単位	18 単位 以上
	文化・社会	4 単位以上	
	生命・自然	4 単位以上	
	コミュニケーション	4 単位以上	
	キャリア形成	0 単位以上	
こども総合科目	こどもの総合的理解	4 単位以上	8 単位 以上
	こどもの表現と文化	4 単位以上	
教育専門科目	児童・生徒の理解	2 単位以上	
	教育の実践と応用	1 単位以上	
	教職基礎・教科指導法	42 単位	

	教科専門	8 単位以上	70 単位 以上
	実践に学ぶ	0 単位以上	
	卒業研究	4 単位	
自由履修科目		12 単位以下	
卒業必要単位数・合計		126 単位以上	

各区分と各科目群・分野について、簡単に説明する。

- ・「人間総合科目」「こども総合科目」

これらは、こども学科と基本的に同じ編成方針で作られた領域であり、科目群で配置されている授業科目もほぼ同じである。

- ・「教育専門科目」

ここは専門科目の領域である。「児童・生徒の理解」「教育の実践と応用」「教職基礎・教科指導法」「教科専門」などは、小学校教員になるのに必要な知識や技能を学び、実践力を身につける科目群である。「実践に学ぶ」は教育実習に係わる科目群であり、「卒業研究」は指導教員のもとで4年間の学修の成果として卒業論文を作成し、卒業研究発表を行う科目群である。

〈社会学部総合福祉学科〉

総合福祉学科の教育課程の編成は、次の表 3-2-3 の通りである。

表 3-2-3 教育課程の編成（総合福祉学科）

区分	科目群・分野		必要単位数
人間総合科目	学びの技法		8 単位
	文化・社会		2 単位以上
	生命・自然		2 単位以上
	スポーツ		1 単位以上
	コミュニケーション		6 単位以上
キャリア形成			2 単位以上
総合福祉科目	基盤科目		4 単位以上
	総合福祉 基礎科目	基礎 1	8 単位以上
		基礎 2	6 単位以上
	社会福祉科目	専門科目	6 単位以上
	社会福祉 関連科目	健康・スポーツ分野	2 単位以上
		心理分野	2 単位以上
		ビジネス分野	2 単位以上
卒業研究		0 単位以上	
卒業研究		8 単位	
自由履修科目			12 単位以下
卒業必要単位数・合計			124 単位以上

各区分と各科目群・分野について、簡単に説明する。

- ・「人間総合科目」「キャリア形成」

ここは、いわゆる教養科目に相当し、幅広い人間理解や汎用的能力などを養う領域であ

る。人文・社会・自然の3科学は「文化・社会」「生命・自然」の科目群に入り、体育と語学・情報は「スポーツ」「コミュニケーション」に入る。このほか、初年次教育やキャリア教育に相当する「学びの技法」や「キャリア形成」といった科目群が置かれている。

・「総合福祉科目」

ここは、いわゆる専門科目に相当し、広く社会や福祉に関する専門的な理論や技術を学び、福祉に関連する実務能力などを学ぶ領域である。「基盤科目」「総合福祉基礎科目」「社会福祉科目」「社会福祉関連科目」「卒業研究」の5つの科目群で構成されている。

・「基盤科目」

ここは社会学部共通の科目群で、現代社会に関する最も基礎的な科目が置かれている。

・「総合福祉基礎科目」

基礎1と基礎2に分かれている。基礎1は、専門教育体系の導入科目群で、総合福祉とは何かの概観を得るとともに、総合福祉を学ぶ上での基本的な問題意識を形成することを目指す科目から成る。基礎2は、社会福祉専門科目各論を学ぶ上での基礎となる知識を得ることを目指す科目から成る。

・「社会福祉科目」

総合福祉基礎科目の履修によって獲得した総合福祉及び社会福祉に関する基礎的な知識・技術を基に、ソーシャルワークに必要な、より広く、かつ深い専門的な知識・技術を修得する科目が置かれている。

・「社会福祉関連科目」

「健康・スポーツ」「心理」「ビジネス」の各分野の専門知識・技術を深め、総合的な福祉の実務能力を身に付けることを目指す科目群である。各履修モデルを特徴づける種々の資格取得に必要な科目がある。「海外セミナー」は実際にハワイに出かけ、アメリカの福祉について学ぶ科目である。

・「卒業研究」

指導教員のもとで自主的学修を発展させ、4年間の学修の成果として卒業論文をまとめ、合わせて社会人基礎力、就業力を高めることを目指す科目である。

〈社会学部現代社会学科〉

現代社会学科の教育課程の編成は、次の表3-2-4の通りである。

表 3-2-4 教育課程の編成（現代社会学科）

区分	科目群・分野	必要単位数	
人間総合科目	学びの技法	4単位	20単位 以上
	文化・社会	4単位以上	
	生命・自然	2単位以上	
	スポーツ	1単位以上	
	コミュニケーション	5単位以上	
キャリア形成		2単位以上	
現代社会科目	基盤科目	4単位以上	40単位 以上
	基礎科目	12単位以上	
	展開科目	6単位以上	
	関連科目	2単位以上	

	海外セミナー	0 単位以上	
	卒業研究	6 単位	
	自由履修科目	12 単位以下	
	卒業必要単位数・合計	124 単位以上	

各区分と各科目群・分野について、簡単に説明する。

・「人間総合科目」「キャリア形成」

ここは、総合福祉学科と同様、いわゆる教養科目に相当し、幅広い人間理解や汎用的能力などを養う領域である。人文・社会・自然の3科学は「文化・社会」「生命・自然」の科目群に入り、体育と語学・情報は「スポーツ」と「コミュニケーション」に入る。このほか、初年次教育やキャリア教育に相当する「学びの技法」や「キャリア形成」といった科目群が置かれている。

・「現代社会科目」

ここは、いわゆる専門科目に相当し、幅広く現代社会に関する理論を学び、知識を広げ理解力を高める領域である。「基盤科目」「基礎科目」「展開科目」「関連科目」「海外セミナー」「卒業研究」の6つの科目群で構成されている。

・「基盤科目」

ここは社会学部共通の科目群で、現代社会に関する最も基礎的な科目が置かれている。

・「基礎科目」

ここでは、社会学の基礎科目や社会調査に関する基礎的科目のほか、現代社会を多面的に理解するのに必要な基礎的な科目が配置されている。

・「展開科目」

「メディア」「観光・文化」「社会・経営」の3フィールドに分けて、現代社会を学ぶための、より深い専門的内容を含んだ科目が置かれている。

・「関連科目」

現代社会の特徴を様々なアプローチを通して、現代社会を多面的に理解する科目が置かれている。

・「海外セミナー」

「海外セミナー」は実際にハワイに出かけ、ハワイの文化、歴史、観光、自然について体験的に学ぶ科目である。

・「卒業研究」

指導教員のもとで自主的学修を発展させ、4年間の学修の成果として卒業論文をまとめ、合わせて社会人基礎力、就業力を高めることを目指す科目である。

・その他：「教職科目」

現代社会学科では、中学（社会）・高校（公民）の教員免許が取得できるように、教職課程が置かれており、ここに必要な教職科目が配置されている。

○シラバスの整備

シラバスはすべての授業科目について作成している。シラバスには、科目の目標、ナンバリング、単位数、実務経験の有無、授業計画、準備学修、成績評価の方法などの項目がある。シラバスの充実化のために、各項目に必要な事項が記載されているかをチェックす

る要領を設け、その要領に沿ってシラバス・チェックを行う体制を整えている。

なお、各教員は、授業の開始日に、シラバスの記載事項を前提にした学修が重要であり、シラバスをよく読んで学修を行うよう、受講学生に指導している。【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】

#### ○履修登録単位数の上限

1 年間に履修登録できる単位数の上限については、各学部の履修細則により、こども学部、社会学部共に 48 単位を超えないものと規定している。ただし、資格取得に必要、GPA が高い等の事情があれば、教務委員会の審議を経て、学科長が上限を超えた履修登録を許可するといった弾力的対応も行っている。【資料 3-2-10】

(自己評価)

各学科の教育課程は、それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に編成されている。シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関係など必要事項が記され、ナンバリングも行われている。履修登録単位数には上限が設定されているが、弾力的な運用も可能にしている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

(事実の説明)

本学では「浦和大学教養教育委員会規程」に基づき、常設の各種委員会の 1 つとして「教養教育委員会」が設置されている。委員は、教養科目の担当教員だけではなく、副学長、学部長・学科長、教務部長などのほか、事務局長、教務課長も正規メンバーとして加わっている。【資料 3-2-11】

教養科目は、各学科とも基本的に「人間総合科目」に包括されている。しかし、内容を見ると旧来の人文、社会、自然、語学、体育に関係した科目だけでない。情報、初年次教育に関係した科目も、必修ないし選択必修として「人間総合科目」に含まれている。また、キャリア教育のための科目も「キャリア形成」として教養科目に含めている。本学では教養科目として幅広く科目を開設しているのである。

今後も「幅広い知識や理解」「言語能力、情報処理能力、キャリア形成力」「高い倫理観やチームワーク力」といったカリキュラム・ポリシーが重視する点に沿って、教養科目の再編を検討していく。具体的には、「教養教育委員会」はカリキュラム・ポリシーを踏まえつつ、①伝統的な教養科目、②社会の変化に対応した教養科目、③受講生の興味に合った教養科目、などを適切に配置することを検討している。【資料 3-2-12】

(自己評価)

本学では、全学的な教養教育委員会が設けられており、そこでの審議を経て、現在幅広い教養教育が実施されている。また、大学・各学科の教育目的等を踏まえた教養科目の再編を検討している。よって、教養教育は適切に実施されている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(事実の説明)

#### ○大学全体の教授方法の工夫・開発と実施

##### ①4年間ゼミ制度

各学科とも1年次から4年次まで、ゼミ型授業（徳を養うべく人格の陶冶も課題とする少人数の双方向型授業）を必修にしている。

こども学科と学校教育学科のゼミ型授業としては、大学生活の円滑なスタートと円滑な人間関係構築のための支援、「読む、書く、聞く」の統合的修得を含むリメディアル教育、大学での学びに役立つノート・テイクや資料検索など基礎的なスチューデントスキルの獲得、社会人に通用するマナーの修得、などを課題として1・2年次に「スタディナビゲーションA～D」を置いている。また、3・4年次には卒業論文・卒業制作を課題とする「卒業研究I・II」を置いている。【資料3-2-13】

総合福祉学科のゼミ型授業としては、1・2年次には初年次教育と基礎的なキャリア教育を課題とする「エッセンシャルスタディI～IV」がある。また、3・4年次には卒業論文の作成を課題とする「卒業研究I・II」がある。【資料3-2-14】

現代社会学科のゼミ型授業は、1・2年次には初年次教育と基礎的なキャリア教育を課題とする「スタディナビゲーションA～D」がある。また、3・4年次には卒業論文の作成を課題とする「卒業研究I・II」が置かれている。【資料3-2-15】

## ②多くの学外授業

保育士・幼稚園教諭、小学校教諭、社会福祉士、中学校・高等学校教諭になるには、学内外で演習・実習科目を必置しなければならないが、それ以外にも実学重視として、学外に出る「体験型授業」を多く開設している。

こども学科や学校教育学科では、「フィールド体験」（保育所・幼稚園の見学と体験）「教育インターンシップA～D」「キャリアインターンシップ」「海外セミナー（ハワイ）」などがある。【資料3-2-16】

総合福祉学科や現代社会学科では、「ソーシャルワーク専門実習」「観光実務演習」のほか、「キャンプ実習」「スキー実習」「キャリアインターンシップ」「海外交流ハワイセミナー」などがある。【資料3-2-17】

## ③アクティブ・ラーニングをとり入れた授業展開

少人数の演習科目や実習科目は、アクティブ・ラーニングを必要とするので、演習・実習科目が多い本学は、もともとアクティブ・ラーニングの授業が盛んであった。

コロナ禍を機に、令和2(2020)年度からは、学修支援ソフトmanabaを導入したことにより、学生が効率よく予習・復習などの授業課題に取り組むことが可能になった。また、manabaを使うと、小テストの実施やレポートの提出なども簡単に行えるので、講義科目とされていた科目でも、アクティブ・ラーニングをとり入れた授業が可能になっている。

## ○各学科の教授方法の工夫・開発と実施

各学科については、次のようなものがある。

〈こども学科・学校教育学科〉

・「親子のひろば ぽっけ」の活用

学内において、「親子のひろば ぽっけ」を開設している。これは、カナダにおける家族支援の地域施設である「ドロップイン・センター」や「リソース・センター」をモデルにしたものである。「ぽっけ」を活用した授業科目には、「こども理解と観察」などがある。【資料3-2-18】

「こども理解と観察」は1年次の必修科目であるが、この科目では、「ぽっけ」に来てい

る乳児親子に「協力親子」をお願いし、1クラス（18人以内）に1組ずつ「クラスの赤ちゃん」になってもらう。そして、年間数回程度、授業で親子とふれあいながら、成長の様子を話してもらったり、実際に観察させてもらったりする。この授業を通じて、学生は身近にこどもの成長を感受することができる。また、協力親子の側も、学生や教員の言葉かけや感想から自分のこどもを客観的にみる機会を得ることができるので、双方への有益性が確かめられている。

・「フィールド体験」

これも同じく1年次の必修科目（こども学科のみ）である。学生が参加する際のルールなどを事前に学習したうえで、学生は実際に保育所や幼稚園に出かけ、こどもと触れ合う機会を経験している。

学生は、学内でも「ぼっけ」を活用した学びを得ているが、少子化の影響によりこどもと実際に触れ合う機会が減少している。こうした授業を通じて、学生はより自主的にこどもや保護者との関わり合いを身につけていく。【資料 3-2-19】

〈学校教育学科〉

・小学校教育現場に対応した ICT 教育

小学校教育現場で急速に進んだ ICT 教育環境に対応するため、小学校模擬教室で小学生と同じ学修環境で教科の指導法を学び、実際の教育現場で行われている ICT 教育に即応する力を身につけることを可能としている。

〈学校教育学科・総合福祉学科〉

・初年次合宿の実施

毎年授業に支障のない4月末の連休やその前後の時期に、1年次ゼミ（学校教育学科では「教職入門」）の一環として、新入生全員を対象に合宿（1泊2日）を、現代社会学科では懇親を目的としての1日間の合同ゼミを行っている。これは、建学の精神と学科教育、講義や演習・実習やゼミ型授業の特徴、コミュニケーションと仲間づくりなどを集中的に学ぶもので、充実した大学生活の確かな出発点を築こうというものである。【資料 3-2-20】

〈総合福祉学科〉

・コース制

総合福祉の理念は、利用者へ多面的な支援を行い得る人材の育成であるが、それはともするとランダムな履修になる。そこで、社会福祉学をベースに、ある分野に比重を置いて学び、資格取得にもつながる履修モデル（本学科のコース制とは履修モデルに沿った履修を推奨すること）を示して、履修の便宜を図っている。【資料 3-2-21】

・障がい学生の受入れ

総合福祉学科では、可能な限り障がいのある高校生を受け入れるようにしている。これは単に障がいのある学生に大学教育の機会を提供するというだけではなく、一般の学生が、障がいのある学生と一緒に学ぶことで、障がいのある人との接し方、共生することの大切さ、必要な支援とは何かといったことを日々体験的に学ぶのである。

〈現代社会学科〉

・社会科学の複数専門分野の教員のスタディナビゲーションで学ぶ

現代社会学科では、広い視野から多角的に現代社会を理解し、社会の課題を発見するための素養を磨くために、専門分野の異なる4名の教員のスタディナビゲーションを受講す

るカリキュラムとなっている。学生自身は、多様な人々との協働性を発揮できるコミュニケーション能力や社会人として通用するマナー等基礎力を陶冶することとなる。

#### ○教授方法の改善を進める組織体制

教育課程の改正（授業科目の入替え等）や教育課程の運用（各授業科目の効果的实施等）については、学長が議長をつとめる「内部質保証推進委員会」「部局長協議会」などで議論される。また、「教務委員会」「FD委員会」「教養教育委員会」でも議論される。さらに、各学科の教育課程の改正や運用については、「学科会議」（これは規程のない非公式な会議であるが全専任教員が参加して毎月開催されている）でも議論される。

このほか、情報教育の改善は「情報教育委員会」、国際教育の改善は「国際教育委員会」、実習教育の改善は「こども学部実習運営協議会」「社会福祉実習運営協議会」「教員養成協議会」などで、それぞれ議論されている。【資料 3-2-22】

適切とされた改善案は、教授会での審議・了承を経て、実施に移されている。

（自己評価）

本学では4年間ゼミ制度や演習・実習科目、そしてmanabaを使った授業などで、双方向性をもったアクティブ・ラーニングをとり入れた授業を数多く実施している。各学科でも教育目的を踏まえて、教授方法を工夫・開発し実施している。そして、新たに工夫・開発された教授方法については、学内の関係組織の審議を経て、速やかに実施に移すことにしている。よって、教授方法の工夫・開発と効果的な実施は行われている。

#### （3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ちつつ、カリキュラム・ポリシーを簡潔で分かりやすいものにブラッシュ・アップしていく。それに合わせ、社会の変化や学生の要望も考慮しつつ、教養教育をはじめとする教育課程を改善していく。同時に、情報機器の利用などによって教授方法の工夫・開発を進め、それを効果的に実施する。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### （1）3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### （2）3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

（事実の説明）

本学では、教育活動全般について恒常的な検証と改善を行うため、アセスメント・プランを定め、教育内容のさらなる向上に努めている。その仕組みは以下の通りである。まず、事務局各課において資料分析を行うIR活動を通じて、得られた分析結果を内部質保証推進委員会で検討し、その結果、改善すべき事項を明らかにする。そして、同委員長（学長）から各部署や教職員に重点的改善事項等を示して、教育活動の改善計画及び各年度の事業

計画及び中期計画の策定に活用している。【資料 3-3-1】

3 ポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、アセスメント・プランに記載されている次のような調査等によって点検・評価され、その結果は内部質保証推進委員会を含む各種会議に報告されるとともに、必要に応じてホームページ上で公表されている。

#### ①学修状況（単位取得の状況等）の調査

教務委員会は、学科ごとに、各学期の授業科目の履修者数や各学生の単位取得状況や GPA のほか、卒業生数・留年生数などを調査している。そして、教務委員会は、必要な情報をゼミ担当教員や教授会などの各種会議に報告し、それをもとに指導や審議がなされている。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】

また、本学で重要視しているのは「卒業研究」の評価である。全ての学科で「卒業研究Ⅰ」（3年次配当科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次配当科目）を必修科目とし、卒業論文や卒業作品を学科ごとに定められた論文審査や卒業研究発表などの方法で評価し、卒業時の学修成果を確認している。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

#### ②資格取得状況

こども学部こども学科では、主な資格である保育士や幼稚園教諭の資格取得状況や資格を生かした就職状況を調査している。また、学校教育学科では、小学校の教員免許の取得状況や教員採用状況について調査している。社会学部総合福祉学科では、「社会福祉士国家試験対策委員会」が国家試験の受験者数と合格者数を調査している。また、学科として福祉分野への就職状況も調査している。現代社会学科では、中学校社会科、高等学校公民科の教員免許状の取得状況や社会調査士資格の申請者、観光実務士、ビジネス実務士、情報処理士の資格取得者について調査している。

そのほか、認定心理士、学校図書館司書教諭、健康運動実践指導者といった資格については、教務課が調査している。

いずれの調査結果も、教務委員長や各学科の教務委員から学科会議や教授会など各種会議に報告が行われ、改善に向けた検討を含め審議が行われている。【資料 3-3-9】

#### ③就職状況

学生・就職課は、就職ガイダンス等への参加学生にアンケート調査を行い、就職状況や就職率も調査している。調査結果は、就職・進学委員会から教授会など各種会議に報告され、改善に向けた検討を含め審議されている。【資料 3-3-10】

#### ④学修実態

IR 委員会は、本学学生を対象に継続的に学修時間と学修行動の調査を行い、教授会等で報告している。

ほとんどの学生が週 10～12 コマの授業を受けており、出席率も 70～80%と高く、試験前には 1 科目あたり 3 時間程度勉強している。しかし、予習・復習など授業外の学習時間は、シラバスで必要とされている学習時間に比べ、明らかに不十分である。「単位取得のための最低限の勉強はしているが、それ以上はしない」という状況が報告され、学修時間の増加の必要性を指摘している。【資料 3-3-11】

#### ⑤卒業生アンケート

IR 委員会と学生委員会が合同で、毎年卒業時に卒業生アンケートを実施しており、その

結果は、教授会等で報告されている。

大学入学後に向上したと思う点については、「大人とのコミュニケーション力」や「発表する力」を挙げる学生が多く、本学の重視する演習・実習など、双方向型の少人数授業の成果が上がっていることが報告されている。

また、過去3年間の卒業生を対象にした卒業生アンケートも実施している。実践的な教育が仕事に生かされているという意見が多くあったが、こうした結果も、教授会等で報告されている。【資料 3-3-12】

#### ⑥就職先の企業へのアンケート調査

IR委員会と就職・進学委員会が合同で、本学の卒業生が就職している企業・施設・保育園等（40法人程度）を対象に、卒業生に関するアンケート調査を実施している。

卒業生については、職場の人たちと協力して真面目に仕事に取り組んでいるという好意的な評価が多くみられた。こうしたことも教授会等に報告されている。【資料 3-3-13】

（自己評価）

単位取得の状況などの学修状況のほか、主な資格の取得状況、就職状況、学生の学修意識について、調査が行われている。卒業生アンケートや就職先企業へのアンケートも行われている。こうした様々な調査を通して、ディプロマ・ポリシーの達成度を点検・評価し、改善への試みへとつなげている。よって、3ポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は確立しており、その運用も行われている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（事実の説明）

学修成果の点検・評価の結果は、各種会議に報告されるほか、自己点検・評価書にまとめられ、「内部質保証推進委員会」に報告している。同委員会では改善案をまとめて、学長の指示を経て、実際の改善へとつなげられている。

例えば、各授業科目の履修者数や学生の単位取得状況など、教授会等の各種会議に報告される調査結果は、各学科でほぼ2年ごとに行われている教育課程の見直しに利用されている。学修時間等の調査から判明した準備学修の少なさに対しては、直接には教務委員長への要請で、シラバスで準備学修の必要時間を明記することになった。

主な資格・免許の取得状況や就職状況の調査結果は、翌年度の資格・免許取得や就職の支援活動を改善するのに利用されている。社会福祉士国家試験対策委員会は、この間、受験支援室の充実、グループ学習の推奨、模擬試験の実施、対策講座の見直しなど、合格者数を増やすために種々の学修指導の改善を行った。また、公立保育士、教員採用試験、健康運動実践指導者などについても、受験対策講座を開設し、合格者の増加に努めている。

就職・進学委員会は、就職状況の調査結果や学生・企業へのアンケート結果などを参考に、キャリアガイダンス等の改善を行っている。【資料 3-3-14】

（自己評価）

内部質保証推進委員会をはじめ教授会や学科会議や各種委員会は、種々の調査に基づく学修成果の点検・評価を通して、教育課程の改善や教育課程内外での指導の改善に取り組んでいる。よって、学修成果の点検・評価結果のフィードバックは行われている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、より具体的な学修成果の明示や点検・評価の項目と調査方法について見直す。点検・評価の結果は、今後も、教育内容・方法や学修指導の改善に適宜フィードバックするように努める。

**【基準3の自己評価】**

本学では使命・目的を踏まえて教育目的が定められており、この教育目的を踏まえて大学・各学科で3ポリシーが定められ、公表されている。そして、ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準や卒業認定基準が定められ、それぞれ厳正に適用されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーが各学科で定められており、それに沿って教育課程が体系的に編成されている。教養教育は幅広く実施されており、教授方法の工夫・開発も行われ、それを活かした授業が実施されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法は確立しており、その方法に沿って実施されている。学修成果の点検・評価の結果は、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてフィードバックされている。

よって、基準3を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

##### （事実の説明）

本学の「浦和大学組織・管理・事務分掌規程」第 11 条第 1 項で「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する」と明記されている。そして同条第 2 項で「大学の管理、所属職員の管理及び大学事務の管理に関すること」など、5 項目にわたり学長の職務が定められている。こうした規定により、学長は大学運営にあたって最高の意思決定を行うことができるようになっている。

また、同規程第 12 条では「副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」とあり、副学長は学長を助けて校務を分掌するとされている。現在副学長は 3 名置かれているが、副学長は学長が出席する重要な会議には必ず出席し、学長の意向と指示を受けながら主要な校務を分担している。【資料 4-1-1】

学長の意思決定やリーダーシップを支えるものとして、学長が議長を務めるいくつかの審議組織がある。「浦和大学経営会議運営規程」に基づいて、理事長、常務理事、学園本部長、学長、副学長、事務局長、事務局次長等を構成員とする大学経営会議がある。これは、法人サイドと大学サイドが大学運営の諸課題について、幅広く率直に意見交換をする場となっている。また、「浦和大学内部質保証推進規程」に基づいて、学長、副学長、学部長、学科長、学園本部長、事務局長を構成員として、本学の内部質保証について審議する内部質保証推進委員会が置かれている。さらに、「浦和大学部局長協議会規程」に基づき、学長・副学長のほかに管理職教員と事務局の管理職が参加して、大学の規程の改正や教育課程の変更など、教学に関わる重要案件について審議する部局長協議会がある。もちろん学則及び「浦和大学教授会規程」に基づいて、学長・副学長及び専任教員を構成員とし事務局の管理職を陪席員とする最終的な審議組織である教授会が置かれている。【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

学長は、これらの審議組織を招集し、議長となって教職員の意見を聴き、最終的な意思決定を行うとともに、リーダーシップを発揮して大学の管理職や各部署に指示を出し、業務を遂行しているのである。

##### （自己評価）

学長は、副学長とともに、大学経営会議で法人サイドの意思を把握しつつ、内部質保証推進委員会、部局長協議会、教授会などにおいて学内の意見を聴き、意思疎通を図って

る。そして学長は、大学としての最終的な意思決定を行い、業務遂行のリーダーシップを發揮して、円滑な大学運営を行っている。よって、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップは確立・發揮されている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

(事実の説明)

本学の「組織・管理・事務分掌規程」第3条において、本学の教育目標が「実学教育を基礎とした人間形成」であること、そして本学が「建学の精神に則り、円満な人格、豊かな教養を備え、勤労と責任を重んじる国家社会の有為な形成者の育成」を教育目的とすること、これらが確認されている。そして、第4条では、こうした目的を達成するために、大学に学長のほか教育職員や事務職員などを置くとしている。実際、教職員は部署ごとに編成され配置されている。そして各部署については、第10条で「大学の校務運営を適正に行うため、次の管理職」を置くとしている。

すなわち、学長、副学長、学部長、学科長のほか、教務部長、学生部長、国際部長、FD部長、入試部長の5部長、そして図書・情報センター長、福祉教育センター長、こどもコミュニティセンター長、地域連携センター長の4センター長、さらに事務局長、事務局次長、4課長（総務課、教務課、学生・就職課、入試広報課）、これらが管理職として置かれている。そして、各管理職の所轄する業務内容については、「組織・管理・事務分掌規程」の第11条から第22条及び第33条から第41条に、細かく規定されている。

各管理職は、学部会議や学科会議、教務委員会や学生委員会、さらに図書・紀要委員会やこどもコミュニティセンター運営委員会といった各種委員会を審議組織としてもっている。そして、各管理職は一般教員や事務職員を含む委員会の意見を聴きながら意思決定を行い、業務にあたっている。【資料4-1-6】

本学では、学長の統督のもと、教職員は各部署に適正に編成・配置され、各部署の管理職は規定に従って業務を分掌し、審議組織の構成員の意見を聴きつつ業務を遂行している。そして、こうした教学マネジメント体制の中で、学長・副学長をはじめとする管理職は、その権限に見合った責任を分担しているのである。

なお、補足すると、副学長は現在3名置かれているが、「組織・管理・事務分掌規程」に沿って常に学長と意見交換を行い、うち2名は学長の命を受けて学部長、センター長などを兼任している。また、研究倫理審査委員会、IR委員会、教員養成協議会、学生確保・大学改革推進委員会といった学長が設置するいわゆる特命委員会の委員長も担当して、学長を補佐している。

また、教授会については、学則第6条「教授会」第2項で、教授会の構成員は学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教とされている。必要な場合は「事務局長その他の職員」を構成員に加えることができるが、事務局長、事務局次長、各課長が陪席者として常に教授会に出席している。

教授会の役割については、同第3項で「教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる」とあり、その審議事項については、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と規定されている。こうした規定は「教授会規程」第6条

にも再録されており、最後の「教育研究に関する重要事項」については、同第2項で、「教育課程に関する事項」「学則その他重要な規程に関する事項」など全部で7項目が挙げられている。【資料4-1-7】【資料4-1-8】

教授会規程は、当然のことながら本学規程集に収められており、本学教職員はいつでも見ることができる。また、教授会は、学長を議長にして毎月1回開催されており、規定に沿って出された議案について構成員は審議を行い、適宜意見を述べている。

(自己評価)

本学の使命・目的を達成するために、学長のもとに副学長をはじめとする教職員が置かれている。教員は2学部4学科に分かれて配置され、事務職員は4課と4センターに分かれて配置されている。各部署には管理職が置かれている。学長は使命・目的を達成するために、審議組織の意見を聴きつつ、大学としての意思決定をしている。そして、その意思決定を受けて、管理職は審議組織の意見を聴きつつ、各部署の教職員と協働し円滑に業務を遂行している。よって、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、適切に機能している。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(事実の説明)

本学では「学校法人九里学園寄附行為施行細則」及び「浦和大学組織・管理・事務分掌規程」の第3条教育目標・教育方針において、「大学は実学教育を基礎とした人間形成を教育目標とし、『実学に勤め徳を養う』を校訓とする」、「大学は建学の精神に則り、円満な人格、豊かな教養を備え、勤労と責任を重んじる国家社会の有為な形成者の育成を目的とする」と定めている。また、「浦和大学就業規則」の第2条職務の遂行において、「本学に勤務する職員は、建学の精神に則り、この規則に従い、本学設立の目的を達するよう努めなければならない」と定めている。【資料4-1-9】【資料4-1-10】

これらを前提に、事務組織が本学の教育研究の目的を達成するために編成された組織であることは、職員には十分に理解されている。そして本学は、教育研究の目的を達成し、必要な改革・改善を具現化するために、人事交流・適材適所・実務能力の重視を基本方針にして職員の採用、昇任、異動を行い、事務組織を編成している。

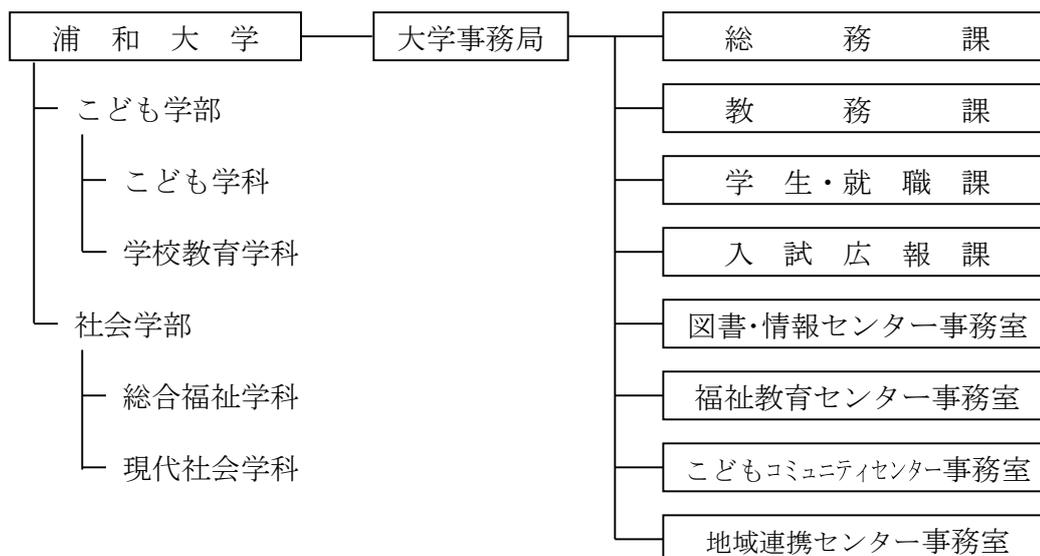
事務局全体の運営については、毎月開催される「事務局管理職及びセンターグループ長懇談会」において報告・検討された内容が全職員に周知され円滑な運営がなされている。

また、「学校法人九里学園稟議規程」において、各職位がその職務の遂行にあたり、権限範囲を超える事項については、上級職位に決定及び承認の決裁を求めることが規定されており、それに基づき円滑な運営を行っている。【資料4-1-11】

大学経営会議、内部質保証推進委員会、部局長協議会、教授会、各種委員会など教学上の重要な会議については、会議の通知、資料の準備、議事録の作成に至るまで基本的に事務局の関係部署が行っている。また、関係職員は各種委員会の正規のメンバーとして参加し、教員と連携しながら教職協働で教学マネジメントを機能させている。

本学の事務組織を示すと、下の図4-1-1の通り、構成されている。

図 4-1-1 浦和大学事務組織図



補足説明をすると、学生を支援する組織として「教務課」「学生・就職課」「図書・情報センター事務室」「福祉教育センター事務室」「こどもコミュニティセンター事務室」を置き、大学全体の管理運営に関わる組織として「総務課」、学生募集・大学広報・入学試験実施に関わる組織として「入試広報課」を置いている。また、地方公共団体、企業、各種団体、その他地域社会との連携を速やかにすすめるために、「地域連携センター事務室」を置いている。さらに、教育・研究・管理・社会連携等の本学の活動全般にわたっての調査・研究を行い、その成果の活用を目的とする「IR推進室」を置いている。令和5(2023)年度には、学生確保及び大学改革等に関する諸課題を円滑に解決することを目的として「大学改革推進室」を置いた。【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】

こうした各部署には、業務内容や目的に応じて、それぞれの業務を円滑に行うための能力と適性を有する、必要な人員を配置している（下の表 4-1-1 参照）。

表 4-1-1 部署別職員数一覧（令和 6(2024)年 4 月 1 日現在）

部署	専任	臨時	派遣	合計
事務局長	1	—	—	1 〈男 1〉
事務局次長	2	—	—	2 〈男 2〉
総務課	7	2	—	9 〈男 2 女 7〉
教務課	5	1	—	6 〈男 4 女 2〉
学生・就職課	7	1	—	8 〈男 4 女 4〉
入試広報課	4	6	1	11 〈男 9 女 2〉
図書・情報センター	1	2	—	3 〈男 0 女 3〉
福祉教育センター	1	—	—	1 〈男 0 女 1〉
こどもコミュニティセンター	1	6	2	9 〈男 3 女 6〉
大学改革推進室	1	—	—	1 〈男 1〉

地域連携センター	(7) ※	—	—	(7) ※ 〈男 4 女 3〉
計	30	18	3	51 〈男 26 女 25〉

※ ( ) 内数字は他部署と兼務

各部署とも、それぞれに教育研究の支援を行っており、適切に機能している。具体的には、総務課は、研究費の管理のほか、支障なく講義ができるよう施設設備等の維持・管理・整備に努めている。教務課は、学生の履修上の種々のサポート、資格取得、休講・補講情報サービス等を中心に支援している。科学研究費補助金の申請などについても総務課と連携しながら支援をしている。学生・就職課は、キャリア支援の充実を図り、就職希望者に対する個人的なカウンセリングを行っている。学友会組織強化のために、教員と連携してリーダー研修会等を含め支援している。【資料 4-1-14】

図書・情報センター事務室は、教員の意見・要望を聞きながら図書等の充実や情報通信環境の整備に努めているほか、研究紀要の編集作業を支援している。また、学生に対する支援として、学内メールや教育支援ツール manaba の使用に関するサポート、図書館の開館時間の延長などを行っている。【資料 4-1-15】

本学は実学を重視し、福祉教育と保育、幼児・児童教育を専門分野としている学科があることから、学内・学外の実習科目を多く開設している。この実習教育を支援する部署として、福祉教育センター事務室とこどもコミュニティセンター事務室が置かれている。福祉教育センター職員は、総合福祉学科教員と連携しながら、学内・学外の実習教育の実施に関する多面的な学生サポートを行っている。同様にこどもコミュニティセンター職員は、こども学部教員、社会学部現代社会学科教員と連携して、学内・学外の実習教育を支援している。【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】

(自己評価)

事務組織としては、小規模ながら、相当数の部署を置いている。各部署の業務に精通した人事配置を行うことにより、大学の教育研究を支援する機能を果たし、かつ学園本部との連絡調整についても円滑に運営されていることから、業務を迅速に展開できる組織体制となっていると判断している。

職員組織の編成及び配置は、少数精鋭、適材適所を基本として行われ、学生支援を中心に教育研究の支援機能を重視して行われている。

事務局全体は、教育研究を支援するという基本的立場を確認しながら、日々の業務を遂行している。また、教員とのコミュニケーションを図りながら、学生の日常の諸活動を支え、充実した学習環境を提供するという体制を整備し、教学マネジメントを機能させている。

### (3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、学長がリーダーシップを発揮するための仕組みと補佐体制は確立している。開設当初の 1 学部 1 学科体制から現在は 2 学部 4 学科体制となったが、小規模大学の長所を生かしながら、学長のリーダーシップの下、全教職員の協働による教学マネジメントが行われてきた。今後も、権限の適切な分散と責任の明確化、職員の配置と役割の明確化を適切に行い、教学マネジメント体制の強化や適正化を図っていく。事務局執務室の一元化と

いうハード面のワンストップ化については、引き続き検討を行ったが、キャンパスの建物配置上警備等に支障をきたす可能性がある等の観点から、結論を得るに至らなかった。しかしながら、ソフト面のワンストップ化として、学務業務の一元化を図ることを目的とした新学務システム「UNIPA」を導入した。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

###### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

（事実の説明）

大学設置基準第 10 条に係る別表第一のイ及び別表第二に規定される必要教員数は各学科及び本学全体のいずれにおいても基準数を充足している。

こども学科では、指定保育士養成施設及び教育職員免許法施行規則、学校教育学科と現代社会学科では教育職員免許法施行規則、これらに基づく教員配置が求められており、その基準を満たす教員を配置している。【資料 4-2-1】

また、各学科の主要科目はおおむね教授または該当科目を専門とする准教授が担当している。

教員の採用・昇任については、「浦和大学教育職員選考規程」「浦和大学教育職員審査規程」及び「浦和大学教育職員審査内規」の 3 つの規程に基づいて行われている。

採用のプロセスは、専任教員の採用が必要となった場合、学部長と学科長が協議し、学科の教員組織編制を考慮しながら、適切な職位や主要担当科目を記載した採用願を学長へ提出する。学長が採用を「是」とすると「選考規程」第 3 条の 2 に基づき「原則として公募」の手続きに入る。学長は教授会規程第 7 条に基づく教授会（正教授会）を招集して募集条件を確認し、総務課を通じて JREC への公募掲載を行う。公募決定の際、予備審査員 2 名を学長が指名する。応募書類が届くと、予備審査員が、上記の審査規程及び審査内規に照らして書類審査と面接、必要に応じて模擬授業の実施等によって審査を行い、採用候補者を学長に提出する。学長はその報告書と関係書類を正教授会に提出し、「正教授会の意見を聴いて」（浦和大学教育職員審査規程第 8 条）採用候補者を決定する。そして、学長が理事会に報告して、理事長が採用を決定する。

非常勤講師の採用に際しても、基本的には専任教員と同じプロセスであるが、学長の判断で予備審査を省略できる。学長は関係書類を正教授会に提示して意見を聴き、採用候補者を決定し、最終的に理事長が採用を決める。

教員の昇任審査も採用と基本的に同じ手順となる。毎年、定められた期間に昇任を希望する教員が昇任申請書と昇任審査に必要な書類等を学長に提出する。昇任申請があると、学長は正教授会において予備審査委員 2 名を指名する。予備審査委員は、上記「浦和大学

教育職員選考規程」「浦和大学教育職員審査規程」に基づいて書類審査を行い、審査結果を学長に報告する。また、申請教員の所属する学部の学部長は正教授会の審査までに、昇任申請者について「学部長の意見書」を作成し、学長に提出する。学長は、審査報告書を正教授会に提出し、学部長の意見書を紹介する。正教授会では審議ののち投票を行い、昇任を「可」とする者が出席教授数の3分の2以上であれば、学長はその教員を昇任候補者として理事会に報告し、理事長が昇任を決定する。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】  
(自己評価)

全ての学部・学科において必要な専任教員数と教授数を確保している。主要授業科目はおおむね教授または准教授が担当している。教員の採用や昇任は、規程に従い研究業績・教育実績など多面的に審査をし、学長が正教授会の意見を聞いて候補者を決定している。採用は原則公募で行われている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(事実の説明)

教育内容・方法等の改善・工夫に対しては、FD活動を全学組織である「FD委員会」が中心となって推進している。FD委員会は、建学の精神ならびに大学のディプロマ・ポリシーを達成することをめざして、教育の質の向上、教員の自己啓発を図るため、授業改善に取り組んでいる。【資料 4-2-5】

また、学則第2条の4に、「本学は教育研究活動の改善を図るため、組織的研修及び研究を行うものとする」としており、教員自らの教育研究活動への努力、自己啓発への取組が義務付けられていることから、専任教員に対しては、「研究計画書」と「教育研究年次報告書」の提出を求めており、教育研究に対する意識付けを図っている。【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】

FD活動は、学生による「授業評価アンケート」の実施、FD委員会主催の「FD研修会」、新任教員がいる場合は、学長、副学長、またはFD部長による「新任教員研修」の3項目を主たる柱として展開している。

まず、授業評価アンケートは、専任・兼任を問わず、卒業研究等の一部科目を除く全授業科目を対象に、学生による授業評価として、前期、後期の最終授業週2週間において実施している。令和5(2023)年度は、Googleフォームを利用して、学生がアンケートに回答した。これにより学生の無記名性が確保され、回収率アップにつながった。授業評価アンケートは授業内容、方法、熱意といった教員側の項目と、学生の主体的取組という学生側の項目から構成され、5段階で回答する。自由記載欄には学生の率直な感想等の記述が可能となっている。これらの結果は授業担当教員に送付される。令和5(2023)年度は、教員に対して、届いた結果に対する学生へのフィードバックコメントをGoogleフォームで提出するよう依頼した。提出されたフィードバックコメントは、本学学生ならびに教職員を対象に1年間公開している。このことは、学生と教員の信頼関係構築の一助を果たしたと考えられる。加えて、アンケートの評価点が著しく高い教員は学長が表彰し、一方で、担当教員の授業運営に何らかの問題があると認められる場合、FD部長あるいは学部長・学科長がよく調査した上で、改善を教員に求める。

FD・SD 研修会は、FD 委員会が大学の教育研究上の課題や前年度の実施を踏まえ、検討・企画して年に2回を目安に実施している。令和5(2023)年度においては、2回の研修会を開催した。第1回は、「AIとどう向き合うのか」と題し、本学坂内祐一教授を講師として10月に開講した。また、当日出席できなかった教職員や非常勤教員への対応として、研修動画を作成して後日YouTubeで配信した。

令和5(2023)年度第2回のFD・SD研修会は教育改善の観点から、テーマをループリックならびに学習ポートフォリオとし、「名古屋工業大学の学習者中心の教育への取り組みについて」と題する講演を、名古屋工業大学 副学長 名古屋工業大学大学院 工学研究科 犬塚信博教授を招聘して2月に開催した。また、第1回同様、後日研修会動画の配信を行った。

他にも、研究倫理教育として、日本学術振興会のeラーニングコースの受講を要請し、75%の専任教員が修了している。【資料4-2-8】【資料4-2-9】

最後に、令和5(2023)年度の新任教員への研修は、学長ならびに副学長が講師となり、4名の新任教員を対象に実施した。

(自己評価)

授業内容・方法の改善と工夫・開発を目的とする授業評価アンケートの実施とフィードバック、教員研修などが、FD委員会を中心に規程に基づき検討・実施されている。

### (3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任、確保と配置は諸規程に基づき適切に行われている。

教育内容・方法等の改善については、今後も授業評価アンケートの実施方法の点検や見直しを重ね、教員と学生が協働して授業改善を図れるよう工夫していく。またFD委員会による研修会等を通して教育内容・方法の改善の工夫・開発を今後も継続・強化する。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

#### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(事実の説明)

高等教育を取り巻く厳しい外部環境に対応するためには、職員個々の能力を質的に向上させることは不可欠である。このため、本学では、令和2(2020)年度より、人事評価制度を導入し、各自が設定した評価項目を自己評価し、所属長による能力評価、行動評価の査定を、面談を通じてフィードバックし、資質向上を図っている。また、事務局各部署の長及

びリーダーが参加する「事務局管理職及びセンターグループ長懇談会」を実施しており、平成 26(2014)年度からは「SD 推進委員会」を兼ねて毎月 1 回定期的に実施している。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

委員会では、SD の計画策定、OJT、各種研修会に参加した職員からの報告会を実施している。令和 5(2023)年度は 6 月にハラスメント研修会「パワハラになる時ならない時」として、事務局長が講師となり事務職員全体が関心を持つべきという趣旨で研修を実施した。9 月に「現在の就職活動のスタンダードを知る～学生の就職相談等に役立つ情報～」の DVD 視聴による研修、また、総務課職員が「消費税の仕組みとインボイス制度」を発表し、インボイス制度に対する対応を周知、11 月に私学経営研究会オンラインセミナー「私学における中堅職員の立場と役割」に参加した入試広報課員がセミナー内容を発表した。さらに、9 月には緑区消防署の協力による消防対策を、SD 推進委員会の計画に基づいて実施した。

FD・SD 研修会としては、10 月に本学坂内祐一教授より「AI とどう向き合うのか」、令和 6(2024)年 2 月には、名古屋工業大学 副学長 名古屋工業大学大学院 工学研究科 犬塚信博教授を招き、「名古屋工業大学の学習者中心の教育への取り組みについて」をテーマに講演会を実施した。

外部研修としては、日常的な OJT 及び外部団体が実施する各種研修会への参加を通じて行われることが多い。特に、文部科学省、日本私立大学協会及び私学経営研究会等が行う研修会、諸会合等には職員が積極的に参加し、他大学の状況・動向の把握、実務の改善方策の研修等の機会としている。

このほか、新規に採用された職員は、内部研修会に参加するとともに、日本私立大学協会主催による大学新任職員研修コースにも参加している。

職員の資質向上・意識改革・行動改革が大学にとって重要であることを再認識し、上述の研修会などで得たことを手がかりに、職員は常に業務の見直しと改善に努力し、業務効率の向上を図っている。また、SD 研修予算を確保し外部で開催される各種研修会等へ積極的参加を促し、出席した研修会の報告を SD 委員会で発表することにより、職員全体のスキルアップを図り、本学の改善・改革へつなげるよう努力している。このように OJT を通じた職員の育成、外部研修会等への参加、学内研修会の実施を通じて、教育研究を支える事務体制の一層の強化を図っている。【資料 4-3-3】

(自己評価)

日常の OJT については十分に機能していると考え。各部署の長は、所属職員の業務に対して適切な指示や助言を与えて、人事評価し、能力の向上に努めている。特に、経験の浅い職員に対しては OJT を通じた研修こそが重要であり、各部署の長は日常的に責任を持って適切な助言・指導を行っている。令和 5(2023)年度はコロナ感染症の関係でオンライン形式の参加の機会が多かったが、小規模な本学の場合は、外部団体主催の研修会を利用しての研修機会は職員の資質・能力の向上に重要かつ有効であるとの認識で、積極的に参加している。

### (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学を取り巻く外部環境が厳しくなっているなか、教員と職員は、さらに一層強い協力

関係を築き連携していく必要がある。専任職員の増員が困難な状況にあるため、事務体制としては、教育研究の支援は最優先事項であり、教員と常に連携・協力して、会議・授業等が支障なく円滑に運営できるようにしていく。そのためには、職員の資質向上・意識改革・行動改革は不可欠である。したがって、今後も学内全体研修会の開催や職員は常に業務の見直しと改善に努力し、業務効率の向上を図っていく。また、外部で開催される各種研修会等へ積極的参加を促し、本学の改善・改革へつなげるよう努力していく。さらに、OJTを通じた職員の育成、外部研修会等への参加、学内研修会の実施を通じて、教育研究を一層支える事務体制の強化し、地域に開かれた大学としての役割を充実すべく地域連携の体制を整えていく。外部資金獲得等の教育研究を支援する能力育成の強化についても推進するよう努力する。

事務局管理職及びセンターグループ長懇談会・SD推進委員会は今後も継続して実施する。また、部署単位における日常的な打ち合わせ会を充実させることにより、各部署で抱える諸課題や職員の意見・要望等を汲み上げるとともに、職員の資質・能力の向上につなげていく。IR委員会では、教育・研究・管理・社会連携等の本学の活動全般にわたっての調査・研究を行い、その成果をさらに活用を図る。また、外部資金獲得等の教育研究を支援する能力育成の強化を行う。

職員の資質・能力の向上につなげていくためにも、教職協働体制を推進すべくFDとSDの融合に本格的に取り組むことが必要である。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

###### (2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

（事実の説明）

###### ○研究環境

専任教員には個室の研究室が与えられている。研究室には、ロッカー・本棚・机・椅子・ファックス機能付き電話などが備えられている。研究費として、一人年間30万円が支給されており、海外研修やパソコン購入などを行うこともできる。

夏季・冬季・春季の休業期間には、大学で必要な校務のある日を除き、自宅等で研修日を取ることができる。また、休業期間でない期間には、原則、週4日の登校勤務が求められるが、それ以外は自宅等での研修が認められている。

研究紀要として「浦和論叢」が年2回刊行されている。専任教員のほか非常勤講師も投稿することができる。【資料4-4-1】

学生への研究支援として、学生は図書館のほか、自習室のパソコンやプリンターを使ってレポートや卒業論文を仕上げるることができる。自習室のパソコン、プリンターの利用に

についても、図書・情報センターの職員が助言やサポートをしている。

○運営・管理

研究室の使用・管理は、基本的に教員に任されているが、夏季と春季には業者による室内の清掃やエアコンの点検が行われる。また、研究室の備品については、5年に1度総務課による確認が行われている。

研究費は、領収書を総務課に提出することによって支給される。休業期間における長期の研修日も含め、研修日は総務課に届け出ることによって認められる。

研究紀要への掲載は、執筆要領に従った原稿の提出が求められ、原稿については必要に応じて査読を受けることになっている。図書・紀要委員会は、原稿を論文・研究ノート・資料などに分けて、掲載している。【資料 4-4-2】

学生自習室の情報機器は、図書・情報センターの職員が、業者と連携しながら管理している。

(自己評価)

研究環境は整備され、適切な運用・管理のもと、有効に活用されている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

(事実の説明)

○研究倫理審査

本学には「浦和大学研究倫理審査規程」があり、専任教員が人（ヒト）を対象とする研究を行う場合は、学長あてに研究計画と付随資料を提出することになっている。その内容は「研究倫理審査委員会」において審査を行う。

同委員会は、研究対象者や研究協力者に対する人権への配慮がなされているか、研究手法に無理がないか、研究データの保管から発表に至るまで個人情報の管理が徹底されているか、研究費の使用は適切か、といった点について審査し、答申を出す。

学長はその答申を受けて、研究の許可を出している。【資料 4-4-3】

○研究活動における不正行為への対応

本学には「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」や「公的研究費の不正防止に関する規程」などもある。研究活動の不正行為を定義し、個々の研究者の責務とともに最高管理責任者（学長）の権限と責務を定め、不正行為防止体制を整えている。また、不正行為の告発や調査の手続き、不正認定後の措置などについても、規程において定めている。

【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

○個人研究費

本学には「個人研究費規程」があり、教員の適正な使用に対して、総務課が研究費を支給している。また、各専任教員は、年度終了後に、個人研究費の使用による研究活動と研究成果について報告をする。【資料 4-4-6】

(自己評価)

研究倫理に関する規程は整備されており、厳正に運用されている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(事実の説明)

○特定研究費

本学では「個人研究費規程」のほかに「特定研究助成に関する規程」と「特定研究助成審査基準」が整備されている。これらは、専任教員の国内での研究調査のほか、在外研究や共同研究に対しても、審査ののち助成金を支給する制度である。【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】

○公的研究費

科学研究費など公的研究費については、「公的研究補助金（科学研究費補助金）経理事務取扱要領」「公的研究費の不正防止に関する規程」「公的研究費の不正防止委員会規程」「公的研究費に関する内部監査規程」などが整備されている。公的研究費については不正使用がないように厳正に管理している。【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】

○物的支援と人的支援

本学で共同研究などを希望する者には、「研究員に関する規程」により、研究室の提供など便宜を図っている。【資料 4-4-13】

公的研究費の申請には教務課の職員が支援している。また、研究室の整備や公的研究費を含む研究費の管理については、総務課の職員が支援している。

（自己評価）

研究活動への資源配分に関する規程は整備されている。また、研究活動への物的支援と人的支援も行われている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備と活用に一層努める。公的研究費の取得を促進するほか、研究倫理の遵守についての研修や、研究支援の活動も充実させる。

**【基準 4 の自己評価】**

本学の意思決定に関わる諸組織は、規程に従って整備され、相互に連携しながら機能している。学長は学内の意思を尊重しつつも、適切にリーダーシップを発揮している。副学長をはじめとする学長補佐体制も適切に整えられている。

使命・目的を達成するための教学マネジメントの遂行に必要な教職員を 2 学部 4 学科、4 課 4 センターに適切に配置し、責任と役割を明確化している。大学設置基準に定められた必要教員数は大学全体・各学科において基準数を満たしている。教員の採用・昇任については諸規程を定め、厳正かつ適切に運用している。

FD 活動は全学的組織である FD 委員会によって、各種 FD 研修会や授業評価アンケートの実施などにより、教育方法・教育内容の改善と教育の質保証に取り組んでいる。SD 活動は、毎月開催される SD 推進委員会で、各種研修会や OJT の実施方法などの計画策定やその見直し、外部研修会に参加した職員の報告などが行われ、職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。

研究支援においては、専任教員には個室の研究室、研修日、研究紀要など用意され、研究活動を行うのに必要な研究環境を整備している。研究倫理に関しては「浦和大学研究倫理審査規程」「浦和大学研究活動に係る不正防止に関する規程」などが定められ、厳正に運

用している。研究活動への資源の配分に関しても「個人研究費規程」「特定研究助成に関する規程」などが整備され、研究費や研究助成金を支給し研究活動を支援している。

よって基準4を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

##### (事実の説明)

浦和大学の設置者である学校法人九里学園は、学校教育法及び私立学校法を遵守し、「学校法人九里学園寄附行為」同「寄附行為施行細則」及び同「管理規程」とこれらに基づいた諸規程を整備し、高等教育機関の設置者として社会の要請に応え得る経営を行っている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

寄附行為は閲覧に供しているとともに、私立学校法、学校教育法（施行規則）、教育職員免許法に基づいて、適切に情報の公表を行っている。【資料 5-1-4】

また、令和 3(2021)年に「学校法人九里学園 ガバナンス・コード」を制定し、理事会に報告された「遵守状況及び取組の実施状況」をホームページで公開している。【資料 5-1-5】

そして、本法人の業務に関し、法令、寄附行為をはじめとする諸規程に反する、あるいはその可能性がある行為の早期発見及び是正を図るために、「学校法人九里学園公益通報に関する規程」を設けている。【資料 5-1-6】

##### (自己評価)

本学園は、寄附行為を初めとする諸規程を整備し、それらに基づいて誠実に経営をしている。よって、経営の規律と誠実性の維持はなされている。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

##### (事実の説明)

寄附行為に規定された本学園の最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関として評議員会を設置し、使命・目的の実現を目指す運営体制を整えている。

理事会では使命・目的の実現に向け、中期計画(第 1 期:平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度、第 2 期:令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度)、毎年度の事業計画及び予算案については予め評議員会へ諮問し、意見を聴取した上で決議している。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

##### (自己評価)

本学園は学園及び大学の使命・目的を達成するために、寄附行為の定めに従い理事会・評議員会を開催して必要な審議・決議を行い、各年度の事業計画等の実現に努めている。よって、使命・目的の実現への継続的努力は行われている。

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

(事実の説明)

環境への配慮については、大学で「環境方針及び年次計画」を策定している。本学の豊かな自然環境を保全するために、年間を通して、適切な管理に取り組んでいる。【資料 5-1-9】

人権への配慮では、「学校法人九里学園ハラスメント防止規程」同「個人情報の保護に関する規程」、また「浦和大学個人情報保護細則」などを整備し、人権の保護及び人権に関する相談に対応する体制を整えている。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

安全面では「浦和大学防災等危機管理規程」同「学外行事における安全対策及び緊急時の対応に関する内規」を制定している。学内には7カ所にAEDを設置し、令和5(2023)年には所轄消防署指導の協力のもと、本学職員を対象とした防災訓練を実施した。また、9月に大規模な地震を想定し、学生を対象にした避難経路の確認を実施した。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】

(自己評価)

環境・人権・安全に配慮した規程等は整備され、それに基づいた対応を実施している。よって、環境保全、人権、安全への配慮は行われている。

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

これからも本学園は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に従い、学園及び大学で様々な規程を整備し、それらを遵守しながら学校の管理・運営を行っていくとともに、改正私立学校法への対応に向けて学園全体で滞りのないよう準備を行っていく。さらには、人権等への配慮や情報公開についても積極的に実施していく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(事実の説明)

本学園の最高意思決定機関である理事会は、「学校法人九里学園寄附行為」同「管理規程」に則って運営されており、年間4回の定例会(5月、9月、12月、3月)のほか、機動的な運営ができるよう必要に応じて臨時会を開催している。

令和5(2023)年度は、4回(5月、9月、12月、3月)開催された。

理事の定員は7人以上9人以内(第1号理事「学長及び校長から1人もしくは2人」、第2号理事「評議員のうちから3人」、第3号理事「学識経験者又は功労者の中から3人もしくは4人」)である。令和6(2024)年4月の時点で、内部理事4人、外部理事4人の計8人であり、学内理事に偏らず、豊富な社会経験や高度な見識を持つ外部理事も入り、バランスよく構成されている。

監事は2人おり、常時1人ないし2人が理事会に出席し、法人の業務等の監査を行って

いる。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

(自己評価)

寄附行為等に基づき理事を適切に選任して、理事会を適宜開催し運営している。よって、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性はある。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

月 1 回の大学経営会議に常務理事が出席するなど、大学と常務理事で活発な意見交換を行っている。今後も戦略的意思決定が出来る体制の維持を続けていく。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

(事実の説明)

法人と大学の意思疎通の場としては、上述のように、「大学経営会議」がある。構成員は理事長、常務理事、学園本部長、学長、副学長、事務局長、事務局次長、学園本部次長(兼企画運営課長)、学園本部総務人事課長で(令和 5(2023)年度は 10 名)、会議は原則毎月 1 回大学で開催されている。大学の当面する諸問題について幅広く、率直に意見を交換して、法人及び大学の意思決定に役立てている。また、本学「学生確保・大学改革推進委員会規程」に基づく「学生確保・大学改革推進委員会」もある。構成員は学園本部長、学長、副学長、社会学部長、こども学部長、事務局長、事務局次長、総務課長、教務課長、学生・就職課長、学園本部次長の計 15 名で、中期計画や大学改革について意見を交換しており、これも法人及び大学の意思決定に役立っている。

「学校法人九里学園 人事委員会規程」に基づき、「人事委員会」も開催されている。これは、教職員の人事管理を円滑に行うとともに、人事の公正を図ることを目的に開かれるものである。大学側から学長、事務局長の 2 名が出席している。人事委員会は、教職員人事に関する法人と大学の円滑な意思決定に重要な役割を果たしている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】

(自己評価)

法人と大学の間には大学経営会議、学生確保・大学改革推進委員会、人事委員会といった協議組織があり、ここでの意見交換が大学運営に効果的な役割を果たしている。よって、法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションの円滑化が図られ、学園の意思決定に対しての大きな力となっている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(事実の説明)

監事は「学校法人九里学園寄附行為」に基づき、2人もしくは3人選任される（現在は2名）。監事は理事会及び評議員会に毎回出席している。監事は法人の業務及び財産の状況を監査し、問題があれば個別監査を行い、理事会及び評議員会に報告を行う体制にある。

評議員会も同「寄附行為」に基づき、15人以上19人以内の評議員をもって組織されている（現在は16名）。予算、事業計画、重要な資産の処分等の重要な事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴取している。評議員の出席状況は良好である。

上述した大学経営会議なども、法人と大学の間意思疎通のための協議機関であると同時に意思決定の相互チェックを行う機能も持っている。学長と教授会の関係はもちろん相互チェック機能を持っている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】

（自己評価）

監事は寄附行為に基づいて選任され、法人・役員の業務及び財産の状況について監査している。監事は毎回理事会・評議員会に出席し、意見を述べている。評議員も寄附行為によって選任され、評議員会は高い出席率をもって寄附行為に基づき運営されている。大学経営会議や教授会も相互チェック機能をもって理事会や学長の意思決定に寄与している。よって、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性は認められる。

### （3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

コミュニケーションの円滑化については、会議等の機能をさらに活性化させ、IT 技術の活用も含め、効率化と密度の向上を図っていく。相互チェックが伴った運営は、今後も継続していく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### （1）5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### （2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

（事実の説明）

浦和大学「第2期中期計画(2021～2025)」の財務計画（事業活動収支）に基づき、令和7(2025)年度には経常収支差額の黒字化を目標としている。具体的方策としては、学生数の安定的確保と退学率1%を目指すこと、及び教職員数を令和5(2023)年度の総数を維持しつつ、退職者分のみを補充とすることで人件費を抑えること、さらに、教育研究経費及び管理経費の無駄を無くし支出総額を減らしていくことを目指している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

加えて18歳人口が一段と落ち込む時期が間近に控えている状況で、中期計画は「大学経営会議」、「部局長協議会」及び「教授会」で検討、承認されており、中でも財務運営の確立は最重点事項として位置づけており、併設高等学校や県内所在高等学校との連携強化

等を推進することとしている。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】  
(自己評価)

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立は行われている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(事実の説明)

令和 5(2023)年度末学園には借入金はなく、主要な貸借対照表関係比率について見ると、純資産構成比率は 92.2%、積立率は 106.5%、運用資産余裕比率 2.4 年と高い水準を保っており、安定した財務基盤が維持されている。

また、収支バランスについて、令和 5(2023)年度は法人、大学共に事業活動収支差額がマイナスとなった。主な要因としては、令和 5(2023)年度は校舎の大規模修繕を実施したこと、加えて入学者数が大幅に減少したことである。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

外部資金の獲得導入について、科研費については 585 万円となっている。また法人としての資金運用で、令和 5(2023)年度は 2,500 万円、寄付金収入は主に創立 75 周年記念事業に対して、外郭団体から 1,300 万円の収入があった。

近年の大学学生数の大幅な減少が法人全体の収支バランスを悪化させている要因になっている。【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】

(自己評価)

財務基盤は安定しているが、法人全体の収支バランスは依然として改善を要する。このことから、学生募集の強化を最も重要な課題とし収入の改善を図りつつ、さらには外部資金導入を組織的に進めていく。一方、奨学費など各種経費を見直し、支出についても削減を図っていく。

#### (3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

最大の課題は学生生徒等納付金収入の確保、つまり学生数の確保である。大学の中期計画はこの学生確保にむけた施策に力を入れて策定されている。今後、状況に応じて中期計画の見直しを行い、PDCA サイクルを確立させることで、安定的な収支バランスと財務基盤の確保につなげていく。

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

##### (2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

(事実の説明)

会計処理は平成 25(2013)年に行われた学校法人会計基準の一部改正に伴い改正された「学校法人九里学園経理規程」同「経理規程施行細則」同「経理事務処理要領」及び「学

校法人会計基準」を遵守し、適正に実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

会計処理において、判断の難しい場合や疑問が生じた場合は随時公認会計士や税理士の指導を受け、適正に処理している。

また予算編成については、毎年3月に年初予算が決議され、5月に第1次補正予算が決議されているほか、必要に応じて補正予算が組まれている。予算の決定及び変更は本学園「経理規程」に則り事前に評議員会の意見を聴取し、理事会で決議されている。【資料 5-5-4】

(自己評価)

改正された規程に基づき会計は適正に処理されている。補正予算も適正に編成され、決定・執行されている。よって、会計処理の適正な実施は行われている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(事実の説明)

本学園では「私立学校振興助成法」に基づく独立監査人による会計監査は、「中和有限責任監査法人」と「三田村典昭公認会計士事務所」による共同監査で行われている。令和5(2023)年度決算については、4人の公認会計士により17日間延べ59名で行われた。

「私立学校法」「学校法人九里学園寄附行為」及び同「管理規程」に基づき実施される監事による監査については、理事会、評議員会に毎回最低1人の監事が出席し、理事、評議員の業務監査を行っている。また、令和5(2023)年度決算の監事による会計監査に際して、独立監査人により会計監査実施前(12月8日)に令和5(2023)年度監査計画概要報告書の説明が、会計監査実施後(5月25日)に令和5(2023)年度監査結果概要報告書により会計監査の結果説明が、監事に対して行われた。監事の1人は、学校法人会計に精通した公認会計士であり、日常より独立監査人との意見交換が行われるなど監事と独立監査人との連携も図られている。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】

内部監査については、「九里学園管理規程」及び同「内部監査規程」に基づき令和5(2023)年10月24日、27日に実施された。【資料 5-5-8】

(自己評価)

本学園では三様の監査体制が構築され、それぞれ厳正に実施されている。よって、会計監査の体制整備と厳正な実施は行われている。

#### (3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士・税理士及び監事との連携を図るなど、会計を適正に処理していくことに努めており、今後も一層の研鑽に励む。

### 【基準5の自己評価】

経営の規律と誠実性に関しては、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法規を遵守している。寄附行為をはじめとする各種規程も適切に整備し、高等教育機関としての社会的役割を自覚し忠実に実施している。理事会、監事、評議員会についても、私立学校法を遵守し、関連の諸規程に基づき適切に運営され、機能している。

大学の意思決定に関わる諸組織は、規程に従って整備され、相互に連携しながら機能している。学長は学内の意思を尊重しつつも、適切にリーダーシップを発揮し、円滑な大学運営を行っている。

法人と大学は毎月1回協議をしており、意思疎通に問題はない。学長は管理職教職員と定期的に協議するとともに、教授会の議長として教職員の意見を聴いている。管理職と一般教職員の意思疎通も良好であり、円滑な意思疎通をもって大学は運営されている。

法人及び大学の事務体制は整備されている。各部署には適切な人員が配置され、職員は規程に基づき業務を分掌している。管理職は教職員と定期的に意思疎通を図っており、また、一般職員も教員と連携して教学に関わるとともに、能力開発に取り組んでいる。

財務運営に関しては、財務基盤が安定的に維持されており、中期的に安定した大学運営に寄与している。外部資金導入の努力も行われている。会計処理は、公認会計士の指導のもと学校法人会計基準や関係諸規程に則り、適切に実施されている。予算編成や会計監査も適正に実施されている。

よって、基準5を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (事実の説明)

本学では「浦和大学内部質保証推進規程」を制定して、その第 1 条で「浦和大学が、建学の精神、教育理念、教育目標等の実現を図るため、教育研究活動等をはじめとする諸活動（以下「教育研究活動等」という。）の状況について組織的かつ継続的に自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的に改善・向上に向けた取組を行う」と定め、これにより、「本学の教育研究活動等の質を保証するとともに、教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明する」としている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

すなわち、本学では、教育目的を達成するための教育活動等について、組織的・継続的に自己点検・評価を行い改善の取組みを行うことで、教育活動等の質ないし水準を自ら保証しているのである。

そして第 2 条では、この目的を達成するために、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置するとしている。また、教育活動等について自己点検・評価を行い、その結果を推進委員会に報告する「自己点検・評価委員会」を置くとしている。さらに、教育活動等と自己点検・評価について客観性をもって意見をまとめ、その結果を推進委員会に報告する「外部評価委員会」を設置することも定められている。【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】

このうち、推進委員会の構成員は、学長、副学長、学部長、学科長、学園本部長、事務局長、事務局次長であり、本学の内部質保証を実施するためのいわば司令塔的な組織である。実際、第 5 条では、推進委員会は「本学全体の内部質保証システムを有効に機能させるため、次の役割を担う」とされ、「内部質保証に関する方針及び手続の策定」「中期計画の策定」「自己点検・評価の方針及び評価項目等の策定」「3 ポリシーの策定」等が挙げられている。推進委員会は本学の内部質保証の基本方針を策定することになっているのである。また、「自己点検・評価、外部評価委員会による評価及び認証評価機関による評価の結果に基づく改善・向上策の策定及び実施」「自己点検・評価等の結果、改善・向上策の結果その他内部質保証に関する情報の公表」等も挙げられている。推進委員会は改善・向上策の策定と実施、情報の公表も行うのである。【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

この結果、推進委員会が「本学における内部質保証について責任を負う」ということになり、内部質保証の組織的な責任体制が明確にされている。

##### (自己評価)

内部質保証に関しては「浦和大学内部質保証推進規程」が制定されている。そして、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」のほか「自己点検・評価委員会」や「外部評価委員会」も設置されている。このうち「内部質保証推進委員会」が内部質保証の推進に

責任を負う統括組織であり、その責任体制も明確である。よって、内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立は行われている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証のための「基本方針」及び「規程」に基づき適切に整備され、責任体制も明確になっている。組織的かつ継続的な自己点検・評価に基づいた恒常的な改善・向上を実現するための運営体制は、大学の質保証にきわめて重要であり、今後も充実を図っていく。

**6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

（事実の説明）

本学では学則第 1 条で大学の教育目的を述べた後、第 2 条第 1 項で「前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と記して、自己点検・評価の実施を自らに義務付けている。また同条第 2 項の「点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める」と、内部質保証推進規程第 2 条第 2 項の「自己点検・評価は、別に定める『浦和大学自己点検・評価委員会』において実施する」を受けて、「浦和大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、その第 10 条において、自己点検・評価の実施と公表の方法を定めている。

内部質保証推進規程第 5 条第 1 項(3)に基づき、自己点検・評価の方針及び評価項目等の策定は内部質保証推進委員会が担い、自己点検・評価委員会規程第 3 条には、点検・評価項目として、建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標、教育の内容、研究、教育の実施体制、社会的活動、学生支援、教育目標の達成度と教育の効果、管理運営、財務など 11 項目が挙げられている。

また、委員会の構成員はいずれも点検・評価の項目に関わる各種委員会ないし部署を担当している管理的立場の者であるゆえ、各構成員がそれぞれ業務を行う中で、担当の委員会ないし部署に係る項目について、日常的に点検・評価していることになる。他方一般の教職員はどこかの委員会ないし部署に所属しているので、いずれかの委員会メンバーから指示を受けたり、報告を上げたりという関係を持っている。こうした指示・協力関係を通して、本学の全教職員は多かれ少なかれ自己点検・評価に関与することになる。

自己点検・評価の結果は内部質保証推進委員会に報告され、「内部質保証推進規程」第 6 条に基づき、学長のリーダーシップの元、関係する部局等において改善・向上計画を策定、実施する。

自己点検・評価委員会の構成員は、前述の通り、管理的立場にある教職員である。このため、各構成員は担当の委員会ないし部署の業務を行いながら、いわば現場の実態とそれを反映した信頼のおける資料に基づいて、透明性の高い自己点検・評価が行われている。

【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】

自己点検・評価は「年度単位で実施」と委員会規程第 10 条第 2 項に定められ、その結果は「自己点検・評価報告書」としてまとめられ、ホームページに掲載している。日本高等教育評価機構による認証評価結果（平成 29(2017)年度受審）についてはホームページに掲載し、学内外に公表している。【資料 6-2-4】

（自己評価）

本学では学則及び内部質保証推進規程に基づいて、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有が適切に行われている。

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（事実の説明）

本学では「浦和大学 Institutional Research(IR)委員会規程」に基づいて、常設の委員会として「IR 委員会」が設置されている。委員長及び委員は学長が教職員の中から指名するので、学長直轄の委員会である。また、学長裁定により、IR 委員会と連携して IR 活動を推進する「IR 推進室」が置かれている。室長は副学長であるが、現在 IR 委員長と兼務しているので、本学の IR 活動は学長のもと、直接には副学長が統括している。【資料 6-2-5】

IR 委員会は、独自活動として、学生の学修時間と学修行動について継続的に調査・分析し、結果をホームページ上で公表している。同時に、教授会でも報告し、オンライン指導の充実や能動的な学修時間の拡大の必要性を述べて、シラバス等への反映を促している。

【資料 6-2-6】

また、学生委員会と共同で、卒業生アンケート、企業（就職先）アンケートを実施している。卒業生アンケートでは、4 年間の学生生活や、在学中に受けた教育についての調査が行われている。また企業（就職先）アンケートでは、卒業生の仕事ぶりから、本学の教育についての率直な意見を述べてもらっている。こうしたアンケートの結果は、各学科に伝えられ、教育活動やその成果の検討に活用するとともに、ホームページ上でも公表している。【資料 6-2-7】 【資料 6-2-8】

なお、入試に関する情報は入試広報課、教育活動に関する情報は教務課、クラブ・サークル活動や就職に関する情報は学生・就職課、実習に関する情報はこどもコミュニティセンターや福祉教育センターというように、各部署で関連情報を調査・収集している。そして、各種委員会は関係する各部署と連携して情報を分析し、あるいは点検・評価し、その結果を教授会等で報告して、教育活動の改善につなげ、また、必要に応じて公表している。

（自己評価）

大学の諸活動に関連する情報は、IR 委員会と IR 推進室が調査し、収集・分析しているが、一元的に情報を調査・収集・分析するまでには至っていない。しかし、関係する事務部署で必要な情報を調査し、収集している。そして、各種委員会が関連する各部署と連携して分析し、自己点検・評価等を経て、その結果を改善活動や公表につなげている。よって、実質的には、IR 活動を通じた調査、データの収集・分析、提言・改善などは行われて

いる。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年度を除いて、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページで公開している。今後も報告書の作成・公開を毎年度、定期的実施するものとする。また、自己点検・評価のさらなる誠実性と有効性を確保するため、IR 委員会と IR 推進室が中心となり、各部局が行っているアンケートや調査結果を整理し、より効率的なデータ収集と分析を進める。現在、各部局のデータの一元的な集約と、退学者についての総合的な分析に着手している。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（事実の説明）

すでに述べたように、内部質保証については「内部質保証推進規程」において、その仕組みが規定されている。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

すなわち、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」をいわば司令塔として設置し、そこで「内部質保証に関する方針及び手続の策定」を行う。具体的にいうと、教育目的を達成するために、まず、本学の建学の精神及び教育の使命・目的にそった三つのポリシーを策定する。また、大学の三つのポリシーをふまえて、学科の意向も徴しつつ、各学科の三つのポリシーを策定する。

同時に、三つのポリシーにそって教育活動等の種々の面について、中期計画及び毎年度の事業計画を策定し、その実施を促す。また、中期計画や事業計画の進捗状況などを点検・保証するためのアセスメント・プランも策定する。【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

次に、「自己点検・評価委員会」及び「外部評価委員会」が、アセスメント・プランにそって、その年度の教育活動等の全体状況について点検・評価を行う。そして、その結果を内部質保証推進委員会に報告する。【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】

同委員会は、報告を受けて改善・向上が必要な事項について改善・向上策及びその実施策を作成し、それを含む次年度の事業計画を策定する。【資料 6-3-8】

続いて、改善・向上の実施策を含む事業計画をうけて、学長はリーダーシップを発揮して、関係する各部局（各学科、各センター、各委員会、各事務組織等）の長に対し、必要な改善・向上の措置を含む事業計画の実施を促す。関係する各部局は、学長から指示のあった改善・向上策を実施するとともに、事業計画を実施に移していく。

もちろん、この後、その年度の自己点検・評価委員会と外部評価委員会の点検・評価が行われ、その結果が報告される。そして内部質保証推進委員会は、改善・向上が必要な事項について改めて改善・向上策及びその実施策を作成し、それを含む次年度の事業計画を策定する。そして学長は、各部局に事業計画の履行とともに改善・向上策を指示し、各部局は計画の実施と改善・向上を図っていくのである。

こうして、本学における教育活動等の水準について改善・向上が進み、内部質保証が推進されることになる。

(自己評価)

本学では「内部質保証推進規程」を制定し、「内部質保証推進委員会」の責任の下、三つのポリシーを起点とする内部質保証の仕組みを構築し、それを作動させて教育活動等の改善・向上につなげている。その際、「自己点検・評価委員会」だけでなく「外部評価委員会」の評価も踏まえつつ、学長がリーダーシップを発揮し中期計画や事業計画を作成し、それに基づいた内部質保証の仕組みを機能させて、大学運営の改善・向上につなげている。よって、内部質保証のための各学科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立し、機能している。

### (3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は自己点検・評価委員会などの点検・評価により、教育の改善・向上を推進してきたが、令和 4(2022)年に内部質保証推進委員会を新たに設置し、大学全体及び各学科の内部質保証の PDCA サイクルが確実に機能する仕組みが構築された。今後、教育研究活動の水準が恒常的継続的に高まるよう、この仕組みをより適切に機能させていく。

### 【基準 6 の自己評価】

本学の教育の内部質保証に関する全学的な方針は「内部質保証推進規程」の中で定められ、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」が内部質保証のための恒常的な組織として整備されている。また、内部質保証についての責任体制も同規程により明確である。

内部質保証のための自己点検・評価については、内部質保証推進規程に基づき、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会が年度単位で点検・評価を実施している。IR 推進室のほか各部署で調査・収集された情報は、関係する各種委員会と連携して自己点検・評価につなげ、その結果を改善・向上活動や公表につなげている。

このように内部質保証については、本学では、内部質保証推進規程に基づき、三つのポリシーを起点とする内部質保証の仕組みが構築されている。そして自己点検・評価や外部評価の結果を踏まえた中期計画を策定し、学長のリーダーシップの下、内部質保証の仕組みを機能させて、大学運営の改善・向上につなげているのである。

よって、基準 6 を満たしている。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 実学教育の支援と社会・地域連携

##### A-1. 福祉教育センターによる実学教育の支援

##### A-1-① 実習教育に対する支援の適切性

##### A-1-② 資格取得に関する学修支援の適切性

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 実習教育に対する支援の適切性

本学では、平成 9(1997)年の浦和短期大学福祉科設置の時より「福祉教育センター」を設け、実践的に福祉を学び、福祉関連資格の取得を目指す学生に様々な学修支援を行っている。【資料 A-1-1】

現在、福祉教育センターでは、実習担当教員と連携して、総合福祉学科に入学した学生が、実習科目を円滑に履修できるように、履修ガイダンスから実習報告書の作成、関連資格の取得に至るまで、丁寧に支援している。【資料 A-1-2】

具体的な実習支援の内容は次の通りである。

###### ①実習教育関連の資料整備

実習関連の図書・雑誌、視聴覚教材、福祉専門新聞を整備し、閲覧や必要に応じた貸出しを行っている。また、福祉に関する漫画や雑誌をオープン書架に並べ、学生の福祉への関心を高めている。さらに、学生が配属施設についての予備知識を得て、安心して実習に臨めるように、実習施設として契約している諸施設より送られてくる広報誌を学生が自由に閲覧できるようにしている。

###### ②実習に関する相談

専属の職員が、学生からの相談に随時対応している。主な相談内容は、実習への不安・実習施設の種別選択・卒業後の進路と実習との関係・実習に行くために必要な準備・実習事務手続きの方法・実習中の悩み、などである。今年度は介護職員初任者研修の授業を開講したことで、学生が実習以外のことについても相談する機会が増えたため、関係部署と連携して支援するように努めている。

###### ③障がい学生の実習支援

実習の前年度より障がいの程度や実習内容の希望について、「障がい学生支援委員会」の教員と共に聞き取りを行い、候補施設に実際に当該学生や担当教員とともに訪問し、実習受入れの調整を行っている。また、実習期間中は、施設側の理解を得て、「障がい学生支援委員会」と連携して実習支援を行っている。

###### ④効率的な実習事務処理

実習先への配属については、住所地に近い施設や実習生自らの関心分野に近い施設といった実習生のニーズに対応するため、幅広い実習施設・事業所・機関を開拓し確保している。また、実習中は、学生、教員、施設の 3 者をつなぐ連絡窓口となって対応している。

⑤実習におけるトラブル、施設からの苦情対応

実習における実習生のトラブル、実習に対する施設からの苦情等は、すべてインシデント報告書に記載し、実習事故報告書として纏め、福祉教育センター内や実習担当教員と情報を共有している。また、苦情については、各実習担当教員への迅速で正確な連絡、トラブルの解決促進、社会福祉実習運営協議会への報告を行い、本学と実習施設・機関との信頼関係の維持に努めている。

⑥実習教育の質を向上させるための取り組み—社会福祉実習施設懇談会の開催

本学では、実習受入れ施設・機関の実習担当者を招いて社会福祉実習方針の相互理解を深め、施設・機関側からの要望を聞く機会として、社会福祉実習施設懇談会を開催してきた。しかし、令和 5(2023)年度も感染対策を継続している施設が多いため、開催できなかった。現在は、懇談会の復活まで、施設との連絡調整を密に行い要望を聴取するよう心掛けている。

⑦ボランティア活動を通じた学習支援

学生が社会福祉現場に馴染み、利用者とかかわる機会を授業以外にも持つことができるように、ボランティア活動を紹介している。施設からのボランティア募集のチラシや、社会福祉協議会などからのボランティア講座のお知らせなどを掲示して、学生に情報を発信し、実際にボランティア活動に至るまでの調整を行っている。

(自己評価)

本学では、実学教育を重視する観点から、当初から福祉教育センターを置いている。同センターは、総合福祉学科の学生が支障なく学外実習を行えるよう種々の面から支援している。実習教育に対する支援は適切である。

**A-1-② 資格取得に関する学修支援の適切性**

(事実の説明)

○社会福祉士国家試験に関する学修支援

「社会福祉士国家試験対策委員会」と連携して、次のように、社会福祉士国家試験に関する学修支援を行っている。【資料 A-1-3】

①1年次～4年次を通じた国家試験の受験支援

本学では、社会福祉士を目指す学生に対し、4年間を通じた国家試験の受験支援体制を敷いている。1年次の資格取得説明会に始まり、2年次以降の学生を対象とする模擬試験の実施、主に3,4年生を対象とする受験対策講座、合格体験発表会など、各年次での学修支援を実施している。福祉教育センターは、これらの運営事務をすべて担当している。

②障がい学生の受験支援

障がい学生の受験について、(財)社会福祉振興・試験センター試験室に学生の障がい程度の情報提供及び配慮受験の申請を行っている。また、学内外で実施した模擬試験についても本試験にできるだけ近づけた形での受験環境となるよう調整を行っている。

③受験学修の環境の整備

ア) 受験支援室の設置

平成 19(2007)年度より、社会福祉国家試験受験支援室をオープンしている。室内は、個人または小グループでの学修を目的としており、喫茶設備等を用意している。なお、利用

時間は平日 9～17 時、土曜日 9～12 時で、福祉教育センターが室内利用時の管理や学修についての相談等に対応している。

イ) 卒業生への支援

卒業前に、今後の国家試験に関する情報提供の希望を受け付けており、希望者には、働きながら受験準備を行える通信教育や模擬試験の紹介、国家試験の動向等についての情報を文書で知らせている。また、本学での対策講座への参加希望者については、在学生と同条件の申込みにて受講を許可している。

○介護職員初任者研修に関する学修支援

本学では、学生に外部教育機関による介護職員初任者研修の受講を勧めるため、受講料の一部を助成する学修支援制度を設けてきた。しかし、1 年次から福祉マインドを育成するという観点から、令和 5(2023)年度から学内で介護職員初任者研修を開講することになった。これに対応して、福祉教育センターは、担当教員及び学生に対し、介護職員初任者研修講座に関する支援を行っている。

(自己評価)

本学では、学生に資格取得を推奨しているが、総合福祉学科の学生には、とくに社会福祉士や介護職員初任者研修といった福祉系の資格取得を支援している。そうした資格取得に対する福祉教育センターの支援は適切である。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

コロナ禍で学外施設との連携や学外実習の実施は困難を極めたが、現在はコロナ禍以前のように学生が支障なく実習に出かけられる体制を、早期に回復させている。また、社会福祉士や介護職員初任者研修の資格取得者を増やすため、今後も学修支援に努める。

**A-2. こどもコミュニティセンターによる実学教育の支援と社会・地域連携**

**A-2-① 実習・演習教育支援の適切性**

**A-2-② 教職課程を支える体制整備**

**A-2-③ 社会・地域連携による実践的教育の適切性**

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

**A-2-① 実習・演習教育支援の適切性**

(事実の説明)

本学では学内外の実習・演習教育支援を行う専門部署を設けて教職協働による重層的な支援を継続している。こどもコミュニティセンターは、平成 19(2007)年、こども学部こども学科設置に際して開設された。【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】

現在の主な役割は 3 つである。第一に学内外の多種多様な実習・演習教育の支援、第二にこども学部学校教育学科及び社会学部現代社会学科教職課程の支援、第三に地域と連携した教育を実践する「親子のひろば ぽっけ」の運営である。

こどもコミュニティセンターでは資格・免許に必要な学外実習以外にも、幅広く学内実習・演習教育の支援を行っている。

(自己評価)

こどもコミュニティセンターは、学内外の実習・演習教育を円滑かつ効果的に実施していくことを目指し、学生と教員の橋渡し、学外実習先との信頼関係の構築をはじめとして、実習・演習に必要な業務を行い、実習・演習教育を適切に支援している。

## A-2-② 教職課程を支える体制整備

(事実の説明)

本学は3学科に教職課程を開設して幼・小・中・高の免許状が可能である。こどもコミュニティセンターでは、「教員養成協議会」を運営するだけでなく、教育委員会や実習先等、外部機関との連携による「浦和大学拡大教員養成協議会」開催を担当している。また、「教職課程自己点検・評価報告書」作成事務を通じて教職課程の質の確保に努めている。

教職課程を支援する職員は、こどもコミュニティセンター長(副学長・教授)を含む常勤職員4人、「特別招聘講師」(実務経験者)3人である。特別招聘講師は教員を目指す学生を対象に「教職サポートセミナー」を実施して教員採用試験に向けた様々な支援を実施し、その成果は教員採用試験の合格実績につながっている。【資料 A-2-4】

(自己評価)

学科横断的な教職課程支援を行う組織体制を整え、教職課程のより良い教育を支援するための専門職員を配置している。教職課程の改善課題に取り組むための自己点検・評価を実施してPDCAサイクルの確立を通じて質の高い教員養成に努めている。

## A-2-③ 社会・地域連携による実践的教育の適切性

(事実の説明)

こどもコミュニティセンターは、学内外の実習・演習支援に止まらず、地域社会と大学をつなぎ、こどもを中心とするコミュニティ形成を目指すという、こども学部設置の理念を具現化する実践的教育の拠点でもある。

こども学部の屋台骨ともいえる、「親子のひろば ぽっけ」(以下、「ぽっけ」)は開設から17年を経て、登録親子は6,463人に上る。開室している時間帯にはキャンパスにこどもの声が響きわたり、明るく開放感のある雰囲気にも包まれる。

コロナ禍で一時的に活動縮小を余儀なくされたが、令和4(2022)年10月以降は再開し、令和6(2024)年2月現在、週2回の、予約制により開室している。「くりすますのつどい」「巣立ちの会」などコロナ禍前に実施していたイベントも再開し、学生参加の機会も増えている。

「ぽっけ」に関する全般的事項や、「ぽっけ」関連の各種講座の企画・運営等については、こどもコミュニティセンター運営委員会で検討し、こども学部と協働で実施している。これらの活動を支援するスタッフは、こどもコミュニティセンター長を含む常勤職員4人(上述)と開室時に勤務する非常勤職員(保育士・前本学教授等)6人である。

「ぽっけ」は学生、教職員と親子が出会い、互いに学び合う場であり、学部教育の根幹であることを書籍にまとめた。

学生スタッフとして参加した学生の学びを蓄積できるよう、記録様式に工夫を重ね「ぼっけすごろく」の試用を開始し、専門スタッフや教員の助言を得る振り返りの時間を設けて学生の学びを可視化できるよう努めている。【資料 A-2-5】

(自己評価)

「ぼっけ」の活動は、参加する全ての者がこどもの育ちや親子との関わりを体感的に学びあい、共感性を培い、新たな発見を促す場であり、様々な取組みを通じて、建学の精神である「実学」と「徳」とを結びつける教育の要である。

### (3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

こどもコミュニティセンターは、今後も学内外の実習・演習教育の支援をより充実させ、教職課程の教育の質の向上に力を入れる。また「親子のひろば ぼっけ」の活動をさらに発展させ、本学の教育の使命に謳われる「やさしさ」「共感」の力を涵養するよう努め、その教育成果を可視化する工夫に取り組み、地域との連携による実践的教育を確立させていくことが課題である。

### 【基準 A の自己評価】

「実学教育による人間形成」を使命・目的とする本学にとって、実習先の施設や地域社会の理解と信頼を得て、実践的教育を推進することは極めて重要である。

福祉教育センターは、総合福祉学科の教育目的達成のために学外実習や資格取得において大きな役割を果たしている。同じくこどもコミュニティセンターも、こども学部及び学科横断的な教職課程の教育目的達成のために、実習・演習科目の支援や「親子のひろば ぼっけ」の運営、講座の開設等を通じて学生教育に成果を上げている。

よって、実学教育の支援と社会連携は行われており、基準 A を満たしている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 10 条（修業年限）に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 17 条（編入学）に定めている。	3-1
第 89 条	○	学則第 37 条第 2 項（卒業）に定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 13 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 4 条（職員）に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 6 条（教授会）及び浦和大学教授会規程に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 38 条（学位）に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条（自己点検・評価等）に定めている。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条（自己点検・評価等）に定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 5 条（事務局）及び浦和大学組織・管理・事務分掌規程に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 17 条第 2 項（編入学）及び浦和大学編入学に関する規程に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条第 2 項（編入学）及び浦和大学編入学に関する規程に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	①学則第 10 条（修業年限）、7 条（学年）、8 条（学期）、9 条（休業日）に定めている。②学則第 3 条（学部・学科及び収容定員）に定めている。③学則第 19 条（授業科目）、20 条（授業期間）に定めている。④学則第 22 条（単位の授与）、23 条（学修の評価）に定めている。⑤学則第 3 条（学部・学科及び収容定員）、4 条（職員）、5 条（事務局）に定めている。⑥学則第 12 条（入学の時期）、13 条（入学資格）、14 条（入学の出願）、15 条（入学の選考）、16 条（入学の手続き及び入学許可）、17 条（編入学）、18 条（再入学・転入学）、30 条（休学）、31 条（休学期間）、32 条（復	3-1 3-2

浦和大学

		学)、33条(転学)、34条(留学)、35条(退学)、36条(除籍)(復籍)、37条(卒業)、38条(学位)に定めている。⑦学則第44条(入学検定料等の金額)、45条(授業料等の納入期)、46条(進学及び停学の場合の授業料等)、47条(休学の場合の授業料等)、48条(復学の場合の授業料等)、49条(納入した授業料等)に定めている。⑧学則第39条(表彰)、40条(懲戒)に定めている。 ⑨該当なし	
第24条	○	本条の規程に基づき、学生の学習及び健康を記録した書類の作成等を行っている。	3-2
第26条 第5項	○	学則第40条(懲戒)及び浦和大学学生懲戒処分規程に定めている。	4-1
第28条	○	本条所定の表簿を備えるとともに、浦和大学文書処理規程に規定し所定の期間保存している。	3-2
第143条	—	該当なし	4-1
第146条	—	該当なし	3-1
第147条	—	該当なし	3-1
第148条	—	該当なし	3-1
第149条	—	該当なし	3-1
第150条	○	学則第13条(入学資格)に定めている。	2-1
第151条	—	該当なし	2-1
第152条	—	該当なし	2-1
第153条	—	該当なし	2-1
第154条	—	該当なし	2-1
第161条	○	浦和大学編入学に関する規程第3条(編入学の出願資格)に定めている。	2-1
第162条	—	該当なし	2-1
第163条	○	学則第8条(学期)に定めている。	3-2
第163条の2	○	浦和大学科目等履修生規程第12条(単位修得証明書)に定めている。	3-1
第164条	—	該当なし	3-1
第165条の2	○	学則第3条第2項(学部・学科の目的等)の規定している教育上の目的を踏まえて3ポリシーを定めており、大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	浦和大学自己点検・評価委員会規程に定めている。	6-2
第172条の2	○	所定の事項を大学ホームページで公表している。	1-2 2-1

浦和大学

			3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	浦和大学学位規程第 4 条第 2 項（学位の授与）に定めている。	3-1
第 178 条	○	浦和大学編入学に関する規程第 3 条に定めている。	2-1
第 186 条	○	浦和大学編入学に関する規程第 3 条に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 1 条（目的）、第 2 条（自己点検・評価等）に定めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条の 2（学部・学科の目的等）に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	浦和大学入学者選抜規程に定めている。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に学部・学科の入学定員及び収容定員を定め、大学設置基準に定める教員組織、教員数を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に定めている。	1-2
第 5 条	○	教職課程を設けている。学則第 19 条（授業科目）に定めている。	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学位の種類や分野に応じて必要な教員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目については、専任の教授又は准教授に、それ以外の授業科目についても可能な限り専任の教員に担当させている。	3-2 4-2
第 9 条	○	現在授業を担当していない教員はいない。	3-2 4-2
第 10 条 （旧第 13 条）	○	大学設置基準に定められた教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	学則第 2 条第 4 項（自己点検・評価等）に定めている。	3-2 3-3

浦和大学

			4-2 4-3
第 12 条	○	浦和大学学長選考規程第 2 条に定めている。	4-1
第 13 条	○	浦和大学教育職員選考規程第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	浦和大学教育職員選考規程第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	浦和大学教育職員選考規程第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	浦和大学教育職員選考規程第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 19 条（授業科目）及びカリキュラム・ポリシーに定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	学則別表、STUDENT HANDBOOK に記載している。	3-2
第 21 条	○	学則第 21 条（単位）に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 20 条（授業期間）に定めている。	3-2
第 23 条	○	各学部履修細則、シラバスに記載している。	3-2
第 24 条	○	各学部、学科の履修細則に定めている。	2-5
第 25 条	○	各学部のシラバスに記載している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各学部のシラバスに記載している。	3-1
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 22 条（単位の授与）に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	各学部学科の履修細則に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	学則第 24 条の 2（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 25 条（大学以外の教育施設等における学修）に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 26 条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 27 条（長期にわたる教育課程の履修）に定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 42 条（科目等履修生）に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 37 条（卒業）に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	STUDENT HANDBOOK「キャンパス案内図」に記載している。	2-5

浦和大学

第 35 条	○	運動場、体育館、グラウンド、テニスコート、トレーニングセンター	2-5
第 36 条	○	STUDENT HANDBOOK「教室、研究室、キャンパス案内図」に記載している。 ①教室、研究室、図書館、保健室、会議室 ②教室（講義室、演習室、実験・実習室等） ③研究室は専任教員に全員に備えている。 ④該当なし	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館資料は学部、学科の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を配置している。 ②他大学間の相互協力をしている。 ③図書館に司書を配置している。 ④閲覧席、多目的学習室、開架書庫、閉架書庫などを備えている。 ⑤十分な座席数が設けられている。	2-5
第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	学部学科において、必要な機械、器具等を設置している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	環境整備、必要な経費の確保はできている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称、学部学科の名称等は、大学として適当であり、教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 41 条	—	該当なし	3-2
第 42 条	—	該当なし	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし	2-5
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2

浦和大学

			4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 58 条	—	該当なし	1-2
第 59 条	—	該当なし	2-5
第 61 条	—	該当なし	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 38 条（学位）に定めている。	3-1
第 10 条	○	浦和大学学位規程第 2 条（付記する専攻分野）に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	浦和大学学位規程を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務について、学校法人九里学園ガバナンス・コード(以下、「ガバナンス・コード」という。)を定め、公開し、教育の質の向上及びその運営の透明性を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 37 条（役員の報酬）に定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条（情報の公表）に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条（役員）に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 3 章に学校法人と役員との関係を明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 6 条（理事会）に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条（理事長の職務）、第 10 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 11 条（理事の選任）、第 13 条（監事の選任）に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 13 条（監事の選任）に定めている。	5-2

浦和大学

第 40 条	○	寄附行為第 16 条（役員の補充）に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条（評議員会）に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条（諮問事項）第 1 項に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条（諮問事項）第 2 項に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 46 条（責任の免除）、第 47 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 46 条（責任の免除）、第 47 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 46 条（責任の免除）、第 47 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 46 条（責任の免除）、第 47 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）及びガバナンス・コード 1-2-(2)に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条（決算及び実績の報告）に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条（財産目録等の備え付け及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条（役員の報酬）に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 31 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条（情報の公表）に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1

第 160 条			2-1
---------	--	--	-----

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2

浦和大学

			3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2

浦和大学

第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2

浦和大学

			4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3

浦和大学

第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人九里学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	浦和大学大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	浦和大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025（令和7年度）学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 STUDENT HANDBOOK	
【資料 F-6】	事業計画書	
	浦和大学 2024 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパス案内図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人九里学園規程集目次及び電子データ	
	浦和大学規程集目次及び電子データ	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人九里学園役員等名簿	
	理事会議事録（2023 年度）	
	評議員会議事録（2023 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算書類（過去 5 年間）	
	監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	浦和大学 2024 STUDENT HANDBOOK	
	浦和大学シラバス（こども学部・社会学部）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	浦和大学 3 ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	浦和大学社会学部現代社会学科【届出】設置計画履行状況報告書（令和 5 年度）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	浦和大学改善報告書（令和 2 年度）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	九里学園 40 年史 (p.102)	
【資料 1-1-2】	浦和大学学則 (第 1 条)	
【資料 1-1-3】	大学案内 2025 (p.12-13,18-19,24-25,30-31)	
【資料 1-1-4】	ホームページ (浦和大学について「はじめに」) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/index.html">https://www.urawa.ac.jp/about/index.html</a>	
【資料 1-1-5】	九里学園五十年史 (巻頭言)	
【資料 1-1-6】	浦和大学のミッション (ブランド・ステートメント) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/bi.html">https://www.urawa.ac.jp/about/bi.html</a>	
【資料 1-1-7】	浦和大学のビジョン	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	浦和大学大学経営会議運営規程	
【資料 1-2-2】	浦和大学内部質保証推進規程	
【資料 1-2-3】	浦和大学部局長協議会規程	
【資料 1-2-4】	浦和大学教授会規程	
【資料 1-2-5】	STUDENT HANDBOOK 2024 (表紙裏)	
【資料 1-2-6】	大学案内 2025 (p.51)	
【資料 1-2-7】	ホームページ (建学の精神) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/index.html">https://www.urawa.ac.jp/about/index.html</a>	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 1-2-8】	浦和大学 第 2 期中期計画 (2021-2025)	
【資料 1-2-9】	こども学部こども学科の 3 ポリシー こども学部学校教育学科の 3 ポリシー 社会学部総合福祉学科の 3 ポリシー 社会学部現代社会学科の 3 ポリシー	
【資料 1-2-10】	ホームページ (浦和大学の 3 ポリシー) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html">https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html</a>	
【資料 1-2-11】	浦和大学組織・管理・事務分掌規程 (第 3 章第 2 節)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生募集要項 2025 (p.2)	
【資料 2-1-2】	ホームページ (大学及び各学部・学科のアドミッション・ポリシー) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html">https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html</a>	【資料 1-2-10】 と同じ
【資料 2-1-3】	大学案内 2025 (p.12,18,24,30)	
【資料 2-1-4】	学生募集要項 2025 (p.8,12,15,22)	
【資料 2-1-5】	入試委員会議事録 (令和 5(2023)年度 6 月、9 月、10 月定例)	
【資料 2-1-6】	学生募集要項 2025 (p. 8,12,15,22)	【資料 2-1-4】 と同じ
【資料 2-1-7】	学生募集要項 2025 (p.22)	
【資料 2-1-8】	入学試験実施要項	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2024 年度前期オリエンテーション資料 (こども学部こども学科のみ例示)	
【資料 2-2-2】	STUDENT HANDBOOK 2024 (p.37-162)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-2-3】	浦和大学シラバス (抜粋)	
【資料 2-2-4】	シラバス・チェックの要領	

浦和大学

【資料 2-2-5】	2024 年度前期・欠席調査実施要領	
【資料 2-2-6】	ゼミ・アドバイザー担当一覧	
【資料 2-2-7】	ゼミ・アドバイザー指導記録（様式）	
【資料 2-2-8】	保護者懇談会資料	
【資料 2-2-9】	浦和大学組織・管理・事務分掌規程第 36 条 （図書・情報センター事務室）	
【資料 2-2-10】	浦和大学組織・管理・事務分掌規程第 39 条 （福祉教育センター事務室）	
【資料 2-2-11】	浦和大学組織・管理・事務分掌規程第 40 条 （こどもコミュニティセンター事務室）	
【資料 2-2-12】	こどもコミュニティセンターの位置	
【資料 2-2-13】	こどもコミュニティセンターの役割	
【資料 2-2-14】	「学生相談室」活動状況	
【資料 2-2-15】	浦和大学障がい学生支援委員会内規	
【資料 2-2-16】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.22,p336-339）	
【資料 2-2-17】	オフィスアワー実施日一覧表	
【資料 2-2-18】	浦和大学授業アシスト職員就業規則	
【資料 2-2-19】	中途退学等の報告書（様式）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学則別表（キャリア形成）	
【資料 2-3-2】	2023 年度キャリアインターンシップ実施企業一覧	
【資料 2-3-3】	浦和大学就職・進学委員会規程	
【資料 2-3-4】	学生・就職課利用状況表	
【資料 2-3-5】	「浦和大学就職ナビ」	
【資料 2-3-6】	2023 年度卒業生進路先一覧	
【資料 2-3-7】	2023 年度プレミアムサポートプログラム実施報告	
【資料 2-3-8】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.210-213）	
【資料 2-3-9】	Career Guide Book 2024	
【資料 2-3-10】	進路希望登録票（様式）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生募集要項 2025（p.27-29）	
【資料 2-4-2】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.198-203）	
【資料 2-4-3】	九里總一郎記念奨学金規程	
【資料 2-4-4】	浦和大学九里總一郎記念奨学金規程施行細則	
【資料 2-4-5】	浦和大学学費減免及び徴収猶予に関する規程	
【資料 2-4-6】	浦和大学学費減免及び徴収猶予に関する規程の内規	
【資料 2-4-7】	浦和大学遠隔地出身学生学費減免規程	
【資料 2-4-8】	浦和大学特待生選考規程	
【資料 2-4-9】	浦和大学特待生待遇に関する停止・継続審査内規	
【資料 2-4-10】	浦和大学私費外国人留学生授業料等減免に関する規程	
【資料 2-4-11】	2023 年度活動クラブ・サークル一覧	
【資料 2-4-12】	保健室、学生相談室等の利用状況	
【資料 2-4-13】	「障がい学生支援室」活動状況	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.336-341）	
【資料 2-5-2】	「親子のひろば ぽっけ」リーフレット	
【資料 2-5-3】	図書・情報センター概要（全体図）	
【資料 2-5-4】	学内 PC、ネットワーク利用の手引き	
【資料 2-5-5】	図書・情報センター利用状況一覧	

浦和大学

【資料 2-5-6】	2023 年度前期・後期履修登録集計表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度前期・後期授業評価アンケート実施報告、フィードバック作成依頼	
【資料 2-6-2】	2023 年度教員表彰者一覧	
【資料 2-6-3】	「リーダー研修会」資料及び学長懇談会記録	
【資料 2-6-4】	2023 年度在学生（2 年生）アンケート、2023 年度在学生（3 年生）アンケート調査結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	浦和大学学則（第 1 条及び第 3 条の 2）	
【資料 3-1-2】	大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシー	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 3-1-3】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.261-263）	
【資料 3-1-4】	ホームページ（大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシー） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html">https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html</a>	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 3-1-5】	浦和大学学則（第 21 条～第 23 条）	
【資料 3-1-6】	浦和大学学則（第 37 条及び別表 2-1～4）	
【資料 3-1-7】	浦和大学こども学部履修細則	
【資料 3-1-8】	浦和大学こども学部こども学科履修細則	
【資料 3-1-9】	浦和大学こども学部学校教育学科履修細則	
【資料 3-1-10】	浦和大学社会学部履修細則	
【資料 3-1-11】	浦和大学社会学部総合福祉学科履修細則	
【資料 3-1-12】	浦和大学社会学部現代社会学科履修細則	
【資料 3-1-13】	ホームページ（情報公開） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/information.html">https://www.urawa.ac.jp/about/information.html</a>	
【資料 3-1-14】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.31-32）	
【資料 3-1-15】	浦和大学特待生待遇に関する停止・継続審査内規	
【資料 3-1-16】	浦和大学学費減免及び徴収猶予に関する規程の内規	
【資料 3-1-17】	2023 年度こども学科卒業研究発表会資料	
【資料 3-1-18】	2023 年度学校教育学科卒業研究発表会資料	
【資料 3-1-19】	2023 年度総合福祉学科卒業論文抄集	
【資料 3-1-20】	2023 年度現代社会学科卒業研究発表会資料	
【資料 3-1-21】	浦和大学学則（第 24 条の 2～第 26 条）	
【資料 3-1-22】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.21）	
【資料 3-1-23】	浦和大学シラバス（抜粋）	
【資料 3-1-24】	こども学部履修細則及び社会学部履修細則（学修の評価）	
【資料 3-1-25】	浦和大学教授会規程（第 6 条）	
【資料 3-1-26】	浦和大学教授会資料（卒業認定）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学及び各学部・学科のカリキュラム・ポリシー	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 3-2-2】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.263-266）	
【資料 3-2-3】	ホームページ（大学及び各学部・学科のカリキュラム・ポリシー） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html">https://www.urawa.ac.jp/about/policy.html</a>	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 3-2-4】	浦和大学学則（第 19 条及び別表 1-1～4）	
【資料 3-2-5】	各学科履修系統図	
【資料 3-2-6】	各学科履修モデル	
【資料 3-2-7】	STUDENT HANDBOOK 2024（p.23-25）	

浦和大学

【資料 3-2-8】	浦和大学シラバス (抜粋)	【資料 2-2-3】 と同じ
【資料 3-2-9】	「シラバス記載要領」及び「シラバス・チェックの要領」	
【資料 3-2-10】	各学部履修細則 (履修登録できる単位数の上限)	
【資料 3-2-11】	浦和大学教養教育委員会規程	
【資料 3-2-12】	浦和大学教養教育委員会議事録 (2023 年度)	
【資料 3-2-13】	浦和大学シラバス (抜粋)	
【資料 3-2-14】	浦和大学シラバス (抜粋)	
【資料 3-2-15】	浦和大学シラバス (抜粋)	
【資料 3-2-16】	浦和大学シラバス (抜粋)	
【資料 3-2-17】	浦和大学シラバス (抜粋)	
【資料 3-2-18】	「親子のひろば ぽっけ」リーフレット	【資料 2-5-2】 と同じ
【資料 3-2-19】	2023 年度フィールド体験資料	
【資料 3-2-20】	2024 年度新入生合宿実施資料 (学校教育学科、総合福祉学科)	
【資料 3-2-21】	STUDENT HANDBOOK 2024 (p.100-101,115)	
【資料 3-2-22】	浦和大学規程集、各委員会規程抜粋	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	浦和大学アセスメント・プラン	
【資料 3-3-2】	2023 年度前期・後期履修登録集計表	【資料 2-5-6】 と同じ
【資料 3-3-3】	UNIPA 成績照会画面	
【資料 3-3-4】	浦和大学教授会資料 (卒業認定)	【資料 3-1-26】 と同じ
【資料 3-3-5】	2023 年度こども学科卒業研究発表会資料	【資料 3-1-17】 と同じ
【資料 3-3-6】	2023 年度学校教育学科卒業研究発表会資料	【資料 3-1-18】 と同じ
【資料 3-3-7】	2023 年度総合福祉学科卒業論文抄集	【資料 3-1-19】 と同じ
【資料 3-3-8】	2023 年度現代社会学科卒業研究発表会資料	【資料 3-1-20】 と同じ
【資料 3-3-9】	各資格・免許取得状況一覧	
【資料 3-3-10】	進路アンケート調査集計結果	
【資料 3-3-11】	ホームページ (本学学生の学修状況について (2023 年度)) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/information.html">https://www.urawa.ac.jp/about/information.html</a>	
【資料 3-3-12】	卒業生アンケート集計結果	
【資料 3-3-13】	企業向け (就職先) アンケート集計結果	
【資料 3-3-14】	内部質保証推進委員会議事録及び関連資料	

**基準 4. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	浦和大学組織・管理・事務分掌規程 (第 11 条第 1~2 項、第 12 条)	
【資料 4-1-2】	浦和大学経営会議運営規程	【資料 1-2-1】 と同じ
【資料 4-1-3】	浦和大学内部質保証推進規程	【資料 1-2-2】 と同じ
【資料 4-1-4】	浦和大学部局長協議会規程	【資料 1-2-3】 と同じ
【資料 4-1-5】	浦和大学教授会規程	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 4-1-6】	浦和大学組織・管理・事務分掌規程 (第 3 条、第 4 条、第 10 条、第 11~22 条、第 33~41 条)	
【資料 4-1-7】	浦和大学学則 (第 6 条)	
【資料 4-1-8】	浦和大学教授会規程 (第 6 条)	
【資料 4-1-9】	学校法人九里学園寄附行為施行細則	
【資料 4-1-10】	浦和大学就業規則 (第 2 条)	
【資料 4-1-11】	学校法人九里学園稟議規程	
【資料 4-1-12】	Institutional Research(IR)推進室設置要項 (学長裁定)	

浦和大学

【資料 4-1-13】	大学改革推進室設置要項（理事長裁定）	
【資料 4-1-14】	「リーダー研修会」資料	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-1-15】	図書・情報センター運営協議会規程	
【資料 4-1-16】	福祉教育センター運営委員会規程	
【資料 4-1-17】	こどもコミュニティセンター運営委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教職課程認定申請書類抜粋	
【資料 4-2-2】	浦和大学教育職員選考規程	
【資料 4-2-3】	浦和大学教育職員審査規程	
【資料 4-2-4】	浦和大学教育職員審査内規	
【資料 4-2-5】	浦和大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程	
【資料 4-2-6】	2023 年度研究計画書（様式）	
【資料 4-2-7】	2023 年度教育研究年次報告書（様式）	
【資料 4-2-8】	2023 年度前期・後期授業評価アンケート実施報告、フィードバック作成依頼	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-9】	FD・SD 研修会次第（2023 年度）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	浦和大学スタッフ・ディベロップメント（SD）推進委員会規程	
【資料 4-3-2】	SD 研修会次第（2023 年度）	
【資料 4-3-3】	事務職員参加研修会一覧（2023 年度）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	浦和大学研究紀要「浦和論叢」目次（第 69,70 号） ホームページ（浦和大学リポジトリ） <a href="https://urawa.repo.nii.ac.jp/">https://urawa.repo.nii.ac.jp/</a>	
【資料 4-4-2】	浦和大学図書・紀要委員会規程	
【資料 4-4-3】	浦和大学研究倫理審査規程	
【資料 4-4-4】	浦和大学における研究活動の不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-5】	浦和大学における公的研究費の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-6】	浦和大学個人研究費規程	
【資料 4-4-7】	浦和大学特定研究助成に関する規程	
【資料 4-4-8】	浦和大学特定研究助成審査基準	
【資料 4-4-9】	浦和大学公的研究補助金（科学研究費補助金）経理事務取扱要領	
【資料 4-4-10】	浦和大学における公的研究費の不正防止に関する規程	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 4-4-11】	浦和大学公的研究費の不正防止委員会規程	
【資料 4-4-12】	浦和大学における公的研究費に関する内部監査規程	
【資料 4-4-13】	浦和大学研究員に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人九里学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人九里学園寄附行為施行規則	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人九里学園管理規程	
【資料 5-1-4】	ホームページ（情報公開） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/information.html">https://www.urawa.ac.jp/about/information.html</a> （大学運営・関連施設） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/facility.html">https://www.urawa.ac.jp/about/facility.html</a> （教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報）	

浦和大学

	<a href="https://www.urawa.ac.jp/about/provision.html">https://www.urawa.ac.jp/about/provision.html</a>	
【資料 5-1-5】	ホームページ(大学運営・関連施設「学校法人九里学園 ガバナンス・コード」) <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/facility.html">https://www.urawa.ac.jp/about/facility.html</a>	
【資料 5-1-6】	学校法人九里学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-7】	理事会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-8】	評議員会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-9】	環境方針及び年次計画	
【資料 5-1-10】	学校法人九里学園ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-11】	学校法人九里学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-12】	浦和大学学生個人情報保護細則	
【資料 5-1-13】	浦和大学防災等危機管理規程	
【資料 5-1-14】	浦和大学学外行事における安全対策及び緊急時の対応に関する内規	
【資料 5-1-15】	2023 年度防災訓練実施書、防災対応マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人九里学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人九里学園管理規程	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-2-3】	役員等の名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	理事会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-5】	理事会・評議員会出欠状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	浦和大学経営会議運営規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 5-3-2】	浦和大学学生確保・大学改革推進委員会規程	
【資料 5-3-3】	学校法人九里学園人事委員会規程	
【資料 5-3-4】	学校法人九里学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	役員等の名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	理事会・評議員会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	2023 年度監事監査実施方針, 定期内部監査実施計画書	
【資料 5-3-8】	2023 年度監査報告書	
【資料 5-3-9】	監事監査報告(浦和大学), 内部監査報告(浦和大学)	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	浦和大学第 2 期中期計画	
【資料 5-4-2】	学校法人九里学園第 2 期中期計画(2021 年 3 月 13 日理事会資料)	
【資料 5-4-3】	浦和大学経営会議運営規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 5-4-4】	浦和大学教授会規程	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-4-5】	浦和大学部局長協議会規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-4-6】	貸借対照表関係比率	【表 5-4】と同じ
【資料 5-4-7】	事業活動収支計算書関係比率	【表 5-2, 5-3】と同じ
【資料 5-4-8】	科研費収支簿	
【資料 5-4-9】	寄付申込書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人九里学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人九里学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人九里学園経理事務処理要領	
【資料 5-5-4】	理事会・評議員会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-5】	学校法人九里学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人九里学園管理規程	【資料 5-1-3】と同じ

【資料 5-5-7】	2023 年度監査報告書	【資料 5-3-8】 と同じ
【資料 5-5-8】	学校法人九里学園内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	浦和大学内部質保証の基本方針	
【資料 6-1-2】	浦和大学内部質保証推進規程	【資料 1-2-2】 と同じ
【資料 6-1-3】	浦和大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	浦和大学外部評価委員会規程	
【資料 6-1-5】	浦和大学内部質保証の体制（イメージ図）	
【資料 6-1-6】	浦和大学 2024 年度事業計画	【資料 F-6】 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	浦和大学学則（第 2 条）	
【資料 6-2-2】	浦和大学内部質保証推進規程	【資料 1-2-2】 と同じ
【資料 6-2-3】	浦和大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-3】 と同じ
【資料 6-2-4】	ホームページ（大学概要「自己点検・評価報告」） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/outline.html">https://www.urawa.ac.jp/about/outline.html</a>	
【資料 6-2-5】	浦和大学 Institutional Research（IR）委員会規程	
【資料 6-2-6】	ホームページ（本学学生の学修状況について（2023 年度）） <a href="https://www.urawa.ac.jp/about/information.html">https://www.urawa.ac.jp/about/information.html</a>	【資料 3-3-11】 と同じ
【資料 6-2-7】	卒業生アンケート集計結果	【資料 3-3-12】 と同じ
【資料 6-2-8】	企業向け（就職先）アンケート集計結果	【資料 3-3-13】 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	浦和大学内部質保証推進規程	【資料 1-2-2】 と同じ
【資料 6-3-2】	浦和大学内部質保証の体制（イメージ図）	【資料 6-1-5】 と同じ
【資料 6-3-3】	浦和大学アセスメント・プラン：具体的な検証方法	
【資料 6-3-4】	浦和大学における三つのポリシーに基づくアセスメントの仕組み	
【資料 6-3-5】	内部質保証推進委員会ワーキング・グループ活動経過	
【資料 6-3-6】	浦和大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-3】 と同じ
【資料 6-3-7】	浦和大学外部評価委員会規程	【資料 6-1-4】 と同じ
【資料 6-3-8】	浦和大学 2024 年度事業計画	【資料 F-6】 と同じ

基準 A. 実学教育の支援と社会・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 福祉教育センターによる実学教育の支援		
【資料 A-1-1】	浦和大学福祉教育センター運営委員会規程	【資料 4-1-16】 と同じ
【資料 A-1-2】	福祉教育センターの支援活動(1)	
【資料 A-1-3】	福祉教育センターの支援活動(2)	
A-2. こどもコミュニティセンターによる実学教育の支援と社会・地域連携		
【資料 A-2-1】	こどもコミュニティセンター運営委員会規程	【資料 4-1-17】 と同じ
【資料 A-2-2】	こどもコミュニティセンターの役割	
【資料 A-2-3】	こどもコミュニティセンターの支援(1)実習・演習教育の支援	
【資料 A-2-4】	こどもコミュニティセンターの支援(2)教職課程を支える体制	
【資料 A-2-5】	こどもコミュニティセンターの支援(3)社会・地域連携による実践的教育	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。